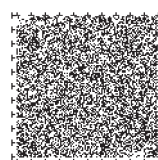




久留米市こども計画

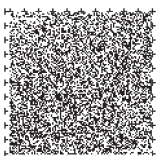


令和7年9月
久留米市



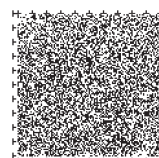
【 目 次 】

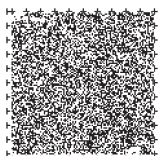
第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の目的	1
2 計画の位置づけ	1
3 第2期くるめ子どもの笑顔プラン・久留米市子どもの貧困対策推進計画の検証	2
4 計画期間	4
5 計画の対象	4
第2章 計画の基本的な考え方	5
1 基本理念・基本視点	5
2 基本目標	6
3 施策の体系	7
4 基本目標に対する成果指標等	8
5 SDGsとの関係	9
第3章 施策の内容	11
基本目標1 「こども・若者の権利を保障する」	11
基本目標2 「全てのこども・若者が夢や希望をもって成長できる」	13
基本目標3 「安心して生み育てられる」	18
基本目標4 「こどもの健やかな育ちを守る」	25
基本目標5 「こども・若者・子育てを支え合う」	33
第4章 子ども・子育て支援事業計画	37
1 児童人口の推計	37
2 幼児教育・保育の量の見込みと確保の内容	38
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容	49
第5章 計画の推進	65
1 計画の推進体制	65
2 計画の進捗管理と点検・評価	65



資料編..... 67

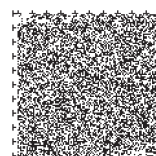
1	こども・若者及び子育てに関する基礎データ.....	67
	■障害児の現状と支援の状況	67
	■こども・若者の自殺の現状	71
	■悩みや不安を抱えるこども・若者の現状と支援状況.....	73
	■結婚及び少子化の現状	81
	■児童虐待の現状	85
2	各種調査結果の概要	87
	■久留米市子育てに関するアンケート調査（令和5年度）の結果.....	87
	■久留米市子どもの生活実態調査（令和6年度）の結果.....	90
	■久留米市ひとり親家庭実態調査（令和3年度）の結果.....	94
	■久留米市ヤングケアラー支援のための子どもの生活実態調査（令和5年度）の結果.....	97
	■こども・若者ワークショップ（令和6年度）の結果.....	99
	■グループインタビュー（令和6年度）の結果.....	102
3	こども基本法及びこども大綱	105
4	子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）	107
5	計画策定の経緯等	108

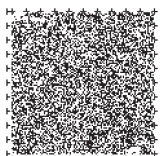




第 1 章

計画策定の趣旨





第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の目的

令和5年4月1日に施行されたこども基本法では、日本国憲法、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すこととしています。

本市においても、少子化が進む中、誰もが安心して子育てができ、全てのこども・若者が夢や希望をもって健やかに成長することができる環境の整備を進めていく必要があります。

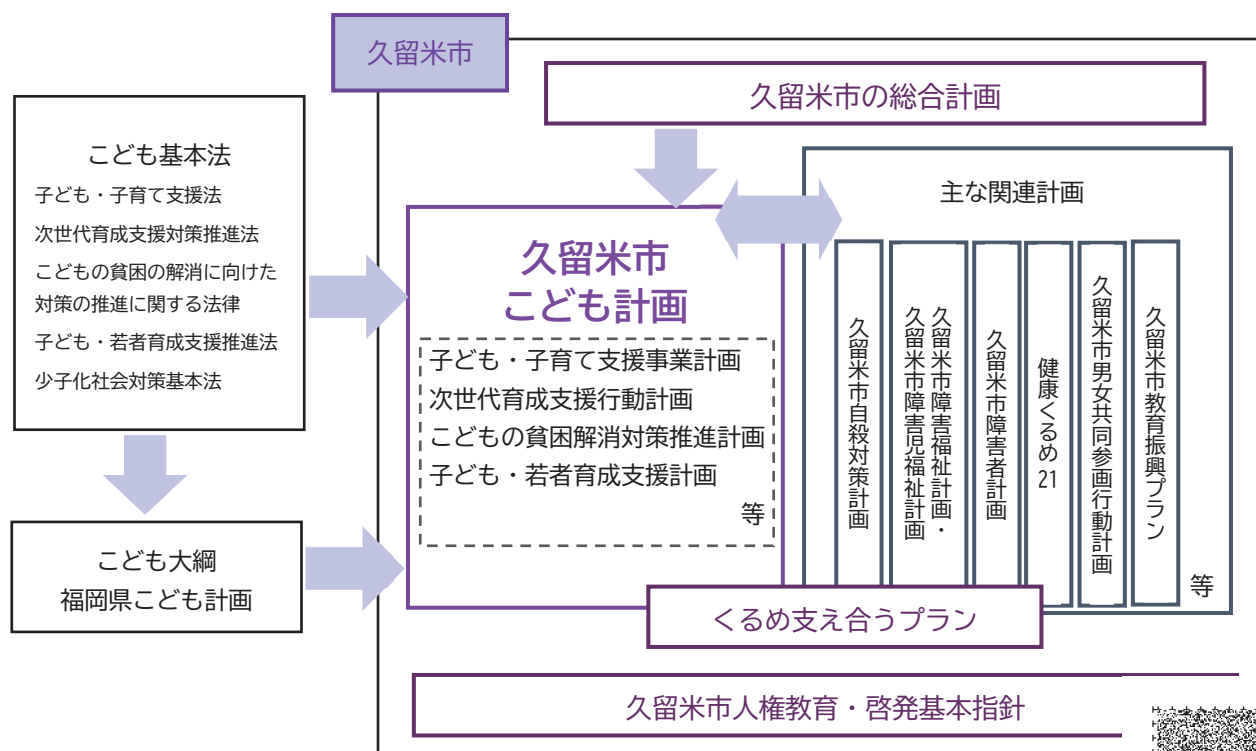
こうした状況を踏まえ、こども施策・子育て支援施策を総合的・計画的に推進するためのマスタープランとして、本計画を策定します。

2 計画の位置づけ

この計画は、久留米市の総合計画に即したこども・若者・子育て分野の基本的な計画として策定し、関連計画との整合・連携を図りながら推進します。

なお、こども基本法に基づく「市町村こども計画」として位置付けるとともに、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「市町村計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」などを含むものとします。

<計画の位置づけ>



3 第2期くるめ子どもの笑顔プラン・久留米市子どもの貧困対策推進計画の検証

本市では、これまで国の「子ども・子育て基本法」、「次世代育成支援対策推進法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を踏まえ、2つの計画を策定し、様々な施策を実施してきました。それぞれの計画の中間期における現状、課題と今後の取組の方向性は次のとおりです。

(1) 第2期くるめ子どもの笑顔プランの検証

① 成果指標の現状

成果指標	基準値 (R1)	現状値				
	目標値 (R6)	R2	R3	R4	R5	R6
子育てしやすいまちと思う人の割合	75.0%	— (※1)	77.9%	72.5%	72.2%	72.0%
	80.0%					
待機児童数	54人	65人	35人	7人	0人	0人
	0人					
ワーク・ライフ・バランスの環境整備が進んだと思う人の割合	40.8%	— (※1)	43.1%	37.3%	58.9% (※2)	64.4%
	50.0%					
子育て中の人が地域で交流できる場の数	42か所	42か所	42か所	42か所	42か所	42か所
	58か所					
自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合	小学6年 ▲3.8%	— (※3)	▲5.9%	▲4.5%	▲6.4%	▲1.6%
	中学3年 ▲6.3%	— (※3)	▲5.1%	▲4.3%	▲0.6%	▲3.1%
	小中学校ともに 全国平均以上					
子どものいる生活困難世帯の割合 (※4)	22.1%	—	—	—	—	19.4%
	19.6%					

※1：新型コロナウイルス感染症拡大防止対策によりアンケート調査中止。

※2：令和5年度より調査手法を市民意識調査に変更

※3：新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により市及び全国の学力・生活実態調査中止。

※4：生活困難世帯：低所得、家計のひっ迫、子どもの体験や所有物の欠如のいずれかに該当する世帯

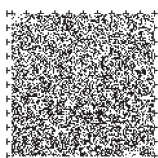
② 課題と今後の取組の方向性

成果指標の「子育てしやすいまちと思う人の割合」や「ワーク・ライフ・バランスの環境整備が進んだと思う人の割合」については、結婚や子育てといったライフステージを迎える30歳代の評価が他の世代と比べて低い状況です。更には、コロナ禍や物価高騰等の影響によって、子育て世帯を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあり、少子化傾向に歯止めがかからない状況が続いています。

こどもを生み育てることに喜びを感じることが出来る社会づくりに向け、妊娠期から出産・子育て期まで、切れ目なく寄り添うことで、子育ての負担感や不安感を緩和することが求められています。

また、成果指標の「自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合」は、令和2年以降、小・中学生共に全国平均に届いてはいません。

こどもを取り巻く環境が大きく変化しており、こどもが抱える困りごとが多様化・複雑化している中で、こども基本法の理念を踏まえ、こどもや若者など当事者の声を聴き、こどもの視点に立った取組を進めていく必要があります。



(2) 久留米市子どもの貧困対策推進計画の検証

① 成果指標の現状

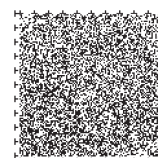
No	指標	計画掲載値	目標	直近の実績値	達成状況
1	子どものいる生活困難世帯の割合	22.1% (平成29年度)	↓	19.4% (令和6年度)	○
2	毎日朝食を食べる子どもの割合	全体92.6% 生活困難世帯88.4% (平成29年度)	↑	全体90.4% 生活困難世帯85.0% (令和6年度)	×
3	ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合	母子世帯49.7% 父子世帯74.7% (平成28年度)	↑	母子世帯51.3% 父子世帯72.9% (令和3年度)	×
4	自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合	小学6年生77.4% 中学3年生67.8% (令和元年度)	↑	小学6年生82.5% 中学3年生80.2% (令和6年度)	○
5	生活保護世帯に属する子どもの進学率 (高等学校等・大学等)	高等学校等95.2% 大学等30.9% (平成30年度)	↑	高等学校等95.3% 大学等45.8% (令和5年度)	○
6	困っていることについての相談者がいない又は相談しなかった保護者の割合	18.2% (平成29年度)	↓	19.4% (令和6年度)	×
7	近所の人と付き合いがない子どもの割合	12.1% (平成29年度)	↓	13.1% (令和6年度)	×
8	スクールソーシャルワーカーによる支援件数	163件 (平成30年度)	↑	333件 (令和6年度)	○
9	生活自立支援センターの相談支援件数	1,020件 (平成30年度)	→	1,122件 (令和5年度)	○

② 課題と今後の取組の方向性

「ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合」は、概ね横ばいとなっていますが、母子世帯においては、依然として低い状況が続いています。子育てのために短時間勤務や非正規雇用で働く、ひとり親がいる現状を踏まえて、子育て支援サービスの更なる充実に取り組む必要があります。

「子どものいる生活困難世帯の割合」は減少し、「家計がひっ迫している状態にある世帯の割合」も減少していますが、「子どもの体験や所有物の欠如を経験した子どもの割合」は増えています。経済的な負担は、やや軽減しているものの、物価高騰の状況は続いていますので、引き続き子育て世帯の経済的負担軽減に取り組んでいきます。

「困っていることについて相談者がいない又は相談しなかった保護者の割合」や「近所の人と付き合いがない子どもの割合」は、やや増えています。これは、コロナ禍により子育て世帯の孤立が進んでいるのではないかと推測されます。支援・制度につなぐためにも、孤立している子育て世帯の地域における居場所をしっかりと確保する取組を進めていきます。



4 計画期間

この計画は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間としています。なお、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとしします。



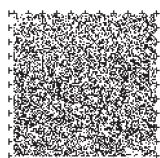
5 計画の対象

この計画は、全ての子ども・若者と子育て当事者を対象とします。

こども基本法第2条第1項では、「こども」を「心身の発達の過程にある者」と定義しています。

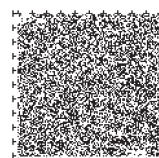
このことを踏まえ、原則として、「こども」とは0歳から18歳未満、若者とは18歳から40歳未満としますが、必要な支援が一定の年齢で途切れることがないよう、法令等の定めがある場合を除いて、柔軟に対応できることとします。

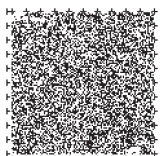
また、本計画においては、法令等で規定されている名称を使用する場合や市の事業名称や組織名称など固有名詞として使用する場合を除いて、原則として、ひらがな表記の「こども」を使用することとします。



第2章

計画の基本的な考え方





第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念・基本視点

(1) 基本理念

こども・若者や子育てを地域社会全体で支援し、安心してこどもを生み育てられる環境をつくり、全てのこども・若者が夢や希望をもって幸せな状態で成長できる、こどもの笑顔があふれるまちを目指します。

基本理念

こどもの笑顔があふれるまちづくり

(2) 基本視点

基本理念を具現化するため、計画の策定・推進にあたっては、こども大綱や福岡県こども計画を踏まえ、次の6つを基本視点とします。

①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

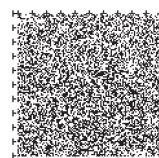
②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく

③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

⑤若い世代の生活の基盤の安定を図り、多様な価値観・考え方を前提として若い世代の結婚や子育ての希望がかなえられるようにする

⑥こどもや若者、子育て当事者が夢や希望を持つことができるよう、こども・若者、子育てをみんなで支える



2 基本目標

基本理念を実現するために、基本視点に基づき、以下の5つの基本目標を柱として具体的な施策を推進します。

①こども・若者の権利を保障する

こども・若者は、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現を行うことができる、生まれながらに権利の主体です。多様な人格を持った個人として尊重し、将来にわたり最善の利益を図ることができるよう社会全体で後押しをします。

②全てのこども・若者が夢や希望をもって成長できる

こどもや若者が、生まれ育った環境の違いにより、自らの人生の選択肢が極端に狭まることは望ましくありません。こども・若者が、自分らしく自らの希望に応じて幸せな状態で社会生活を送ることができる環境づくりを行います。

③安心して生み育てられる

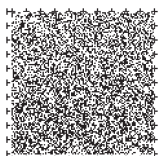
こどもの健やかな成長のためには、安心してこどもを生み、育てられる環境が必要です。共働き家庭等の増加による保育・子育て支援ニーズの多様化、子育て家庭の状況に応じた不安や悩みなどに対応できる施策の更なる充実を図ります。

④こどもの健やかな育ちを守る

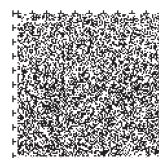
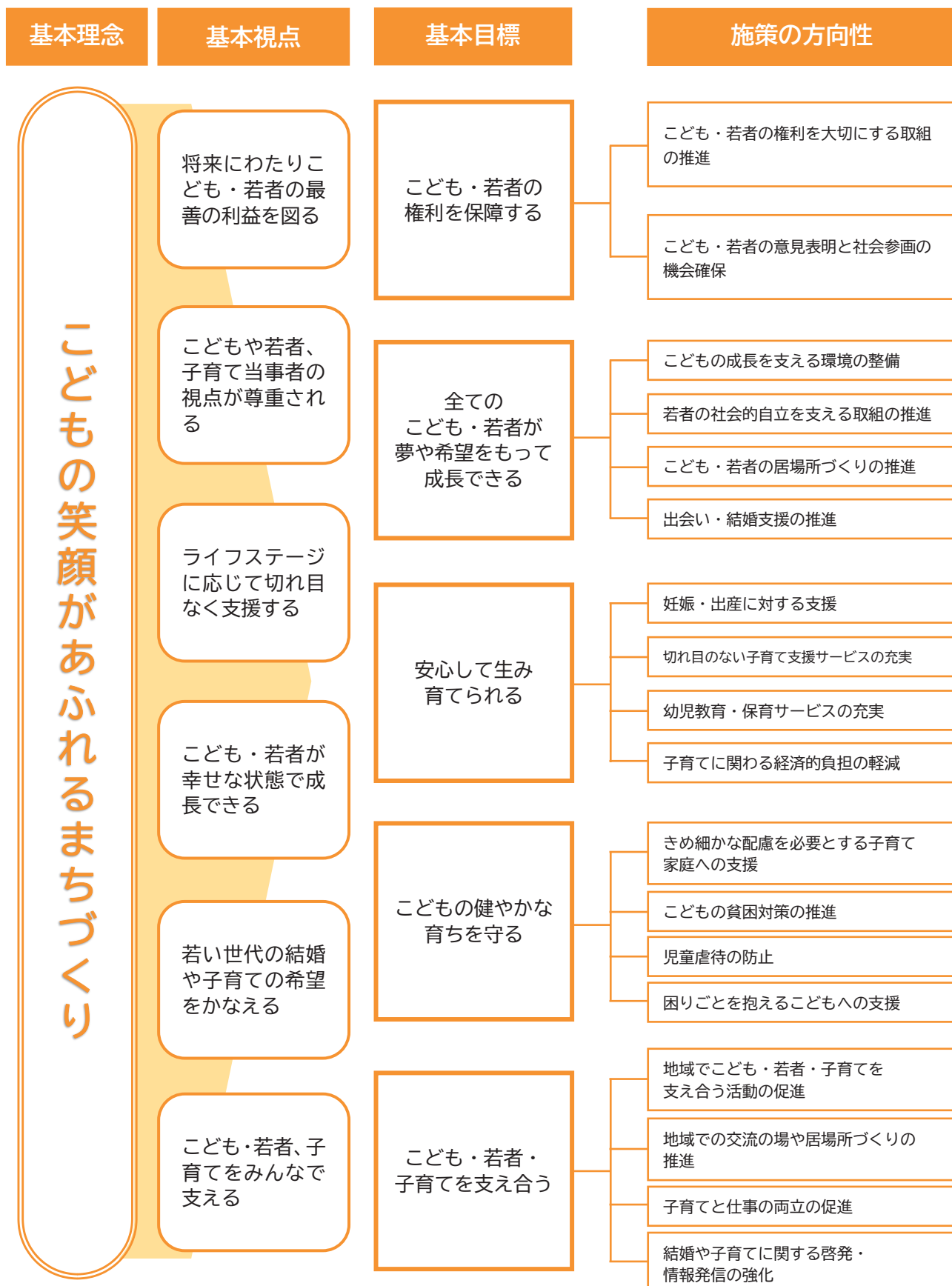
こどもの健やかな育ちを保障するためには、こどもの状況に応じて必要な支援を受けることができる環境が必要です。こどもの育ちに困りごとを抱える家庭へのきめ細かな支援やこどもの育ちを地域で見守る社会づくりを行います。

⑤こども・若者・子育てを支え合う

子育てやこども・若者の成長は家庭だけで完結するものではなく、地域とのつながりや社会全体の支援が必要です。地域で支え合える環境や多様な主体の協働による支援の中で妊娠・出産・子育てができる、こども・若者や子育て家庭が孤立しない地域づくりを行います。



3 施策の体系



4 基本目標に対する成果指標等

基本目標全体の達成度を測るために、令和 11 年度時点の到達目標を定めた「成果指標」を設定します。

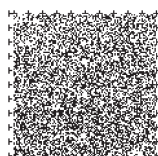
また、到達目標は定めませんが、施策の進捗状況を客観的な数値で確認するため、「取組や現状を把握する指標」を設定します。

(1) 成果指標

成果指標	現状値	目標値 令和 11 年度
自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合	小学6年生▲1.6% 中学3年生▲3.1% (令和6年度)	全国平均以上
困っていることや悩みごとを相談できる人がいる こどもの割合	93.9% (令和6年度)	96.0%
子育てしやすいまちと思う人の割合	72.0% (令和6年度)	80.0%
ワーク・ライフ・バランスの環境整備が進んだと 思う人の割合	64.4% (令和6年度)	80.0%

(2) 取組や現状を把握する指標

取組指標	現状値	関係する 基本目標	備考
こどもの権利に関する啓発講座等の実施 回数	こども 141 回 大人 56 回 (令和6年度)	1	
婚姻件数	1,186 件 (令和5年)	2	1,556 件 (平成29年)
合計特殊出生率	1.35 (令和5年)	2, 3	1.20 (全国：令和5年)
地域でのこども・若者の居場所の設置校区 数	23 校区 (令和6年度)	2, 5	
乳幼児健診における「この地域で子育てを したい」と思う親の割合	97.3% (令和5年度)	3	97.6% (平成30年度)
こどものいる生活困難世帯の割合	19.4% (令和6年度)	4	22.1% (平成29年度)
生活保護世帯に属するこどもの進学率 (高等学校等・大学等)	高等学校等 95.3% 大学等 45.8% (令和5年度)	4	高等学校等 95.2% 大学等 30.9% (平成30年度)
ひとり親の正規雇用の割合	母子世帯 51.3% 父子世帯 72.9% (令和3年度)	4	母子世帯 49.7% 父子世帯 74.7% (平成28年度)
世話をしている家族がいるこどもの割合	小6 7.8% 中2 6.3% 高2 4.2% (令和5年度)	4	小6 6.5% 中2 5.7% 高2 4.1% (全国：令和2・3年度)



取組指標	現状値	関係する基本目標	備考
こども・若者の自殺死亡率 (人口10万人当たりの自殺死亡者数)	20歳未満 3.9 20～30歳代 20.6 (令和元年～令和5年平均)	4	20歳未満 5.8 20～30歳代 18.3 (平成29年～令和3年平均)
地域での子育て中の人の居場所の設置校区数	33校区 (令和6年度)	5	

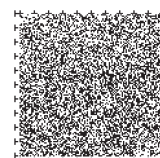
5 SDGsとの関係

「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現」を目指し、17のゴールで構成される「SDGs（持続可能な開発目標）」は、「こどもの笑顔があふれるまちづくり」の実現に向け施策・事業を進めていくにあたり、欠かせない視点です。

本計画においても、SDGsの視点を踏まえて、各施策に取り組んでいきます。



※本計画の第3章「施策の内容」では、基本目標ごとに、関係するSDGsを表示しています。



第1章
計画策定の趣旨

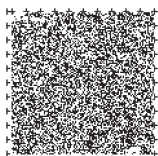
第2章
計画の基本的な考え方

第3章
施策の内容

第4章
子ども・子育て支援事業計画

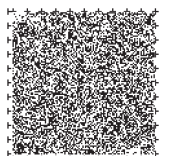
第5章
計画の推進

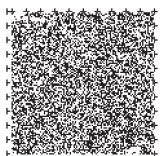
資料
編



第3章

施策の内容





第3章 施策の内容

基本目標 1 「こども・若者の権利を保障する」



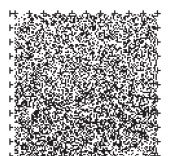
■施策の方向性

(1) こども・若者の権利を大切に取る取組の推進

こども・若者を個人として尊重し、その権利を保障し、今とこれからの最善の利益を図るためにも、こども・若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会で後押しすることが大切です。こども・若者の当事者から意見を聴きながら施策を進めるとともに、周りの大人も、そのことを認識して取り組むよう、啓発に努めます。

【主な取組】

取組名称	取組の内容	担当課
「こどもの権利」に関する周知啓発	こどもが権利の主体であることの理解を促進するため、当事者であるこども自身のみならず、周りの大人も含めて、広く周知啓発する。パネル展や人権作品の取組、各中学校区における人権のまちづくりの取組などにより、こどもの人権について考え、人権を尊重する行動につなげる機会を提供する。	子ども政策課 人権啓発センター 学校教育課
子どもの権利等啓発事業	こどもが権利を学び、自ら相談する力の育成を図ることを目的に、小学校や保育所でこどもワークショップを実施する。また、SOSを受け止める教職員及び保育士並びに保護者等に対して研修を実施することで、こどもの権利意識の向上と児童虐待の未然防止・重篤化防止を図る。	家庭子ども相談課
子どものSOSの出し方教育	市立中高等学校の生徒に対して、自己肯定感を高め、将来にわたり危機に陥った時にSOSが出せるようになるためにSOSの出し方教育を実施する。市立中高等学校の教職員に対して、自殺対策の意識を高め、生徒から出されたSOSを受け止め、適切な支援につなげられるようになるための研修を実施する。	保健所保健予防課

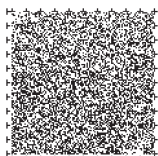


(2) こども・若者の意見表明と社会参画の機会確保

こども・若者が意見表明や社会参画することは、自己肯定感や自己有用感、主体性を高めることにつながります。行政にとっては、当事者のニーズを的確に捉えることになり、施策の実効性を高めることにもなります。こども・若者とともに社会をつくるという認識のもと、安心して意見を述べることができる場や社会づくりに参画できる機会を確保していきます。

【主な取組】

取組名称	取組の内容	担当課
こども・若者を対象としたワークショップ	こども・若者の意見をこども計画や施策に反映させるため、ワークショップを実施する。実施にあたっては、わかりやすく工夫するとともに、フィードバックを行う。	子ども政策課
こども・若者の意見表明の機会づくり	当事者であるこども・若者自身が、広く意見を表明することができるよう、様々な媒体や方法を活用して実施する。	子ども政策課等
こども・若者の社会参画の推進	こども・若者が関わる施策について、こども・若者が、会議の委員等になり、意思決定のプロセスに参画できるよう検討を進める。	子ども政策課等



基本目標2 「全てのこども・若者が夢や希望をもって成長できる」



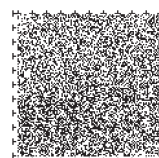
■施策の方向性

(1) こどもの成長を支える環境の整備

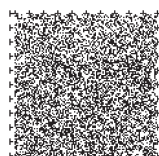
こどもが安全・安心を確保された場で、様々な体験の機会を得ながら、自己肯定感を高めることができる環境を整えとともに、成育環境などを理由に自らの進路の選択が制約されることがないように支援していきます。

【主な取組】

取組名称	取組の内容	担当課
学童保育事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、学童保育所において適切な遊びや生活の場を提供する。また、施設及び支援員の確保の取組を進め、全校区での高学年児童の受入や途中入所ができる体制を整備する。	子ども政策課
「こどもの権利」に関する周知啓発（再掲）	こどもが権利の主体であることの理解を促進するため、当事者であるこども自身のみならず、周りの大人も含めて、広く周知啓発する。パネル展や人権作品の取組、各中学校区における人権のまちづくりの取組などにより、こどもの人権について考え、人権を尊重する行動につなげる機会を提供する。	子ども政策課 人権啓発センター 学校教育課
こどもが相談できる窓口等	こどもの困りごと・悩みへ対応するため、18歳未満の児童の悩みや不安に対応する「結らいいん」（電話・電子メール）などを設けて、こども自身が利用できる相談先を周知し、相談支援を行う。	こども子育てサポートセンター
思春期保健対策事業	思春期の児童生徒に対して、性に関する正しい知識の習得や適切な行動変容を促すため、関係機関と連携を図り、出前講座の質の維持・向上に努め、教育機関での実施拡大を図る。	こども子育てサポートセンター



取組名称	取組の内容	担当課
子どものSOSの出し方教育（再掲）	市立中高等学校の生徒に対して、自己肯定感を高め、将来にわたり危機に陥った時にSOSが出せるようになるためにSOSの出し方教育を実施する。市立中高等学校の教職員に対して、自殺対策の意識を高め、生徒から出されたSOSを受け止め、適切な支援につなげられるようになるための研修を実施する。	保健所保健予防課
子どもの文化芸術体験機会創出	こどもの豊かな感性や創造性を育むため、経済的な状況や様々な家庭環境に関わらず、早い時期から、こどもが本物の文化芸術に触れ、創造的体験ができるように、芸術家や地域の文化芸術団体等と連携しながら、機会や場の提供に取り組んでいく。	文化振興課 久留米シティプラザ事業制作課 田主丸総合支所文化スポーツ課 城島総合支所文化スポーツ課
体験活動推進事業	こどもの体験活動事業を通じ、団体生活の楽しさや友情の深まりなどを体験する場を創出し、こどもの自主性・協調性・創造性を育む。	生涯学習推進課

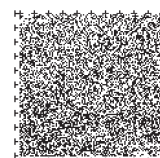


(2) 若者の社会的自立を支える取組の推進

若者が専門性や職業性を身に付け、夢や希望を持って自己の可能性を伸展させながら、就職や進学などのライフイベントの選択を行うことができ、その決定が尊重されるように様々な取組を進めるとともに、悩みや不安を抱える若者に対する相談支援体制の充実を図ります。

【主な取組】

取組名称	取組の内容	担当課
こどもが相談できる窓口等（再掲）	こどもの困りごと・悩みへ対応するため、18歳未満の児童の悩みや不安に対応する「結らいん」（電話・電子メール）などを設けて、こども自身が利用できる相談先を周知し、相談支援を行う。	こども子育てサポートセンター
プレコンセプションケア	若者が、将来、妊娠を希望する場合に、より健全な妊娠・出産のチャンスを増やすことができるよう、出前講座やホームページを通して、プレコンセプションケアの周知啓発を図る。	こども子育てサポートセンター
若者相談支援事業	概ね中学校卒業後から39歳までの悩みや不安を抱える若者に対し、支援機関・団体などと連携して相談支援を行う。若者の居場所づくりと連携し、居場所に集う若者の悩みを相談へ繋げる仕組みづくりに取り組む。	青少年育成課
市民活動・絆づくり推進事業費補助金（学生・若者活動活性化事業枠）	市民活動を支援する補助制度のなかで、採択要件を緩和した学生または若者向けの特別枠を設定し、学生・若者が主体となった市民活動を支援する。	協働推進課
若者の犯罪加担防止を図る啓発事業	若い世代がSNS等を悪用した犯罪に手を染めたり、犯罪に巻き込まれたりしないよう市内の教育機関等と連携し、若者の犯罪加担防止のための啓発を行う。	安全安心推進課
デートDV防止啓発講座	恋人・元恋人といった親しい関係の中で起こる身体的、精神的、性的、経済的暴力（デートDV）に関する理解と認識を深め、暴力の防止、被害時の早期相談の促進のための啓発を行う。	男女平等推進センター
次世代男女共同参画促進事業	大学生や専門学校生を対象に、将来の「仕事」と「家庭」の在り方を考える講座を行い、自身のライフプランを立てると同時に若い世代のキャリア形成を支援する。	男女平等推進センター

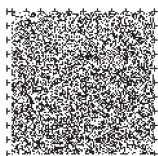


(3) こども・若者の居場所づくりの推進

こども・若者が将来にわたって幸せな状態で成長するためには、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、自己肯定感や自己有用感を高めることが重要です。こども・若者の主体性を大切にしながら、地域でのこども・若者の居場所づくりなどに取り組みます。

【主な取組】

取組名称	取組の内容	担当課
こども食堂事業	食事の提供だけでなく、こどもが安全・安心に過ごすことができる居場所として実施されるこども食堂に対し、その運営や施設整備に係る費用の補助を行う。様々なこどもたちが利用できる場所となることを目指し、実施校区の拡大を図る。	子ども政策課
学童保育事業（再掲）	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、学童保育所において適切な遊びや生活の場を提供する。また、施設及び支援員の確保の取組を進め、全校区での高学年児童の受入や途中入所ができる体制を整備する。	子ども政策課
こどもの居場所づくり	こども食堂以外にも、こどもが安全・安心に過ごすことができる居場所が必要であることから、様々な形態・手法による居場所づくりの検討を進める。	子ども政策課等
若者の居場所づくり	若者の居場所の実態やニーズ等の把握、運営の担い手の発掘・養成を行うとともに、同じような悩みや困難を抱える若者同士の交流の場づくりや仲間づくりのサポートを行う。	青少年育成課

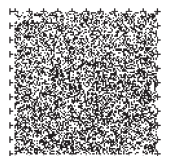


(4) 出会い・結婚支援の推進

若い世代がライフイベントの重なる時期において、社会の中で自らを活かす場をもつことができ、将来の見通しを持てるようにすることは重要です。多様な価値観・考え方を尊重しつつ、若い世代の視点に立って、自らの主体的な選択により、結婚したいと望んだ時に実現できるよう、出会いの機会の創出や経済的な支援などを行います。

【主な取組】

取組名称	取組の内容	担当課
結婚新生活支援補助金	少子化対策の一環として、新生活にかかる住居賃貸（取得）費等の一部を補助することで、結婚にかかる経済的負担を軽減する。	子ども政策課
魅力アップセミナー・出会いイベント	少子化対策の一環として、結婚を希望する若者を対象に、個人の魅力を高める方法等を学ぶセミナー、そこで学んだ内容の実践の場として出会いイベントを開催する。	子ども政策課
プレコンセプションケア（再掲）	若者が、将来、妊娠を希望する場合に、より健全な妊娠・出産のチャンスを増やすことができるよう、出前講座やホームページを通して、プレコンセプションケアの周知啓発を図る。	こども子育てサポートセンター



基本目標3 「安心して生み育てられる」



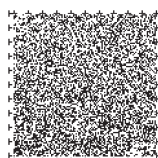
■施策の方向性

(1) 妊娠・出産に対する支援

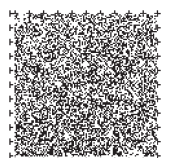
こどもの成長やその後の子育てにも影響を及ぼす妊娠・出産期の支援として、「こども子育てサポートセンター」を中心に、専門的な相談体制の充実や、医療機関等との連携による産前・産後の支援サービスの提供を行います。

【主な取組】

取組名称	取組の内容	担当課
思春期保健対策事業（再掲）	思春期の児童生徒に対して、性に関する正しい知識の習得や適切な行動変容を促すため、関係機関と連携を図り、出前講座の質の維持・向上に努め、教育機関での拡大を図る。	こども子育てサポートセンター
予期しない妊娠への相談支援（妊娠ほっとライン）	保健師等の専門職が、予期しない妊娠などの相談に対して、専用電話やメールでの相談支援を行うことにより、相談者の孤立を防ぐとともに、孤立出産や生後0日死亡等の母子の生命と健康の危機を回避する。	こども子育てサポートセンター
不育症検査費・治療費助成事業	不育症に悩む方を支援するために、検査費用・治療費用の助成を行い、経済的負担の軽減を図る。また、企業等の機関に対して、正しい知識の普及や治療を受ける方への理解を促進する。	こども子育てサポートセンター
母子（親子）健康手帳交付時の保健指導の実施	妊娠届出時に妊婦の問題の早期把握や早期支援を行うための面談を行い、必要に応じて各種事業の紹介や個別支援等を実施していく。	こども子育てサポートセンター
妊婦健康診査事業	安全・安心な妊娠・出産のため妊婦健診を行い、県等と連携しながら、必要時、妊婦健診内容の拡充を図る。	こども子育てサポートセンター
妊婦等包括相談支援事業（出産・子育て伴走型相談支援事業）	全ての妊産婦等へ様々な機会を捉え伴走型相談支援を行っていく。また、妊婦のための支援給付と一体的に実施することで、安心してこどもを生み、育てることのできる環境づくりを目指す。	こども子育てサポートセンター
マタニティ交流会	妊娠期・産後の孤立を防ぐため妊婦同士の交流会を実施する。また地域の子育て支援施設にて実施することで、産後の利用につながるための機会としていく。	こども子育てサポートセンター



取組名称	取組の内容	担当課
妊娠期・出産後の健康教育・相談	マタニティ教室や出産後の子育て等の相談会を実施することで妊娠期から子育て期までの不安の解消等を図る。	こども子育てサポートセンター
新生児及び妊産婦訪問指導事業	保健師等が新生児及び妊産婦の家庭を全戸訪問し、安心して出産・育児ができるよう支援を行っている。	こども子育てサポートセンター
新生児聴覚検査	先天性難聴の早期発見、早期支援のため、新生児聴覚検査費用の助成を行い、必要時、適切な機関へつなぐ等、早期支援に努める。	こども子育てサポートセンター
産後ケア事業	産後ケアの情報が適切に産婦に届くよう周知を行うとともに、医療機関、助産所等の関係機関と連携しながら、利用促進を図る。	こども子育てサポートセンター
産婦健康診査事業	母親の心身の健康状態やこどもの発育状況を確認する産婦健康診査の受診費用を助成し、産後うつ等の早期発見、早期支援に努める。	こども子育てサポートセンター
エンゼル支援訪問事業	産前・産後の間もない時期の育児に関する不安や負担感を緩和し、困難を抱える子育て家庭の諸問題を解決するため、産前・産後ヘルパーによる育児・家事の援助、困難を抱える子育て家庭への保育士・保健師による専門的訪問支援を行う。	こども子育てサポートセンター
乳幼児健康診査事業	乳幼児健診（4か月児、10 か月児、1 歳6か月児、3 歳児）の実施及び受診率を維持し、疾病等の早期発見、保護者等の早期支援を行い、必要時、適切な指導や関係機関へつなぎ、乳幼児の健全な育成を図る。	こども子育てサポートセンター
女性の健康相談	女性が自身の健康状態に応じて的確に自己管理を行うことができるよう、相談会を開催するとともに、利用したい女性に適切に情報が届くよう周知啓発を行う。	こども子育てサポートセンター

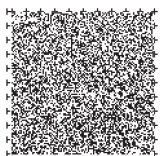


(2) 切れ目のない子育て支援サービスの充実

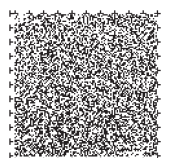
子育て家庭の状況やこどもの成長や発達段階等に応じ、切れ目のない総合的な支援に取り組むとともに、身近なところで相談しやすい体制づくりを推進します。こうした取組を通じて子育て家庭に寄り添い、家庭の子育て力の向上を図ります。また、子育てへの負担軽減の観点から、学童保育や病児保育など様々な保育サービスの充実を図ります。

【主な取組】

取組名称	取組の内容	担当課
病児保育事業	こどもが病気のため家庭での保育が困難な場合に、看護師、保育士がいる病児保育施設で一時的に預かる病児保育について、安定した運営及び利用者の利便性の向上を図る。	子ども政策課
学童保育事業（再掲）	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、学童保育所において適切な遊びや生活の場を提供する。また、施設及び支援員の確保の取組を進め、全校区での高学年児童の受入や途中入所ができる体制を整備する。	子ども政策課
一時預かり事業	保護者が一時的な就労、通院、緊急時等の場合に、保育所や認定こども園、その他の施設でこどもを一時的に預かる。	子ども保育課
子育て短期支援事業	保護者の疾病や育児疲れ、出張、冠婚葬祭等により一時的に家庭での養育が困難となった児童等を児童福祉施設や里親宅で一定期間、養育・保護する。	家庭子ども相談課
家事・育児訪問支援事業	子育て家庭等の負担軽減を図るため、家事・育児等に困難を抱える子育て家庭等を支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに家事・育児を支援する。	こども子育てサポートセンター 家庭子ども相談課
子育て世代包括支援事業	若い世代の希望をかなえ、安心してこどもを産み育てることのできる環境づくりを促進するため、子育て家庭に寄り添った切れ目のない子育て支援に取り組む。	こども子育てサポートセンター
地域子育て支援拠点事業	子育て中の保護者の孤独感や不安感の増大等に対応するため、住民に身近な子育て支援施設の拠点として、子育て交流プラザ、児童センター、地域子育て支援センター、久留米大学つどいの広場において、子育て中の保護者やこどもの交流の促進、子育てについての相談、情報提供などを行う。	こども子育てサポートセンター



取組名称	取組の内容	担当課
ファミリー・サポート・センター事業	地域の多様な子育てニーズに対応するため、乳幼児や小学生の預かり、保育施設等への送迎など、小学生までの子育てについて、援助を受けたい人で行いたい人との相互援助活動を会員組織として支援し、地域の子育て支援活動を促進する。	こども子育てサポートセンター
離乳食教室	口腔機能や食習慣を習得するため離乳食教室を実施し、離乳食に関する悩みを早期に軽減、解決できるよう支援する。	こども子育てサポートセンター
放課後等デイサービス	放課後や休業日に、通所により生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行う。必要なサービス量の把握に努め、適正な資源を確保する。	障害者福祉課
障害児放課後対策事業	障害のある児童生徒を対象に、特別支援学校において放課後等に活動する場を確保し、社会に適応する日常的訓練を行う。	障害者福祉課
小児救急医療事業	久留米広域市町村圏事務組合が設置する久留米広域小児救急センターの運営費等の一部を負担するもの。事業主体である久留米広域市町村圏事務組合と連携し、準夜帯におけるこどもの初期救急医療体制の維持に取り組むとともに、「子ども医療電話相談事業（＃8000）」などの周知にも努めていく。	保健所総務医薬課
ブックスタート事業	赤ちゃんとその保護者を対象に、こどもへの語りかけの大切さを伝えるとともに、絵本のプレゼントや読み聞かせなどを行い、絵本の楽しさを知るきっかけづくりを行う。	中央図書館



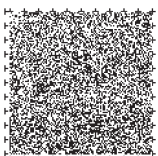
(3) 幼児教育・保育サービスの充実

少子化や共働き家庭の増加などの社会環境の変化を踏まえ、幼児教育・保育のニーズに対応したサービスの提供に努めます。また、質の高い幼児教育・保育の取組を進めるとともに、障害の有無に関わらずこども達が成長できる環境の整備を進めます。

さらには、様々な保護者の就労形態に対応した多様な保育サービスに引き続き取り組みながら、こども誰でも通園などの新たな保育サービスにも取り組みます。

【主な取組】

取組名称	取組の内容	担当課
保育環境の改善	保育所や認定こども園の増改築等に対し、その経費の一部を助成するなど、保育環境の維持・向上を図る。	子ども保育課
保育人材の確保	保育士等の処遇改善や、保育士・保育所支援センターによる無料職業紹介などに取り組むことで、市内保育施設で勤務する保育士の確保に努める。	子ども保育課
多様なニーズに対応した保育の実施	延長保育事業、一時預かり事業、休日保育事業、こども誰でも通園制度など、保護者の多様なニーズに応じた保育を実施する。	子ども保育課
障害児保育の推進	保育所等において、障害児等の特別な支援が必要なこどもの受入を推進するとともに、日常的に医療的ケアが必要なこどもの受け入れを行い、福祉の向上を図る。	子ども保育課
保育の質の向上	教育・保育施設の職員を対象に、安全管理、虐待防止や特別支援等についての研修を実施し、職員の専門性を高め、保育の質の向上を図る。	子ども保育課
幼保小連携の推進	就学後の環境の変化に対する戸惑いを軽減し、幼児が幼稚園・保育所等で学んできたものを十分に発揮し、小学生としての更なる成長を果たすことができるよう、幼保から小学校への円滑な移行のあり方を構築していく。	幼児教育研究所
児童発達支援事業	通所により、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。必要なサービス量の把握に努め、適正な資源を確保する。	障害者福祉課

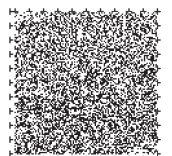


(4) 子育てに関わる経済的負担の軽減

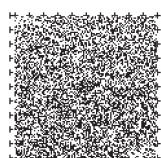
児童手当をはじめとする各種手当、医療費の助成、教育や保育にかかる費用の無償化や援助、各種貸付制度等により、子育て家庭の経済的な負担の軽減に取り組みます。

【主な取組】

取組名称	取組の内容	担当課
学童保育所利用料の減免	生活保護受給世帯、就学援助認定世帯など要件を満たす場合に学童保育所の利用料を減額する。	子ども政策課
保育料等負担の軽減	0歳～2歳の保育料について、平均35%の保育料軽減を実施するなど、保護者負担の軽減を継続して実施する。また、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園の利用者が支払うべき副食の提供に係る費用の一部を給付する。	子ども保育課
児童手当の支給	18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある児童を養育している保護者に手当を支給する。	家庭子ども相談課
児童扶養手当の支給	ひとり親家庭等で18歳に達する日以後の最初の3月31日まで（障害児は20歳未満）にある児童を養育している保護者に手当を支給する。	家庭子ども相談課
特別児童扶養手当の支給	精神または身体が障害の状態にある20歳未満の児童を養育している保護者に手当を支給する。	家庭子ども相談課
妊婦支援給付金の支給	妊婦に対し、妊娠及び胎児の数に応じて給付金を支給する。	家庭子ども相談課
ファミリー・サポート・センター利用料助成事業の実施	就労支援や育児負担の軽減を図るため、ひとり親家庭等に対し、ファミリー・サポート・センターの利用料の一部の助成を行う。	こども子育てサポートセンター
未熟児養育医療給付費の助成	入院を必要とする未熟児に対し、養育に必要な医療の給付を行う。	こども子育てサポートセンター



取組名称	取組の内容	担当課
育成医療給付費の助成	身体に障害を有する児童又は現存する疾患を放置することで将来障害を残すと認められる児童に対し、生活能力を得るために必要な医療の給付を行う。	こども子育てサポートセンター
子ども医療費の助成	中学校3年生までのこどもを養育する保護者に対して、医療費の一部を助成する。	医療・年金課
重度障害児（者）医療費の助成	小学生以上の障害児又はその保護者に対して、医療費の一部を助成する。	医療・年金課
障害児福祉手当の支給	日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の重度の在宅障害児に対し、手当を支給する。	障害者福祉課
小児慢性特定疾病医療費の助成	小児慢性特定疾病にかかっており、厚生労働大臣が定める疾病の程度である児童等に対し、医療費の一部を助成する。	保健所健康推進課
久留米市奨学金	経済的な理由により、高等学校等の修学が困難な生徒の保護者に久留米市奨学金を給付する。	学校教育課
フリースクール利用助成	フリースクール等の利用開始に要する費用を定額補助することにより、保護者負担の軽減を図る。	学校教育課
就学援助	経済的な理由により、学校で必要な経費の支払いが困難な児童生徒の保護者に給食費や学用品費等の一部を支給する。	学校保健課



基本目標4 「こどもの健やかな育ちを守る」



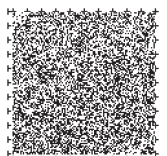
■施策の方向性

(1) きめ細かな配慮を必要とする子育て家庭への支援

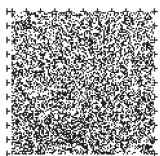
ひとり親家庭や障害、慢性疾患のあるこどもがいる家庭、多胎児がいる家庭、外国人の保護者の家庭など、きめ細かな配慮を必要とする家庭に対し、関係機関・団体、地域と連携・協力し支援に取り組めます。

【主な取組】

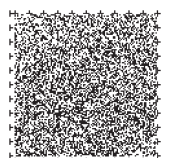
取組名称	取組の内容	担当課
障害児保育の推進（再掲）	保育所等において、障害児等の特別な支援が必要なこどもの受入を推進するとともに、日常的に医療的ケアが必要なこどもの受け入れを行い、福祉の向上を図る。	子ども保育課
ひとり親サポートセンター事業	ひとり親家庭等の保護者及び寡婦・離婚を考えている方に対し、就業相談や講習会、就業情報の提供等、一貫した就業支援サービスを実施し、自立を支援する。	家庭子ども相談課
ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業	ひとり親家庭の保護者が、就職に有利な資格を取得するために6ヶ月以上養成機関で修業する場合に、修業期間中と修了後に給付金を支給する。	家庭子ども相談課
ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の保護者が、就労に役立つ資格を取得するために指定された教育訓練講座を受講する場合に、受講費用の一部を支給する。	家庭子ども相談課
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の保護者又はその子の、より良い条件での就業や転職を支援するため、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合に、対策講座の受講費用の一部を支給する。	家庭子ども相談課
母子父子寡婦福祉資金の貸付	ひとり親家庭等の生活の安定と、そのこどもの福祉増進を図るため、12種類の資金を貸し付け、一定期間後に償還してもらう。	家庭子ども相談課
母子生活支援事業	支援が必要な母子等のための住居や一時保護先を確保し、訪問等により自立に向けた支援を行う。	家庭子ども相談課



取組名称	取組の内容	担当課
ひとり親家庭日常生活支援の実施	日常生活を営むのに大きな支障が生じている又は一時的に生活援助が必要なひとり親家庭の生活安定を図るため、家庭生活支援員を派遣し、家事援助を行う。	家庭子ども相談課
多胎育児の産前産後サポート	多胎妊産婦や多胎児育児の保護者に対して、保健師と多胎児育児経験者が共に訪問等の支援を行い、身体的、精神的負担軽減を図るとともに、地域の中で仲間同士の支え合いを推進し、孤立を防ぐ。	こども子育てサポートセンター
外国人の相談支援	外国人の妊婦や保護者に対し、必要時外国語版の母子健康手帳の配布や、やさしい日本語での案内、多言語映像通訳機の利用等にて相談支援を行っていく。	こども子育てサポートセンター
子どもの発達に関する相談	専門職による発達の診査、訓練指導を行うことにより、適切な療育に繋げ、こどもが自立して生活を送れるよう支援をする。	こども子育てサポートセンター
子ども発達支援事業	発達に遅れや偏りのある就学前のこどもに対して、その発達特性を専門的な相談により評価し、その評価をもとに相談の継続または一人ひとりに応じた療育と保護者支援を行うとともに、関係機関との連携強化を図る。	幼児教育研究所
ひとり親家庭等医療費の助成	母子家庭、父子家庭の親及び児童、父母のない児童に対して医療費の一部を助成する。	医療・年金課
短期入所等の障害福祉サービス	日常生活の支援や介助、障害者を介助する家族の負担緩和や軽減のための支援を行い、障害者の地域での自立生活を支えるために必要なサービスの充実を図る。	障害者福祉課
医療的ケア児支援事業	医療的ケアが必要な障害児及びその家族に対して、相談支援体制を構築するとともに、関係機関と連携しながら短期入所や在宅レスパイト事業等を行う。	障害者福祉課



取組名称	取組の内容	担当課
障害児療育支援事業	在宅の障害児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図るとともに、圏域の療育機能との重層的な連携を図る。	障害者福祉課
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（療養生活支援事業）	日常的に医療的ケアを必要とする在宅療養中の小児慢性特定疾病児童等を一時的に医療機関に入院させることで、介護を行うご家族等にレスパイトケアを提供し、在宅療養を継続できるよう支援を行う。	保健所健康推進課
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（相談支援事業等）	小児慢性特定疾病児童等とその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整やピアカウンセリングなどの事業を行う。対象者のニーズに応じた自立支援の取組みを実施する。	保健所健康推進課
小児慢性特定疾病日常生活用具給付事業	在宅の小児慢性特定疾病児童等に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付し、在宅における日常生活の向上を図る。	保健所健康推進課
小児・AYA世代のがん患者の在宅療養の支援	末期がんと診断された小児を含む40歳未満のがん患者が住み慣れた自宅で最期まで自分らしく安心して日常生活を送ることができるよう、在宅介護サービスにかかる利用料の一部を助成することで患者及び家族の負担軽減を図り、在宅の療養生活を支援する。	保健所健康推進課

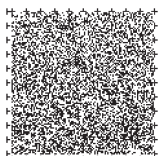


(2) こどもの貧困対策の推進

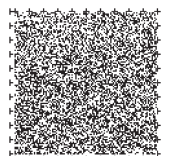
生まれ育った環境に関係なく、こども達が社会を生き抜く力を持ち、貧困の連鎖を断ち切ることができるよう、関係機関・団体、地域で連携・協力して、生活や教育、保護者の就労などの支援に取り組みます。

【主な取組】

取組名称	取組の内容	担当課
こども食堂事業（再掲）	食事の提供だけでなく、こどもが安全・安心に過ごすことができる居場所として実施されるこども食堂に対し、その運営や施設整備に係る費用の補助を行う。様々なこどもが利用できる場所となることを目指し、実施校区の拡大を図る。	子ども政策課
子ども支援ガイドブックの作成・配布	こどもの支援に関する情報を掲載したガイドブックを作成・配布し、こどもの育ちや学び、家庭に関わる支援者が、必要な情報を把握し制度・相談機関へつなぐなど具体的な支援に活用する。	子ども政策課
ひとり親家庭等の子どもの育み支援事業	ひとり親家庭等の小中学生を対象に、放課後から夜間の居場所の設置又は家庭訪問により、学習や生活支援、食事の提供を行う。	家庭子ども相談課
養育費確保支援事業	養育費に関する公正証書等作成費用や養育費保証契約の保証料について補助を行うとともに、養育費の知識と理解を深めるために市民向けのセミナー等を行う。	家庭子ども相談課
子どもの学習・生活支援事業	生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の小学5年生から高校生世代までのこどもを対象に、家庭訪問による「アウトリーチ型」と塾形式による「社会的居場所型」の手法により、学習支援及び生活支援を行う。高校生世代までの継続した支援を行うことによって、将来の経済的・社会的自立を目指し、貧困の連鎖を防止する。	生活支援第2課
住居確保給付金支援事業	一定期間の家賃支援や低廉家賃住宅への転居初期費用を支援することで住居を確保し、生活基盤を整えることで、安心して就職活動ができる環境並びに家庭生活や家庭環境の安定を図る。	生活支援第2課
子どもの文化芸術体験機会創出（再掲）	こどもの豊かな感性や創造性を育むため、経済的な状況や様々な家庭環境に関わらず、早い時期から、こどもが本物の文化芸術に触れ、創造的体験ができるように、芸術家や地域の文化芸術団体等と連携しながら、機会や場の提供に取り組んでいく。	文化振興課 久留米シティプラザ事業制作課 田主丸総合支所文化スポーツ課 城島総合支所文化スポーツ課



取組名称	取組の内容	担当課
体験活動推進事業（再掲）	こどもの体験活動事業を通じ、団体生活の楽しさや友情の深まりなどを体験する場を創出し、こどもの自主性・協調性・創造性を育む。	生涯学習推進課
青少年学校外活動支援事業（チャレンジ子ども土曜塾）	土曜日等に、こどもの社会体験、生活体験、自然体験等様々な事業を実施する、校区コミュニティ組織や社会教育団体等が構成する地域の運営委員会への補助金交付、及び職員が助言等により活動支援をする。	生涯学習推進課
スクールソーシャルワーカー活用事業	各関係機関・団体・地域と連携を図りながら、困りごとを有する児童生徒を取り巻く環境への働きかけを効果的に行うことができるようスクールソーシャルワーカーの配置を行う。	学校教育課
スクールカウンセラー活用事業	児童生徒、保護者へのカウンセリングや学校への助言等、児童生徒の様々な困りごとの解消に向けて、各学校にスクールカウンセラーの配置を行う。	学校教育課

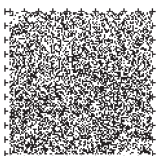


(3) 児童虐待の防止

要保護児童対策地域協議会の取組を中心に、地域や関係機関の連携を強化し、支援が必要な家庭の把握に努め、適切な支援を実施していきます。また、子育ての困りごとに関する相談体制の強化などにより児童虐待の予防的な取組を推進します。

【主な取組】

取組名称	取組の内容	担当課
要保護児童対策地域協議会	児童福祉法に基づき、支援対象児童等の早期発見や適切な保護を図るために、関係機関がそのこどもに関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応するとともに、広報・啓発活動を通して市民・関係機関の意識の向上を図る。	家庭子ども相談課
支援対象児童等見守り強化事業	民間団体が、児童の居宅を訪問し、状況の把握や食事の提供、学習・生活指導支援等を通じてこどもの見守り体制の強化を図る。	家庭子ども相談課
赤ちゃんふれあい体験事業	各地域で行われている子育てサロンを中学校への出前形式で開催し、中学生と子育て中の親子、地域の支援者との交流体験を実施する。	家庭子ども相談課
子どもの権利等啓発事業（再掲）	こどもが権利を学び、自ら相談する力の育成を図ることを目的に、小学校や保育所でこどもワークショップを実施する。また、SOSを受け止める教職員及び保育士並びに保護者等に対して研修を実施することで、こどもの権利意識の向上と児童虐待の未然防止・重篤化防止を図る。	家庭子ども相談課
家事・育児訪問支援事業（再掲）	子育て家庭等の負担軽減を図るため、家事・育児等に困難を抱える子育て家庭等を支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに家事・育児を支援する。	こども子育てサポートセンター 家庭子ども相談課
エンゼル支援訪問事業（再掲）	産前・産後の間もない時期の育児に関する不安や負担感を緩和し、困難を抱える子育て家庭の諸問題を解決するため、産前・産後ヘルパーによる育児・家事の援助、困難を抱える子育て家庭への保育士・保健師による専門的訪問支援を行う。	こども子育てサポートセンター

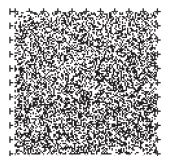


(4) 困りごとを抱えるこどもへの支援

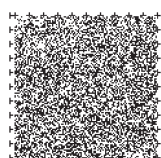
ヤングケアラーなどの悩みや困りごとを抱えるこどもの相談対応において、関係機関・団体、地域と連携・協力し、こども・若者など当事者の声を聴き、当事者の視点に立ち、取り巻く環境の改善に向けた支援を行い、解決に向けた取組を推進します。また、関係機関・団体、地域と連携・協力し、非行の未然防止や健全育成のための取組を実施していきます。

【主な取組】

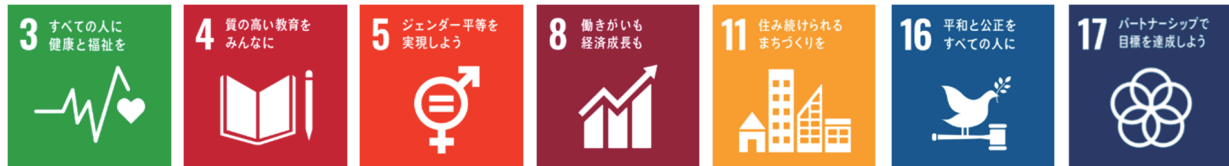
取組名称	取組の内容	担当課
こどもが相談できる窓口等（再掲）	こどもの困りごと・悩みへ対応するため、18歳未満の児童の悩みや不安に対応する「結らいん」（電話・電子メール）などを設けて、こども自身が利用できる相談先を周知し、相談支援を行う。	こども子育てサポートセンター
ヤングケアラーへの支援	ヤングケアラーに対する支援を充実させるため、福祉、医療、教育などの関係機関が連携して、ヤングケアラーを早期に発見して適切な支援につなげる。	こども子育てサポートセンター
非行を生まない社会づくり事業	家庭、地域及び関係団体等が連携し、地域全体でこどもを見守り育てることで、こどもが安全に安心して生活できるまちづくりを推進する。	青少年育成課
若者相談支援事業（再掲）	概ね中学校卒業後から39歳までの悩みや不安を抱える若者に対し、支援機関・団体などと連携して相談支援を行う。若者の居場所づくりと連携し、居場所に集う若者の悩みを相談へ繋げる仕組みづくりに取り組む。	青少年育成課
多機関協働による支援（多機関協働事業）	複合化・複雑化した支援ニーズに対応できるよう、包括的な支援体制の構築を進める。重層的支援会議等を通じて、支援関係機関の連携強化や地域住民、市民活動団体等のインフォーマルな取組みとの協働を促進する。	地域福祉課
子どものSOSの出し方教育（再掲）	市立中等高等学校の生徒に対して、自己肯定感を高め、将来にわたり危機に陥った時にSOSが出せるようになるためにSOSの出し方教育を実施する。市立中等高等学校の教職員に対して、自殺対策の意識を高め、生徒から出されたSOSを受け止め、適切な支援につなげられるようになるための研修を実施する。	保健所保健予防課
若者向け研修会	高等学校入学、卒業後の若者に対し、自己肯定感の向上を図り、自殺の危機因子を減らすための対処法を身につけるゲートキーパー研修を実施する。	保健所保健予防課



取組名称	取組の内容	担当課
スクールソーシャルワーカー活用事業（再掲）	各関係機関・団体・地域と連携を図りながら、困りごとを有する児童生徒を取り巻く環境への働きかけを効果的に行うことができるようスクールソーシャルワーカーの配置を行う。	学校教育課
スクールカウンセラー活用事業（再掲）	児童生徒、保護者へのカウンセリングや学校への助言等、児童生徒の様々な困りごとの解消に向けて、各学校にスクールカウンセラーの配置を行う。	学校教育課
不登校に関する総合的な支援	不登校児童生徒の将来に向けた社会的自立を目指し、「居場所づくり」「学習支援」「相談体制」の3つの柱に沿って、こども一人ひとりの状況やステージに応じた支援を行う。	学校教育課
日本語支援サポート事業	日本語の理解が困難な児童生徒が安心して学校生活を送ることができるように、一人ひとりの状況に応じた日本語理解やコミュニケーションを行うための支援を行う。	学校教育課



基本目標5 「こども・若者・子育てを支え合う」



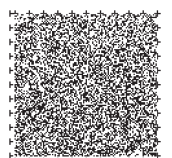
■施策の方向性

(1) 地域でこども・若者・子育てを支え合う活動の促進

地域でのこども・若者・子育てを支え合う活動の担い手を育成しながら、活動の促進を図るとともに、地域コミュニティ組織や市民活動団体、事業者など地域の多様な主体と協働した取組を進めます。また、様々な地域資源とこども・若者や子育て家庭をつなぎ、地域とのつながりの中で子育てなどができる環境づくりに取り組めます。

【主な取組】

取組名称	取組の内容	担当課
地域での子ども・子育て支援活動の促進	地域で子ども・子育て支援活動に取り組む団体等のネットワーク化を図るとともに、子ども・子育てに関する市の事業との連携を強化し、協働による支え合いの取組を進める。	こども子育てサポートセンター
すくすく子育て 21 事業	地域における子育て支援機能を充実・強化するために、小学校区・地区毎に、主任児童委員や民生委員、地域のボランティアなどで構成する「すくすく子育て委員会」が行う、子育てサロンの開催や子育てに関する情報提供などを支援する。	こども子育てサポートセンター
校区青少年育成協議会活動の支援	校区内における青少年の健全育成事業に取り組んでいる「校区青少年育成協議会」に、財政的な支援や活動助言等の支援を行う。	青少年育成課
市民活動・絆づくり推進事業費補助金	市民の様々な困りごとの解消に取り組む市民活動への財政的な支援を行うことで、市民活動を活性化する。	協働推進課

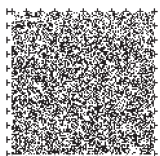


(2) 地域での交流の場や居場所づくりの推進

こども、若者や子育て中の保護者などが交流できる場の提供や、当事者間の交流・相互扶助を促す取組を推進します。また、地域コミュニティ組織や市民活動団体などとの協働や住民同士の支え合いにより、地域におけるこども・若者や子育て家庭の居場所づくりなどに取り組み、こども・若者や子育て家庭の孤立化を防ぎます。

【主な取組】

取組名称	取組の内容	担当課
こども食堂事業（再掲）	食事の提供だけでなく、こどもが安全・安心に過ごすことができる居場所として実施されるこども食堂に対し、その運営や施設整備に係る費用の補助を行う。様々なこどもが利用できる場所となることを目指し、実施校区の拡大を図る。	子ども政策課
こどもの居場所づくり（再掲）	こども食堂以外にも、こども達が安全・安心に過ごすことができる居場所が必要であることから、様々な形態・手法による居場所づくりの検討を進める。	子ども政策課等
ひとり親家庭等の子どもの育み支援事業（再掲）	ひとり親家庭等の小中学生を対象に、放課後から夜間の居場所の設置又は家庭訪問により、学習や生活支援、食事の提供を行う。	家庭子ども相談課
地域子育て支援拠点事業（再掲）	子育て中の保護者の孤独感や不安感の増大等に対応するため、住民に身近な子育て支援施設の拠点として、子育て交流プラザ、児童センター、地域子育て支援センター、久留米大学つどいの広場において、子育て中の保護者やこどもの交流の促進、子育てについての相談、情報提供などを行う。	こども子育てサポートセンター
すくすく子育て21事業(再掲)	地域における子育て支援機能を充実・強化するために、小学校区・地区毎に、主任児童委員や民生委員、地域のボランティアなどで構成する「すくすく子育て委員会」が行う、子育てサロンの開催や子育てに関する情報提供などを支援する。	こども子育てサポートセンター
マタニティ交流会（再掲）	妊娠期・産後の孤立を防ぐため妊婦同士の交流会を実施する。また地域の子育て支援施設にて実施することで、産後の利用につながるための機会としていく。	こども子育てサポートセンター
若者の居場所づくり（再掲）	若者の居場所の実態やニーズ等の把握、運営の担い手の発掘・養成を行うとともに、同じような悩みや困難を抱える若者同士の交流の場づくりや仲間づくりのサポートを行う。	青少年育成課



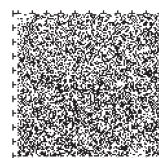
取組名称	取組の内容	担当課
青少年学校外活動支援事業（チャレンジ子ども土曜塾）（再掲）	土曜日等に、こどもの社会体験、生活体験、自然体験等様々な事業を実施する、校区コミュニティ組織や社会教育団体等が構成する地域の運営委員会への補助金交付、及び職員が助言等により活動支援をする。	生涯学習推進課
子ども会活動の支援	地域を基盤とした異年齢のこどもが活動する子ども会の振興のため、「久留米市子ども会連合会」に財政支援や活動助言等の支援を行う。	生涯学習推進課

（3）子育てと仕事の両立の促進

事業主、労働者、市民に対するワーク・ライフ・バランスや子育てと仕事の両立に関する広報・啓発、ワーク・ライフ・バランスに取り組む事業所への支援などを通じて、子育てと仕事の両立促進を図ります。

【主な取組】

取組名称	取組の内容	担当課
仕事と家庭の両立支援モデル事業所の表彰（雇用優良事業所表彰事業）	子育て中の人などが安心して働けるように、従業員の仕事と家庭の両立支援を積極的に行っている市内事業所等を表彰し、地域の雇用促進・安定に資するとともに、他の事業所のロールモデルとなるよう情報発信を行う。	労政課
しごと相談カフェ事業	相談員が子育て支援拠点等を巡回し、子育て中の人などに就職やワーク・ライフ・バランスに関する情報提供と就労相談を行うことで、再就職や子育てと仕事の両立を支援する。	労政課
ワーク・ライフ・バランス促進事業	働く人の仕事と家庭の両立支援を図るため、セミナーの開催や、両立支援に関する情報提供などを行い、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む事業主を支援するとともに、意識啓発を行う。	労政課

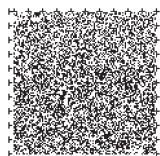


(4) 結婚や子育てに関する啓発・情報発信の強化

こども・若者・子育て支援は社会全体で関わる必要があります。情報発信や環境整備などにより、結婚や出産・子育てについての社会全体の理解や支援の気運醸成を図ります。また、結婚や子育てに対する不安軽減のための啓発や、支援が必要な人に届くような情報提供に取り組めます。

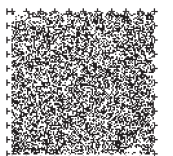
【主な取組】

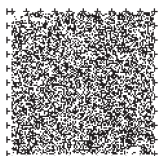
取組名称	取組の内容	担当課
結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえるための啓発・情報発信	若者の結婚・妊娠・出産・子育ての希望がかない、結婚・妊娠・出産・子育てに対する不安の解消となるよう、啓発や情報発信に取り組む。	子ども政策課等
子育て支援啓発	ホームページやSNSの活用などにより、結婚を希望する人や子育て中の人などに必要な情報提供や情報冊子の配布を行うとともに、男女共同参画による子育ての促進などの啓発を行う。	子ども政策課等
赤ちゃんの駅登録事業	授乳やオムツ交換のスペースがある施設を「赤ちゃんの駅」として、登録を推進するとともに、乳幼児がいる保護者へ情報提供を行い、安心して外出できる環境づくりを進める。	子ども政策課



第4章

子ども・子育て支援事業計画





第4章 子ども・子育て支援事業計画

1 児童人口の推計

幼児教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計の前提となる就学前児童・小学生児童の人口について、コーホート変化率法をもとに推計します。

【就学前児童・小学生児童数の推移・推計表】

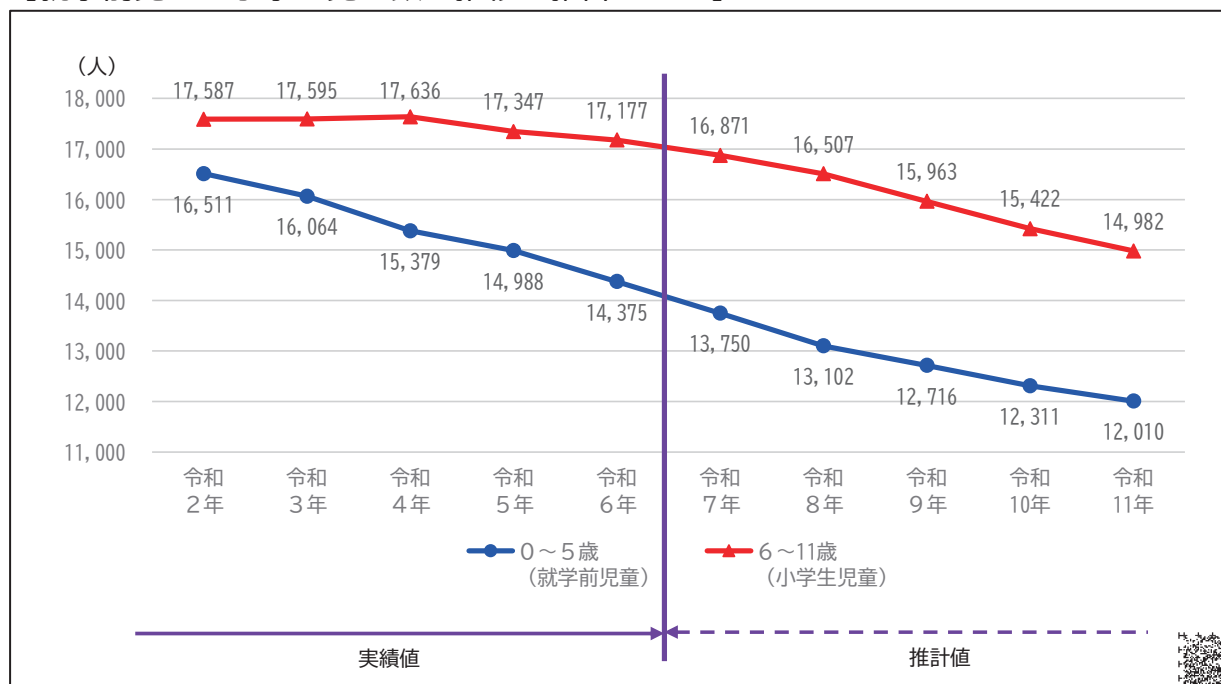
(単位：人)

	実績値					推計値				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	2,579	2,367	2,289	2,242	2,147	1,978	1,954	1,938	1,921	1,907
1歳	2,686	2,661	2,381	2,354	2,245	2,184	2,014	1,990	1,973	1,954
2歳	2,720	2,683	2,626	2,369	2,352	2,238	2,177	2,008	1,984	1,967
3歳	2,689	2,747	2,661	2,631	2,359	2,359	2,244	2,183	2,014	1,990
4歳	2,922	2,686	2,732	2,653	2,634	2,357	2,356	2,241	2,181	2,013
5歳	2,915	2,920	2,690	2,739	2,638	2,634	2,357	2,356	2,238	2,179
0～5歳 (就学前児童)	16,511	16,064	15,379	14,988	14,375	13,750	13,102	12,716	12,311	12,010
6歳	2,963	2,897	2,891	2,684	2,734	2,622	2,621	2,345	2,344	2,227
7歳	2,930	2,999	2,902	2,884	2,678	2,744	2,630	2,629	2,352	2,351
8歳	2,897	2,923	2,988	2,915	2,892	2,680	2,746	2,633	2,633	2,355
9歳	3,018	2,899	2,940	3,006	2,910	2,902	2,690	2,756	2,642	2,642
10歳	2,872	3,014	2,904	2,944	3,007	2,910	2,904	2,690	2,758	2,644
11歳	2,907	2,863	3,011	2,914	2,956	3,013	2,916	2,910	2,693	2,763
6～11歳 (小学生児童)	17,587	17,595	17,636	17,347	17,177	16,871	16,507	15,963	15,422	14,982
児童数合計	34,098	33,659	33,015	32,335	31,552	30,621	29,609	28,679	27,733	26,992

※令和2～6年実績値：住民基本台帳人口（各年4月1日現在）

※令和7～11年推計値：コーホート変化率法などによる推計値

【就学前児童・小学生児童数の推移・推計グラフ】

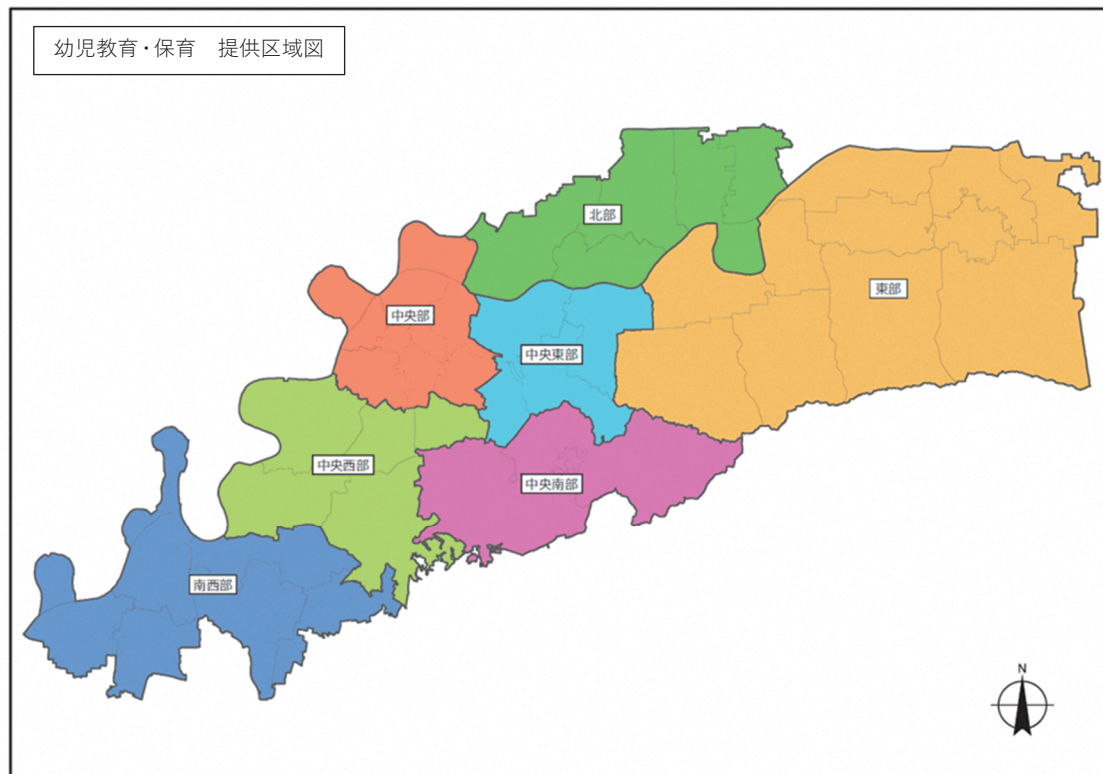


2 幼児教育・保育の量の見込みと確保の内容

(1) 幼児教育・保育提供区域の設定

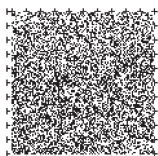
「市町村子ども・子育て支援事業計画」においては、幼児教育・保育のニーズ量並びに対応策を設定する単位として、「幼児教育・保育提供区域」を設定することとされています。

市内の地理的条件や現在のこどもの幼児教育・保育施設への通園状況等を総合的に勘案し、幼児教育・保育に係る提供区域を設定します。



【各区域の状況】

区域	校区	施設数			
		幼稚園	保育所	認定こども園	地域型保育事業
東部	山本・草野・善導寺・大橋・船越・水縄・田主丸・水分・竹野・川会・柴刈	2	11	1	0
北部	宮ノ陣・弓削・北野・大城・金島	0	5	6	1
中央部	西国分・荘島・日吉・篠山・京町・南薫・鳥飼・長門石・小森野・金丸	3	17	9	3
中央東部	東国分・御井・合川・山川	1	7	4	0
中央南部	上津・高良内・青峰	0	5	3	1
中央西部	南・安武・荒木・大善寺・津福	1	8	7	1
南西部	城島・下田・江上・青木・浮島・西牟田・犬塚・三瀬	0	4	6	0



(2) 幼児教育・保育の認定区分

子ども・子育て支援法では、就学前の幼児教育・保育を受けることを希望する全ての保護者の申請に基づいて、市町村が客観的基準により、保育の必要性の有無や必要量を認定した上で、給付を行う仕組みとなっています。認定区分は以下の3つです。

【幼児教育・保育の認定区分】

認定区分	年齢	保育の必要性 ^{※1}	対象施設・事業
1号認定	3～5歳	なし	幼稚園・認定こども園
2号認定	3～5歳	あり	保育所・認定こども園
3号認定	0～2歳	あり	保育所・認定こども園・ 地域型保育事業

※1 保育の必要性は保護者の就労や疾病等により家庭において必要な保育を受けることが困難である場合に認定される。本市では保育の必要性に係る保護者の就労時間の下限を1月あたり64時間としている。

(3) 量の見込み（ニーズ量）及び対応策の算定に当たっての考え方

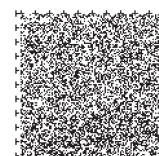
令和2年度以降の実績をもとに、令和7年度以降の量の見込み（ニーズ量）を幼児教育・保育提供区域ごと、認定区分（3号は各年齢）ごとに算出します。（毎年度3月時点の数値）

(4) 幼児教育・保育に関する量の見込みと対応策

少子化の影響とこれまでの取り組みにより、本計画期間内には、全ての区域・年齢で量の見込みに対して定員数が上回ると見込んでいます。今後も区域・認定区分毎の児童数の推移や幼児教育・保育の需給状況を考慮のうえ、実績に応じて、適切に定員設定を行うよう促していきます。

一方で、保護者の就労状況に関わらず子どもを保育施設等に預けることができる「こども誰でも通園制度」については今後、利用者ニーズの動向を見極め、必要に応じた対応を行います。

今後、多様化する保護者の保育ニーズへの対応に加え、国における保育士配置基準の改善等、これまで以上に保育人材の確保が求められます。また、不適切な保育が行われることを防ぐとともに、さらなる保育の質の向上をめざすためにも、引き続き保育士確保に取り組む必要があります。



(ア) 1号認定のこども

【量の見込み（入所者数）】

本計画の期間を通じて全ての区域でニーズ量は減少していくと見込んでいます。1号認定の全体の人数は減少していますが、ほとんどの区域において、預かり保育を利用する園児の割合は増加する見込みです。

【対応策（定員数）】

本計画の期間を通じて全ての区域で量の見込み（入所者数）を充足する定員数があると見込んでいます。

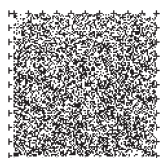
(イ) 2・3号認定のこども

【量の見込み（利用申込者数）】

本計画の期間を通じて全ての区域でニーズ量は減少していくと見込んでいます。また、出生数の低下により0歳児の減少が著しくなっています。

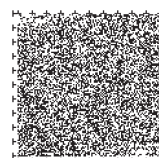
【対応策（定員数）】

本計画の最終年度までには全ての区域で量の見込み（利用申込者数）を充足する定員数があると見込んでいます。



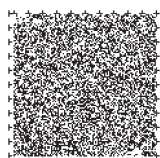
【市全体】

			幼児教育のみ	保育の必要性あり				
				3～5歳児		0歳児	1歳児	2歳児
				幼児教育の利用希望が強い	左記以外			
令和7年度	量の見込み（A）		1,281	773	4,890	1,085	1,531	1,570
	対応策	教育・保育施設等 （幼稚園・認定こども園・保育所）	3,435		5,447	909	1,473	1,666
		地域型保育事業				12	21	23
		届出保育施設			242	98	136	130
		対応策 計（B）		3,435		5,689	1,019	1,630
	（B）－（A）		1,381		799	△ 66	99	249
令和8年度	量の見込み（A）		1,211	742	4,662	1,072	1,430	1,471
	対応策	教育・保育施設等 （幼稚園・認定こども園・保育所）	3,456		5,356	939	1,475	1,672
		地域型保育事業				12	21	23
		届出保育施設			248	100	138	132
		対応策 計（B）		3,456		5,604	1,051	1,634
	（B）－（A）		1,503		942	△ 21	204	356
令和9年度	量の見込み（A）		1,170	724	4,589	1,062	1,406	1,378
	対応策	教育・保育施設等 （幼稚園・認定こども園・保育所）	3,456		5,344	943	1,473	1,672
		地域型保育事業				12	21	23
		届出保育施設			248	100	138	132
		対応策 計（B）		3,456		5,592	1,055	1,632
	（B）－（A）		1,562		1,003	△ 7	226	449
令和10年度	量の見込み（A）		1,101	693	4,250	1,053	1,385	1,355
	対応策	教育・保育施設等 （幼稚園・認定こども園・保育所）	3,456		5,344	965	1,488	1,687
		地域型保育事業				17	21	23
		届出保育施設			248	100	138	132
		対応策 計（B）		3,456		5,592	1,082	1,647
	（B）－（A）		1,662		1,342	29	262	487
令和11年度	量の見込み（A）		1,065	672	4,048	1,030	1,366	1,333
	対応策	教育・保育施設等 （幼稚園・認定こども園・保育所）	3,456		5,344	965	1,488	1,687
		地域型保育事業				17	21	23
		届出保育施設			248	101	141	136
		対応策 計（B）		3,456		5,592	1,083	1,650
	（B）－（A）		1,719		1,544	53	284	513



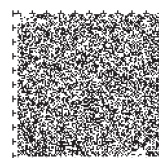
【東部】

			幼児教育のみ	保育の必要性あり				
				3～5歳児		0歳児	1歳児	2歳児
				幼児教育の利用希望が強い	左記以外			
令和7年度	量の見込み（A）		56	41	638	106	144	150
	対応策	教育・保育施設等 （幼稚園・認定こども園・保育所）	156		722	92	160	171
		地域型保育事業			0	0	0	
		届出保育施設			18	1	2	3
		対応策 計（B）		156		740	93	162
	（B）－（A）		59		102	△ 13	18	24
令和8年度	量の見込み（A）		51	38	587	104	132	141
	対応策	教育・保育施設等 （幼稚園・認定こども園・保育所）	156		770	107	171	187
		地域型保育事業			0	0	0	
		届出保育施設			18	1	2	3
		対応策 計（B）		156		788	108	173
	（B）－（A）		67		201	4	41	49
令和9年度	量の見込み（A）		46	35	539	102	128	129
	対応策	教育・保育施設等 （幼稚園・認定こども園・保育所）	156		758	101	169	187
		地域型保育事業			0	0	0	
		届出保育施設			18	1	2	3
		対応策 計（B）		156		776	102	171
	（B）－（A）		75		237	0	43	61
令和10年度	量の見込み（A）		42	31	485	101	126	125
	対応策	教育・保育施設等 （幼稚園・認定こども園・保育所）	156		758	101	169	187
		地域型保育事業			0	0	0	
		届出保育施設			18	1	2	3
		対応策 計（B）		156		776	102	171
	（B）－（A）		83		291	1	45	65
令和11年度	量の見込み（A）		40	29	456	96	125	123
	対応策	教育・保育施設等 （幼稚園・認定こども園・保育所）	156		758	101	169	187
		地域型保育事業			0	0	0	
		届出保育施設			18	1	2	3
		対応策 計（B）		156		776	102	171
	（B）－（A）		87		320	6	46	67



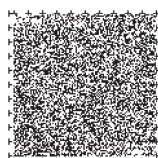
【北部】

			幼児教育のみ	保育の必要性あり				
				3～5歳児		0歳児	1歳児	2歳児
				幼児教育の利用希望が強い	左記以外			
令和7年度	量の見込み（A）		81	49	464	64	141	166
	対応策	教育・保育施設等 （幼稚園・認定こども園・保育所）	347		538	83	139	180
		地域型保育事業			0	1	4	
		届出保育施設			0	0	0	
		対応策 計（B）		347		538	83	140
	（B）－（A）		217		74	19	△ 1	18
令和8年度	量の見込み（A）		78	48	454	64	125	129
	対応策	教育・保育施設等 （幼稚園・認定こども園・保育所）	346		541	83	140	181
		地域型保育事業			0	1	4	
		届出保育施設			0	0	0	
		対応策 計（B）		346		541	83	141
	（B）－（A）		220		87	19	16	56
令和9年度	量の見込み（A）		74	45	521	63	124	115
	対応策	教育・保育施設等 （幼稚園・認定こども園・保育所）	346		541	83	140	181
		地域型保育事業			0	1	4	
		届出保育施設			0	0	0	
		対応策 計（B）		346		541	83	141
	（B）－（A）		227		20	20	17	70
令和10年度	量の見込み（A）		65	39	375	63	123	114
	対応策	教育・保育施設等 （幼稚園・認定こども園・保育所）	346		541	83	140	181
		地域型保育事業			0	1	4	
		届出保育施設			0	0	0	
		対応策 計（B）		346		541	83	141
	（B）－（A）		242		166	20	18	71
令和11年度	量の見込み（A）		57	35	327	60	122	113
	対応策	教育・保育施設等 （幼稚園・認定こども園・保育所）	346		541	83	140	181
		地域型保育事業			0	1	4	
		届出保育施設			0	0	0	
		対応策 計（B）		346		541	83	141
	（B）－（A）		254		214	23	19	72



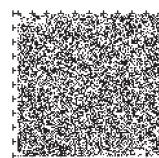
【中央部】

			幼児教育のみ	保育の必要性あり				
				3～5歳児		0歳児	1歳児	2歳児
				幼児教育の利用希望が強い	左記以外			
令和7年度	量の見込み（A）		457	250	1,396	356	445	450
	対応策	教育・保育施設等 （幼稚園・認定こども園・保育所）	1,182		1,508	279	441	491
		地域型保育事業			11	16	16	
		届出保育施設			124	57	80	80
		対応策 計（B）		1,182		1,632	347	537
	（B）－（A）		475		236	△ 9	92	137
令和8年度	量の見込み（A）		429	230	1,313	350	411	441
	対応策	教育・保育施設等 （幼稚園・認定こども園・保育所）	1,185		1,481	287	438	488
		地域型保育事業			11	16	16	
		届出保育施設			130	59	82	82
		対応策 計（B）		1,185		1,611	357	536
	（B）－（A）		526		298	7	125	145
令和9年度	量の見込み（A）		419	223	1,283	348	404	406
	対応策	教育・保育施設等 （幼稚園・認定こども園・保育所）	1,185		1,481	287	438	488
		地域型保育事業			11	16	16	
		届出保育施設			130	59	82	82
		対応策 計（B）		1,185		1,611	357	536
	（B）－（A）		543		328	9	132	180
令和10年度	量の見込み（A）		399	209	1,221	346	401	400
	対応策	教育・保育施設等 （幼稚園・認定こども園・保育所）	1,185		1,481	287	438	488
		地域型保育事業			11	16	16	
		届出保育施設			130	59	82	82
		対応策 計（B）		1,185		1,611	357	536
	（B）－（A）		577		390	11	135	186
令和11年度	量の見込み（A）		384	199	1,174	345	398	397
	対応策	教育・保育施設等 （幼稚園・認定こども園・保育所）	1,185		1,481	287	438	488
		地域型保育事業			11	16	16	
		届出保育施設			130	59	82	82
		対応策 計（B）		1,185		1,611	357	536
	（B）－（A）		602		437	12	138	189



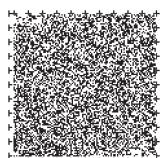
【中央東部】

			幼児教育のみ	保育の必要性あり				
				3～5歳児		0歳児	1歳児	2歳児
				幼児教育の利用希望が強い	左記以外			
令和7年度	量の見込み（A）		325	55	671	160	225	207
	対応策	教育・保育施設等 （幼稚園・認定こども園・保育所）	686		659	126	208	216
		地域型保育事業				0	0	0
		届出保育施設			12	8	8	7
		対応策 計（B）		686		671	134	216
	（B）－（A）		306		0	△ 26	△ 9	16
令和8年度	量の見込み（A）		306	52	633	159	210	204
	対応策	教育・保育施設等 （幼稚園・認定こども園・保育所）	683		611	128	206	212
		地域型保育事業				0	0	0
		届出保育施設			12	8	8	7
		対応策 計（B）		683		623	136	214
	（B）－（A）		325		△ 10	△ 23	4	15
令和9年度	量の見込み（A）		295	51	612	159	210	201
	対応策	教育・保育施設等 （幼稚園・認定こども園・保育所）	683		611	130	206	212
		地域型保育事業				0	0	0
		届出保育施設			12	8	8	7
		対応策 計（B）		683		623	138	214
	（B）－（A）		337		11	△ 21	4	18
令和10年度	量の見込み（A）		280	48	581	158	209	197
	対応策	教育・保育施設等 （幼稚園・認定こども園・保育所）	683		611	147	221	227
		地域型保育事業				0	0	0
		届出保育施設			12	8	8	7
		対応策 計（B）		683		623	155	229
	（B）－（A）		355		42	△ 3	20	37
令和11年度	量の見込み（A）		274	47	568	155	207	194
	対応策	教育・保育施設等 （幼稚園・認定こども園・保育所）	683		611	147	221	227
		地域型保育事業				0	0	0
		届出保育施設			12	8	8	7
		対応策 計（B）		683		623	155	229
	（B）－（A）		362		55	0	22	40



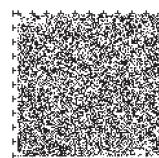
【中央南部】

			幼児教育のみ	保育の必要性あり				
				3～5歳児		0歳児	1歳児	2歳児
				幼児教育の利用希望が強い	左記以外			
令和7年度	量の見込み（A）		76	35	448	99	151	159
	対応策	教育・保育施設等 （幼稚園・認定こども園・保育所）	182		444	69	128	135
		地域型保育事業			1	2	1	
		届出保育施設			8	5	6	6
		対応策 計（B）		182		452	75	136
	（B）－（A）		71		4	△ 24	△ 15	△ 17
令和8年度	量の見込み（A）		74	34	433	98	138	136
	対応策	教育・保育施設等 （幼稚園・認定こども園・保育所）	182		444	72	128	135
		地域型保育事業			1	2	1	
		届出保育施設			8	5	6	6
		対応策 計（B）		182		452	78	136
	（B）－（A）		74		19	△ 20	△ 2	6
令和9年度	量の見込み（A）		69	32	411	96	137	125
	対応策	教育・保育施設等 （幼稚園・認定こども園・保育所）	182		444	75	128	135
		地域型保育事業			1	2	1	
		届出保育施設			8	5	6	6
		対応策 計（B）		182		452	81	136
	（B）－（A）		81		41	△ 15	△ 1	17
令和10年度	量の見込み（A）		64	29	383	94	135	125
	対応策	教育・保育施設等 （幼稚園・認定こども園・保育所）	182		444	78	128	135
		地域型保育事業			6	2	1	
		届出保育施設			8	5	6	6
		対応策 計（B）		182		452	89	136
	（B）－（A）		89		69	△ 5	1	17
令和11年度	量の見込み（A）		59	27	352	90	134	123
	対応策	教育・保育施設等 （幼稚園・認定こども園・保育所）	182		444	78	128	135
		地域型保育事業			6	2	1	
		届出保育施設			8	6	9	10
		対応策 計（B）		182		452	90	139
	（B）－（A）		96		100	0	5	23



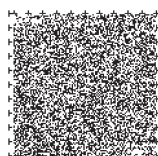
【中央西部】

			幼児教育のみ	保育の必要性あり				
				3～5歳児		0歳児	1歳児	2歳児
				幼児教育の利用希望が強い	左記以外			
令和7年度	量の見込み（A）		196	291	815	211	299	294
	対応策	教育・保育施設等 （幼稚園・認定こども園・保育所）	665		1,008	173	240	283
		地域型保育事業			0	2	2	
		届出保育施設			24	26	35	26
		対応策 計（B）		665	1,032	199	277	311
	（B）－（A）		178	217	△ 12	△ 22	17	
令和8年度	量の見込み（A）		188	291	807	210	291	282
	対応策	教育・保育施設等 （幼稚園・認定こども園・保育所）	687		998	172	237	285
		地域型保育事業			0	2	2	
		届出保育施設			24	26	35	26
		対応策 計（B）		687	1,022	198	274	313
	（B）－（A）		208	215	△ 12	△ 17	31	
令和9年度	量の見込み（A）		184	291	799	207	283	271
	対応策	教育・保育施設等 （幼稚園・認定こども園・保育所）	687		998	177	237	285
		地域型保育事業			0	2	2	
		届出保育施設			24	26	35	26
		対応策 計（B）		687	1,022	203	274	313
	（B）－（A）		212	223	△ 4	△ 9	42	
令和10年度	量の見込み（A）		171	291	791	205	274	269
	対応策	教育・保育施設等 （幼稚園・認定こども園・保育所）	687		998	179	237	285
		地域型保育事業			0	2	2	
		届出保育施設			24	26	35	26
		対応策 計（B）		687	1,022	205	274	313
	（B）－（A）		225	231	0	0	44	
令和11年度	量の見込み（A）		175	291	783	201	266	265
	対応策	教育・保育施設等 （幼稚園・認定こども園・保育所）	687		998	179	237	285
		地域型保育事業			0	2	2	
		届出保育施設			24	26	35	26
		対応策 計（B）		687	1,022	205	274	313
	（B）－（A）		221	239	4	8	48	



【南西部】

			幼児教育のみ	保育の必要性あり				
				3～5歳児		0歳児	1歳児	2歳児
				幼児教育の利用希望が強い	左記以外			
令和7年度	量の見込み（A）		90	52	458	89	126	144
	対応策	教育・保育施設等 （幼稚園・認定こども園・保育所）	217		568	87	157	190
		地域型保育事業			0	0	0	
		届出保育施設			56	1	5	8
		対応策 計（B）		217		624	88	162
	（B）－（A）		75		166	△ 1	36	54
令和8年度	量の見込み（A）		85	49	435	87	123	138
	対応策	教育・保育施設等 （幼稚園・認定こども園・保育所）	217		511	90	155	184
		地域型保育事業			0	0	0	
		届出保育施設			56	1	5	8
		対応策 計（B）		217		567	91	160
	（B）－（A）		83		132	4	37	54
令和9年度	量の見込み（A）		83	47	424	87	120	131
	対応策	教育・保育施設等 （幼稚園・認定こども園・保育所）	217		511	90	155	184
		地域型保育事業			0	0	0	
		届出保育施設			56	1	5	8
		対応策 計（B）		217		567	91	160
	（B）－（A）		87		143	4	40	61
令和10年度	量の見込み（A）		80	46	414	86	117	125
	対応策	教育・保育施設等 （幼稚園・認定こども園・保育所）	217		511	90	155	184
		地域型保育事業			0	0	0	
		届出保育施設			56	1	5	8
		対応策 計（B）		217		567	91	160
	（B）－（A）		91		153	5	43	67
令和11年度	量の見込み（A）		76	44	388	83	114	118
	対応策	教育・保育施設等 （幼稚園・認定こども園・保育所）	217		511	90	155	184
		地域型保育事業			0	0	0	
		届出保育施設			56	1	5	8
		対応策 計（B）		217		567	91	160
	（B）－（A）		97		179	8	46	74

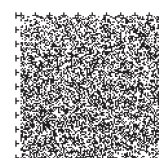


3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

子ども・子育て支援法等に定める地域子ども・子育て支援事業について、各事業のニーズ量の算出及び対応策を設定します。

【本市の地域子ども・子育て支援事業】

	本市の事業名	国の事業名	区域
(1)	子育て世代包括支援事業	利用者支援事業	市内全域
(2)	延長保育事業	時間外保育事業	市内全域
(3)	学童保育事業	放課後児童健全育成事業	市内全域
(4)	子育て短期支援事業	子育て短期支援事業	市内全域
(5)	新生児及び妊産婦訪問指導事業	乳児家庭全戸訪問事業	市内全域
(6)	エンゼル支援訪問事業（専門的訪問支援）	養育支援訪問事業	市内全域
(7) -1	家事・育児訪問支援事業	子育て世帯訪問支援事業	市内全域
(7) -2	エンゼル支援訪問事業（産前産後ヘルパー派遣）		市内全域
(8)	児童育成支援拠点事業	児童育成支援拠点事業	—
(9)	親子関係形成支援事業	親子関係形成支援事業	—
(10)	地域子育て支援センター事業、子育て交流プラザ事業、児童センター事業、つどいの広場事業	地域子育て支援拠点事業	市内全域
(11)	一時保育事業（幼稚園型）	一時預かり事業	市内全域
(12)	一時保育事業（幼稚園型を除く）等	一時預かり事業等	市内全域
(13)	病児保育事業	病児保育事業	市内全域
(14)	ファミリー・サポート・センター事業	子育て援助活動支援事業	市内全域
(15)	妊婦健康診査事業	妊婦に対する健康診査	市内全域
(16)	副食費補足給付事業	実費徴取に係る補足給付を行う事業	市内全域
(17)	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	—
(18)	要保護児童対策地域協議会事業	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	市内全域
(19)	妊婦等包括支援事業	妊婦等包括支援事業	市内全域
(20)	乳児等通園支援事業	乳児等通園支援事業	—
(21)	産後ケア事業	産後ケア事業	市内全域



(1) 子育て世代包括支援事業＜利用者支援事業＞

こども子育てサポートセンターにおいて、妊娠期から18歳までのこどもと子育て家庭を対象とした、子育ての様々な悩みに関する相談対応のほか、子育て支援サービスの紹介・情報提供、適切な子育て支援サービス・機関へのつなぎなど、一元的できめ細かな利用者支援を行います。

【量の見込みの算出方法】

こども子育てサポートセンターの「中央センター（基本型・こども家庭センター型）」を1か所とし量の見込みとします。

【量の見込みと対応策】

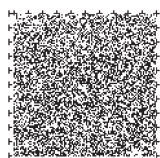
基本型・こども家庭センター型

(単位：か所)

	実績 見込み	推計				
	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
量の見込み	1	1	1	1	1	1
対応策	1	1	1	1	1	1

【対応策の内容】

相談対応のワンストップ化や地域子育て支援拠点との連携、人材育成などにより機能充実を図り、中央センターの実施体制の維持に努めます。



(2) 延長保育事業＜時間外保育事業＞

保育所・認定こども園において、通常の開所時間（11 時間）を超えてこどもの預かりを行い、保護者の就労等の支援を行います。

【量の見込みの算出方法】

教育・保育の量の見込みにおける 2・3 号認定の児童の人口推計に、直近年度（令和 2 年度～令和 5 年度）の実績を勘案して算出しました。

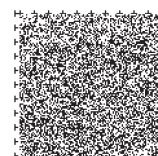
【量の見込みと対応策】

(単位：人)

		実績 見込み	推計				
		R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
東部	量の見込み	248	240	223	208	194	186
	対応策	248	240	223	208	194	186
北部	量の見込み	325	290	268	286	234	217
	対応策	325	290	268	286	234	217
中央部	量の見込み	777	762	724	703	681	666
	対応策	777	762	724	703	681	666
中央東部	量の見込み	388	384	368	357	347	342
	対応策	388	384	368	357	347	342
中央南部	量の見込み	284	308	289	277	266	253
	対応策	284	308	289	277	266	253
中央西部	量の見込み	526	529	519	516	507	505
	対応策	526	529	519	516	507	505
南西部	量の見込み	300	291	273	266	262	251
	対応策	300	291	273	266	262	251
合計	量の見込み	2,848	2,804	2,664	2,613	2,491	2,420
	対応策	2,848	2,804	2,664	2,613	2,491	2,420

【対応策の内容】

実施施設において、量の見込みに対応可能となるよう、保育士の確保を支援し、実施体制の維持に努めます。



(3) 学童保育事業＜放課後児童健全育成事業＞

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、学童保育所において適切な遊び及び生活の場を提供します。

【量の見込みの算出方法】

6-11歳の人口推計に、直近年度（令和6年度）の学童保育所入所率等を勘案して算出しました。

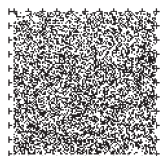
【量の見込みと対応策】

(単位：人)

		実績 見込み	推計				
		R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
量の見込み	低学年	3,972	3,900	3,866	3,665	3,523	3,352
	高学年	279	1,206	1,149	1,138	1,109	1,098
	合計	4,251	5,106	5,015	4,803	4,632	4,450
対応策		3,910	3,892	3,973	4,093	4,213	4,453

【対応策の内容】

教育委員会と連携し、専用施設の整備、学校施設の活用などにより定員拡大を図り、定員超過校区の解消に努めます。また、学童保育所支援員の確保にも努め、実施体制の維持を図ります。こうした取組により、全校区での高学年受入や途中入所ができる体制の早期実現を図ります。



（４）子育て短期支援事業＜子育て短期支援事業（ショートステイ）＞

保護者の疾病等により一時的に家庭での養育が困難な児童等を、児童福祉施設や里親宅で一定期間、養育・保護します。

【量の見込みの算出方法】

0-17 歳の人口推計に直近年度（令和4年度～令和5年度）の利用実績の増加率を勘案して算出しました。

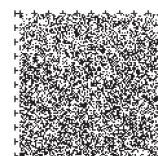
【量の見込みと対応策】

（単位：人日）

		実績 見込み	推計				
		R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11
量の見込み	利用者数	348	358	369	380	391	401
対応策	利用者数	348	358	369	380	391	401

【対応策の内容】

養護が必要な児童等の受入について、量の見込みに対応可能となるよう、児童福祉施設等の受入先や関係機関と連携して実施体制を確保します。



(5) 新生児及び妊産婦訪問指導事業＜乳幼児家庭全戸訪問事業＞

新生児及び妊産婦の家庭を保健師等が訪問し、適切な指導・助言を行い、安心して出産・育児に臨むことができるよう支援します。

【量の見込みの算出方法】

0歳児の人口推計に訪問実施率を乗じて算出しました。

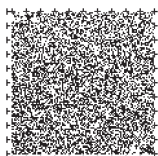
【量の見込みと対応策】

(単位：人)

		実績 見込み	推計				
		R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
量の見込み	訪問対象児数	2,147	1,978	1,954	1,938	1,921	1,907
	訪問率	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	訪問件数	2,147	1,978	1,954	1,938	1,921	1,907
対応策	訪問件数	2,147	1,978	1,954	1,938	1,921	1,907

【対応策の内容】

今後も、全戸訪問が可能となる実施体制を維持するとともに、出生連絡票提出時等に訪問事業を周知し、訪問の受入れがよくなるよう努めます。また、里帰り等により市外で訪問時期を迎える家庭については、自治体間の連携による対応を行います。



(6) エンゼル支援訪問事業（専門的訪問支援）＜養育支援訪問事業＞

妊娠期から出産後間もない時期（概ね半年程度）の育児に関する不安や負担感を緩和し、困難を抱える子育て家庭の諸問題を解決するため、保育士・保健師による専門的な訪問支援を行います。

【量の見込みの算出方法】

0歳児の人口推計に、直近年度（令和2年度～令和5年度）の実績を勘案して算出しました。

【量の見込みと対応策】

（単位：人回）

		実績 見込み	推計				
		R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
量の見込み	訪問回数	37	34	34	33	33	33
対応策	訪問回数	37	34	34	33	33	33

【対応策の内容】

対象である家庭が適切な養育を実施できるよう、訪問支援にあたる専門職に対して、適切な支援を行うための研修の実施や訪問するための体制の整備を行います。

(7) - 1 家事・育児訪問支援事業＜子育て世帯訪問支援事業＞

家事・育児等に困難を抱える子育て家庭等を支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに家事・育児を支援することにより、子育て家庭等の負担軽減を図ります。

【量の見込みの算出方法】

0-17歳の人口推計に、直近年度（令和6年度）の実績を勘案して算出しました。

【量の見込みと対応策】

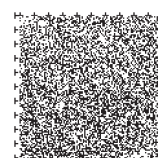
（単位：件）

		実績 見込み	推計				
		R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
量の見込み	実施件数	623	822	802	784	764	746
対応策	実施件数	623	822	802	784	764	746

【対応策の内容】

各支援機関や市民への周知を継続し、不安や悩みを抱えている子育て世帯の把握に努めるとともに、利用者と派遣支援員をスムーズにマッチングするため、受託事業者の増加を図ります。

また、適切な養育の実施が可能となるよう支援体制を確保するとともに、地区担当相談員が関係課や関係機関と連携し、こどもの養育環境について支援が必要な家庭の把握に努め、適切な働きかけを実施していきます。



(7) - 2 エンゼル支援訪問事業（産前産後ヘルパー派遣） ＜子育て世帯訪問支援事業＞

妊娠期から出産後間もない時期（概ね半年程度）の育児に関する不安や負担感を緩和し、困難を抱える子育て家庭の諸問題を解決するため、産前・産後ヘルパーによる育児や家事の援助を行います。

【量の見込みの算出方法】

0歳児の人口推計に、直近年度（令和2年度～令和5年度）の実績を勘案して算出しました。

【量の見込みと対応策】

（単位：人回）

		実績 見込み	推計				
		R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
量の見込み	利用（実施）回数	1,550	1,428	1,411	1,399	1,387	1,377
対応策	利用（実施）回数	1,550	1,428	1,411	1,399	1,387	1,377

【対応策の内容】

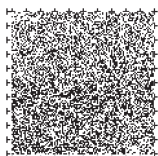
松柏子育て支援センターを拠点に、今後も引き続き支援を提供することが可能となるよう登録ヘルパーの必要数の継続的な確保や、質の向上のための研修を定期的を実施し、実施体制を維持します。

(8) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供します。

【対応策の内容】

事業実施について検討します。



(9) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行います。

【対応策の内容】

事業実施について検討します。

(10) 地域子育て支援センター事業、子育て交流プラザ事業、児童センター事業、つどいの広場事業 <地域子育て支援拠点事業>

地域において子育て親子の交流等を促進し、子育てについての相談、情報の提供、助言等を実施することで子育ての不安感等を緩和し、全てのこどもの健やかな育ちを地域で支える取り組みを行います。

【量の見込みの算出方法】

0-2歳児の推計人口に、直近年度（令和5年度）の実績を勘案して算出しました。

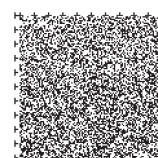
【量の見込みと対応策】

（単位：人/月）

		実績 見込み	推計				
		R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
量の見込み		8,977	8,519	8,180	7,901	7,824	7,758
対応策	箇所数	12	12	12	12	12	12
	確保量	8,977	8,519	8,180	7,901	7,824	7,758

【対応策の内容】

今後の量の見込みに対応可能な支援拠点は確保できています。今後も引き続き、支援者や子育てボランティアなどの人材確保に努め、支援を提供することが可能となる実施体制を維持します。



(11) 一時保育事業（幼稚園型）＜一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり）＞

幼稚園を利用する保護者の多様な保育ニーズに対応するため、通常の教育時間の前後や、土曜日、長期休業日に希望する在園児を預かります。

【量の見込みの算出方法】

教育・保育の量の見込みにおける1号認定の児童の人口推計に、直近年度（令和2年度～令和5年度）の実績を勘案して算出しました。

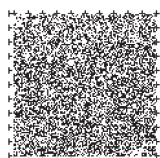
【量の見込みと対応策】

（単位：人）

		実績 見込み	推計				
		R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
東部	量の見込み	6,017	5,778	5,302	4,825	4,349	4,110
	対応策	6,017	5,778	5,302	4,825	4,349	4,110
北部	量の見込み	13,732	12,144	11,770	11,116	9,715	8,594
	対応策	13,732	12,144	11,770	11,116	9,715	8,594
中央部	量の見込み	35,619	30,975	28,872	28,127	26,637	25,542
	対応策	35,619	30,975	28,872	28,127	26,637	25,542
中央東部	量の見込み	18,670	17,262	16,262	15,717	14,900	14,582
	対応策	18,670	17,262	16,262	15,717	14,900	14,582
中央南部	量の見込み	5,317	4,404	4,285	4,007	3,690	3,412
	対応策	5,317	4,404	4,285	4,007	3,690	3,412
中央西部	量の見込み	45,699	34,666	32,744	33,812	32,886	33,171
	対応策	45,699	34,666	32,744	33,812	32,886	33,171
南西部	量の見込み	6,646	8,502	8,023	7,783	7,544	7,184
	対応策	6,646	8,502	8,023	7,783	7,544	7,184
合計	量の見込み	131,700	113,731	107,258	105,387	99,721	96,595
	対応策	131,700	113,731	107,258	105,387	99,721	96,595

【対応策の内容】

実施施設において、量の見込みに対応可能となるよう、保育士等の確保を支援し、実施体制の維持に努めます。



- (12) 一時保育事業（幼稚園型を除く）等＜一時預かり事業（幼稚園在園児以外）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対策強化事業除く）＞

保護者が一時的な就労、通院、緊急時等の場合に、保育所や認定こども園、その他の施設でこどもを一時的に預かります。

【量の見込みの算出方法】

教育・保育の量の見込みにおける1・2・3号認定以外の児童の人口推計に、直近年度（令和2年度～令和5年度）の実績を勘案して算出しました。

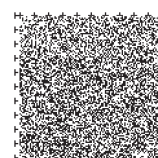
【量の見込みと対応策】

（単位：人日）

		実績 見込み	推計				
		R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
量の見込み	利用者数	6,780	6,633	6,082	5,871	5,706	5,634
対応策	保育所・認定こども園・幼稚園における一時保育	5,243	5,243	4,741	4,574	4,425	4,371
	ファミリー・サポート・センターによる一時預かり	318	287	277	268	265	261
	くるるん・児童センター・トワイライトでの一時預かり	1,219	1,103	1,064	1,029	1,016	1,002
	合計	6,780	6,633	6,082	5,871	5,706	5,634

【対応策の内容】

実施施設において、量の見込みに対応可能となるよう、保育士等の確保を支援し、実施体制の維持に努めます。



(13) 病児保育事業

こどもが病気や回復期で、教育・保育施設等での預かりが困難な場合に、看護師、保育士がいる病児保育施設で一時的に預かります。

【量の見込みの算出方法】

0-11歳の人口推計に、直近年度（令和5年度）の利用実績等を勘案して、算出しました。

【量の見込みと対応策】

（単位：人日）

		実績 見込み	推計				
		R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11
量の見込み	利用人数	5,445	5,255	5,063	4,912	4,742	4,646
対応策	利用人数	14,553	15,423	15,367	15,479	15,423	15,451

【対応策の内容】

病児保育施設の実施体制の維持を支援するとともに、届出された企業主導型保育事業での病児保育の利用促進を図り、感染症の流行時期などの利用の平準化を図ります。

(14) ファミリー・サポート・センター事業 ＜子育て援助活動支援事業（就学児のみ）＞

小学生の預かり、送迎など、援助を受けたい人で行いたい人との相互援助活動を会員組織として支援し、地域の子育て支援活動を促進します。

【量の見込みの算出方法】

6-11歳の人口推計に、直近年度（令和5年度）の実績を勘案して算出しました。

【量の見込みと対応策】

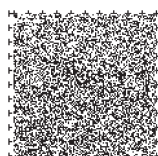
（単位：件）

		実績 見込み	推計				
		R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11
量の見込み	活動件数	519	510	499	482	466	453
対応策	活動件数	519	510	499	482	466	453

※対象年齢：小学1～6年生（6～11歳）。就学前児童の利用は「(12) 一時保育事業等」に計上。

【対応策の内容】

今後も引き続き、様々な機会を捉えた事業の周知・啓発を行うことにより、新たな会員の確保に努めます。また、会員同士のコミュニケーションを深める取組を行い、実施体制を維持します。



(15) 妊婦健康診査事業<妊婦に対する健康診査>

妊婦の健康管理を促し、安全・安心な妊娠・出産を支援する妊婦健康診査について、受診費用を助成します。

【量の見込みの算出方法】

0歳児の推計人口に、直近年度（令和2年度～令和5年度）の0歳児数に対する妊娠届出比率と平均受診回数を勘案して算出しました。

【量の見込みと対応策】

（単位：人・回）

		実績 見込み	推計				
		R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11
量の見込み	妊娠届出数	2,085	1,921	1,897	1,882	1,865	1,852
	健診回数	25,020	23,052	22,764	22,584	22,380	22,224
対応策	健診回数	25,020	23,052	22,764	22,584	22,380	22,224

【対応策の内容】

今後も引き続き、産科医療機関等と情報交換・連携を行い、厚生労働省が示す健診実施基準に沿った実施体制を確保していくとともに、妊娠届出時の専門職による窓口対応等において、妊婦健診の必要性の周知を図ります。

(16) 副食費補足給付事業<実費徴収に係る補足給付を行う事業>

施設型給費の対象外の幼稚園に対し、利用者が支払うべき副食の提供に対する費用の一部を助成します。

【対応策の内容】

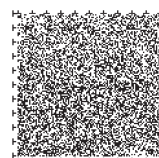
今後も、施設型給付費の対象外の幼稚園に対し、利用者が支払うべき副食の提供に対する費用の一部を助成します。

(17) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要なこどもの受入体制を構築します。

【対応策の内容】

子ども・子育て支援事業について、地域の供給体制等を勘案した上で、多様な事業者の参入や能力活用について検討します。



(18) 要保護児童対策地域協議会事業 ＜子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業＞

児童福祉法に基づき、要保護児童の早期発見や適切な保護を図るために、関係機関がそのことにも関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応します。

【対応策の内容】

警察署、児童相談所、医師会、市幼稚園協会、市保育協会、民間団体及び久留米市などで構成する「久留米市要保護児童対策地域協議会」を設置し、虐待を受けたこどもをはじめとする支援対象児童等に関する情報交換や支援内容などの協議を行っています。

また、虐待に繋がるおそれがある場合や養育困難と思われる家庭については、ケース検討会議を開き、各機関の関係者で具体的な対応を協議し、必要な支援等を行うことにより、育児に対する不安・負担の軽減や児童虐待の未然防止を図っています。

支援対象児童等の早期発見、適切な保護や支援を図るために、今後も、関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応できるよう努めます。

(19) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行います。

【量の見込みの算出方法】

0歳児の推計人口に、直近年度（令和2年度～令和5年度）の0歳児数に対する妊娠届出比率と直近年度（令和5年度）の面談実施合計回数を勘案して算出しました。

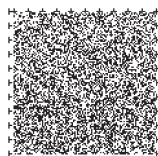
【量の見込みと対応策】

（単位：人・回）

		実績 見込み	推計				
		R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
量の見込み	妊娠届出数	2,085	1,921	1,897	1,882	1,865	1,852
	面談実施合計回数	4,379	4,034	3,984	3,952	3,917	3,889
対応策	面談実施合計回数	4,379	4,034	3,984	3,952	3,917	3,889

【対応策の内容】

妊娠届出、妊娠8か月、新生児・産婦訪問時等の面談実施を強化します。



(20) 乳児等通園支援事業

現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）を創設します。

【対応策の内容】

令和8年度から全国の自治体で実施が必須となることから、提供体制・量の見込みについては、本市の状況を踏まえ、検討します。

(21) 産後ケア事業

出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行います。

【量の見込みの算出方法】

0歳児の推計人口に、令和6年度（見込み）の利用率と直近年度（令和2年度～令和5年度）の平均利用日数を勘案して算出しました。

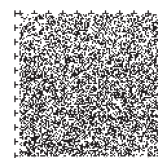
【量の見込みと対応策】

（単位：人回）

	実績 見込み	推計				
	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
量の見込み	1,023	957	944	938	928	922
対応策	1,023	957	944	938	928	922

【対応策の内容】

支援を必要とする産婦が事業を利用できるよう、受入体制を確保し、事業を継続していきます。



第1章
計画策定の趣旨

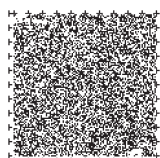
第2章
計画の基本的な考え方

第3章
施策の内容

第4章
子ども・子育て支援事業計画

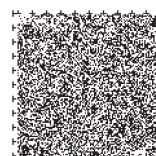
第5章
計画の推進

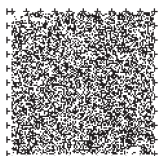
資料
編



第5章

計画の推進





第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

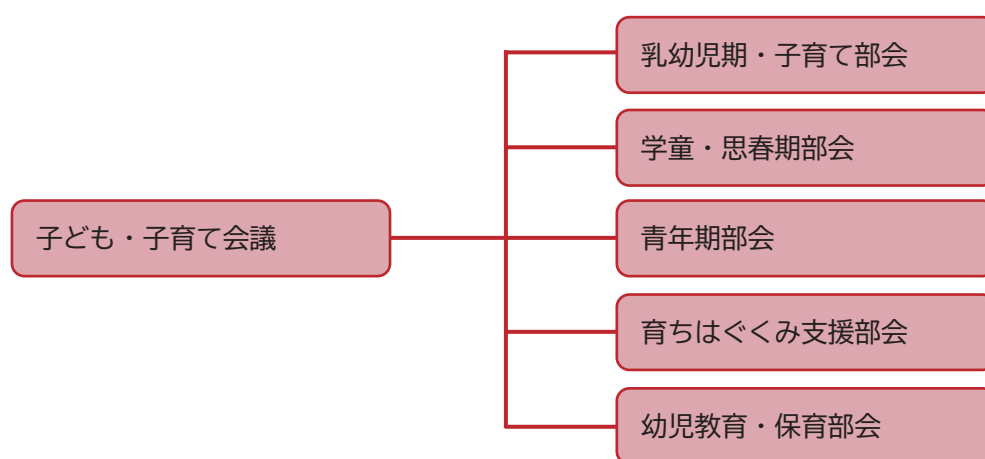
計画の推進にあたっては、学識経験者や事業主・労働者の代表者、教育関係者、こどもの保護者、こども・若者・子育て支援者等からなる「久留米市子ども・子育て会議」において、毎年度各種施策の進捗状況を審議し、計画推進にあたっての意見や助言をもらい、より実効性のある施策展開を図ります。

2 計画の進捗管理と点検・評価

計画の進捗管理にあたっては、数値目標の達成状況等を確認しながら、「久留米市子ども・子育て会議」において定期的に点検・評価を行います。

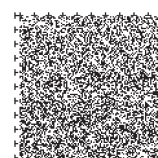
なお、評価結果については、市のホームページ等で適宜公表するとともに、必要に応じ計画内容の見直しを行います。

【久留米市子ども・子育て会議の組織体制】



【各部会の役割について】

部会名	役 割
乳幼児期・子育て部会	こどもがいる保護者と未就学児のこどもを対象として、必要な支援や取組などについて、審議や意見を述べることを役割とする。
学童・思春期部会	小学生と中学生のこどもを対象として、必要な支援や取組などについて、審議や意見を述べることを役割とする。
青年期部会	15歳（高校生）から39歳までのこども・若者を対象として、必要な支援や取組などについて、審議や意見を述べることを役割とする。
育ちはぐくみ支援部会	こどもの年齢に関わらず共通するテーマに関し、必要な支援や取組などについて、審議や意見を述べることを役割とする。 （例）こども・若者の権利、こどもの貧困、障害児・医療的ケア児の支援、児童虐待防止対策、ヤングケアラー支援、こども・若者の自殺対策、切れ目ない保健・医療の提供、ひとり親家庭支援 など
幼児教育・保育部会	特定教育・保育施設等の利用定員などに関して審議することを役割とする。



第1章
計画策定の趣旨

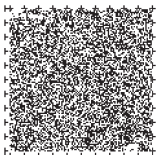
第2章
計画の基本的な考え方

第3章
施策の内容

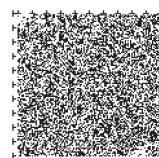
第4章
子ども・子育て支援事業計画

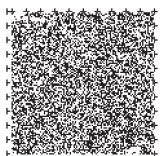
第5章
計画の推進

資料
編



資料編





1 子ども・若者及び子育てに関する基礎データ

■障害児の現状と支援の状況

(1) 障害児を取り巻く現状

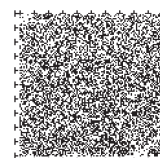
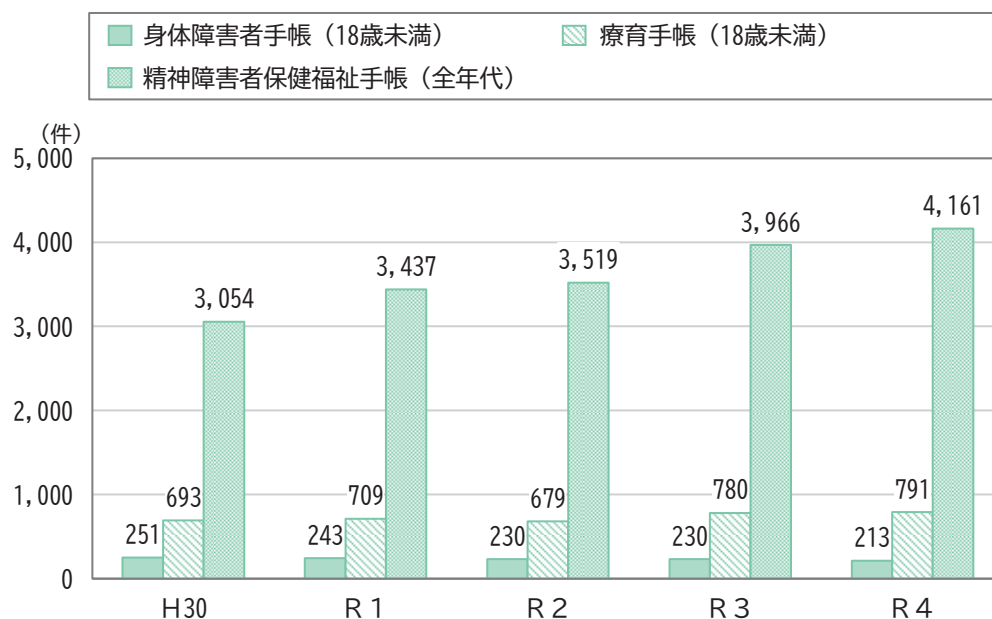
①各種手帳・手当の交付及び発達支援の利用の状況

1) 障害児に係る手帳の交付状況

身体障害者手帳は、身体障害者福祉法に基づき、身体障害がある方に対して交付される障害の種類や程度を明記した手帳です。療育手帳は、知的障害児・者が、一貫した相談等や各種福祉サービスを受けやすくするために、都道府県知事等が交付する手帳です。また、精神障害者保健福祉手帳は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、一定の精神障害の状態にあると判定された方に交付される手帳です。

18歳未満の身体障害者手帳の交付件数は減少していますが、18歳未満の療育手帳、全ての年代の精神障害者保健福祉手帳は増加傾向にあります。

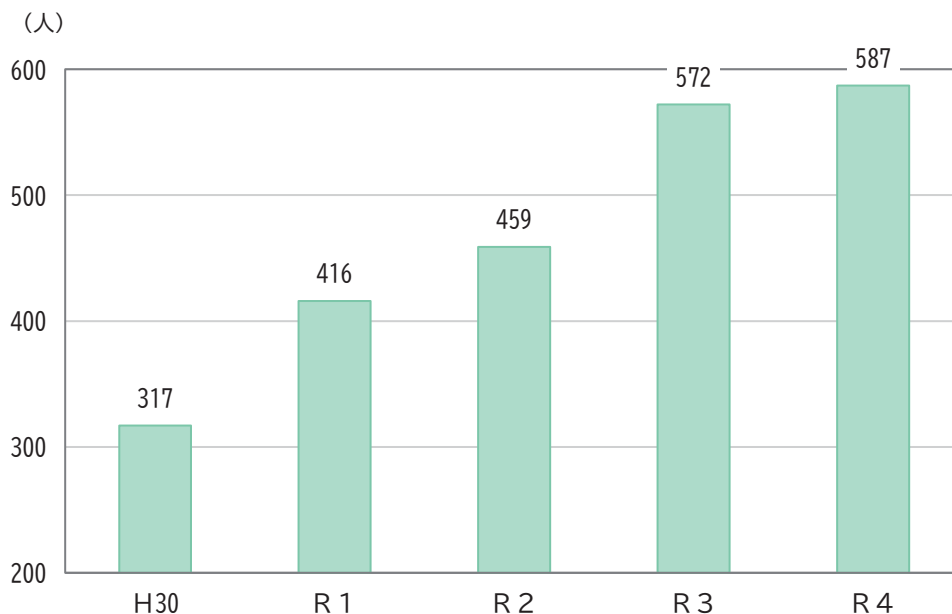
【久留米市における障害児に係る手帳の交付件数】



2) 障害児福祉手当

障害児福祉手当は、日常生活において常時特別の介護を必要とする 20 歳未満の在宅の重度障害児に対して支給する手当です。受給者数は増加傾向にあります。

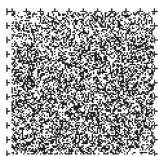
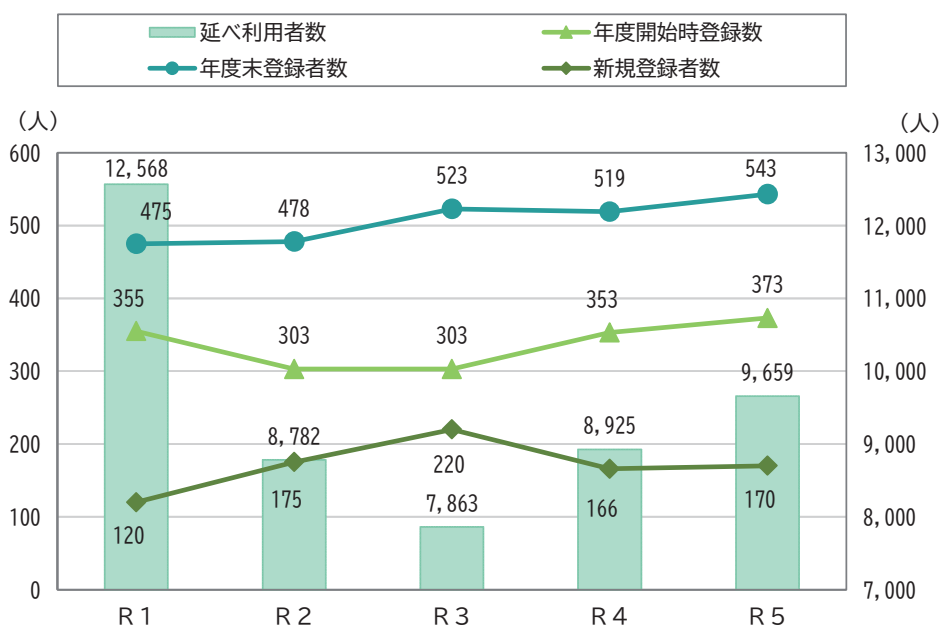
【久留米市における障害児福祉手当支給者実人数】



3) 幼児教育研究所における発達支援事業の利用者・登録者の状況

幼児教育研究所では、未就学児の児童を対象とした、「相談」、「療育」、「訓練」の事業を実施し、こどもの発達を促す支援を行っています。延べ利用者数は、コロナ禍の影響を受けて令和2年度に激減していますが、その後、徐々に増えてきています。

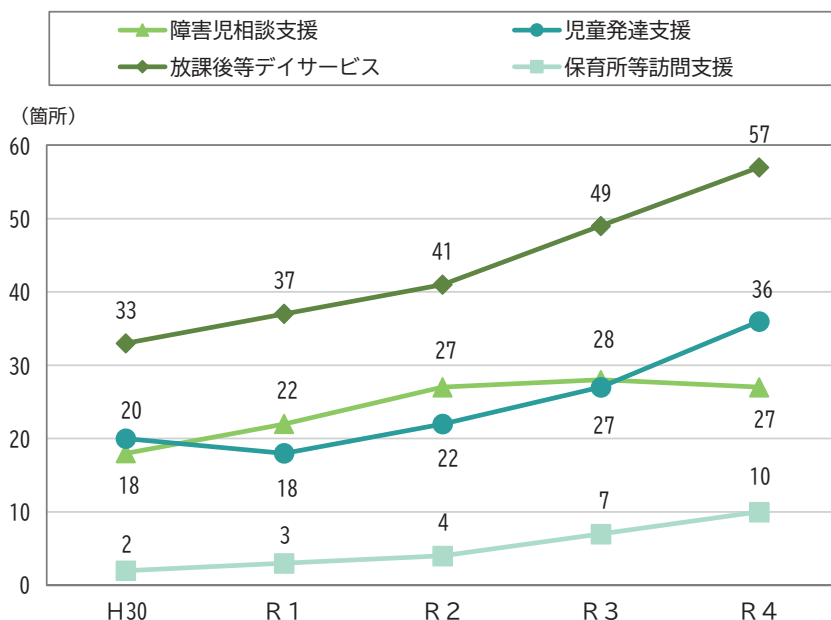
【幼児教育研究所の発達支援事業 延べ利用者数・登録者数】



②障害児に関する事業所

久留米市にある障害児を支援する施設は、以下のグラフのとおり4分野あり、増加傾向にあります。

【久留米市の指定事業所数（障害児通所系）】

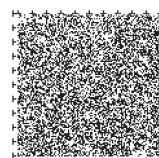
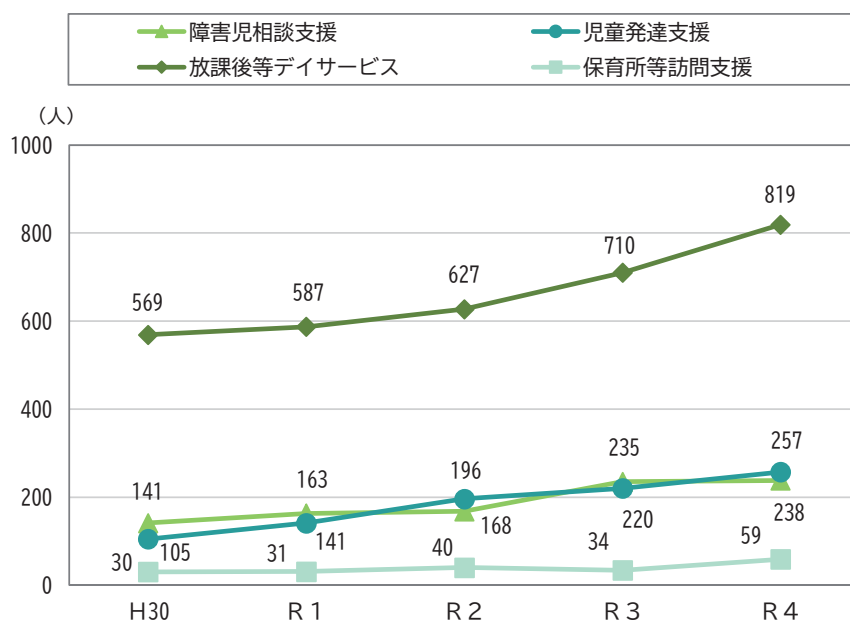


(2) 障害児への支援の状況

①障害福祉サービス等の利用状況

どの事業も増加傾向にありますが、特に放課後等デイサービスの利用者数は顕著な伸びとなっています。

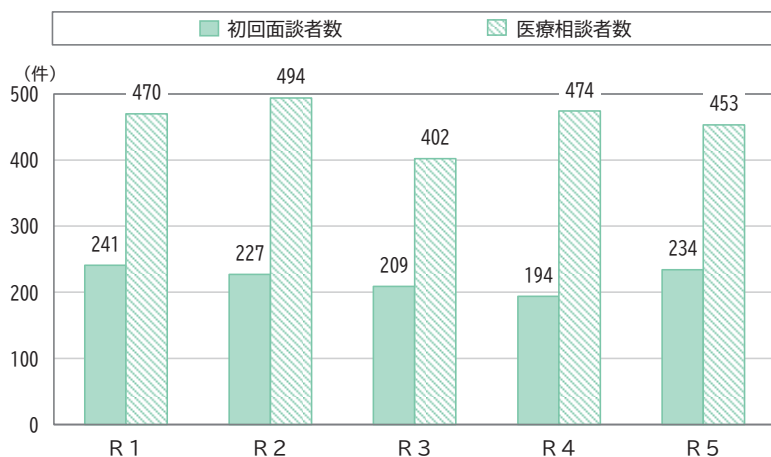
【久留米市の障害福祉サービス等実利用者数（障害児通所系）】



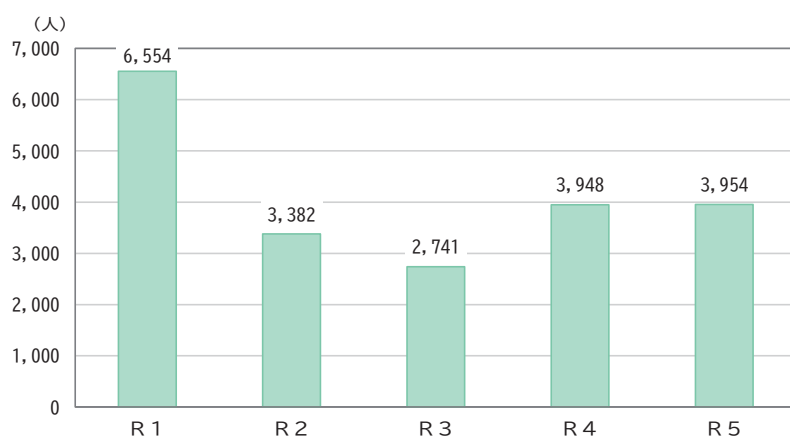
②幼児教育研究所の利用状況

幼児教育研究所で実施している「相談」、「療育」、「訓練」の事業は、全体でみると、ここ5年間で件数の大きな変動はありませんが、療育学級の延べ参加者数は、令和2年度以降、急激に減っています。これは、感染症拡大防止のため、学級を増設し、定員を減らしたため、学級の実施回数が減少したことによるものです。

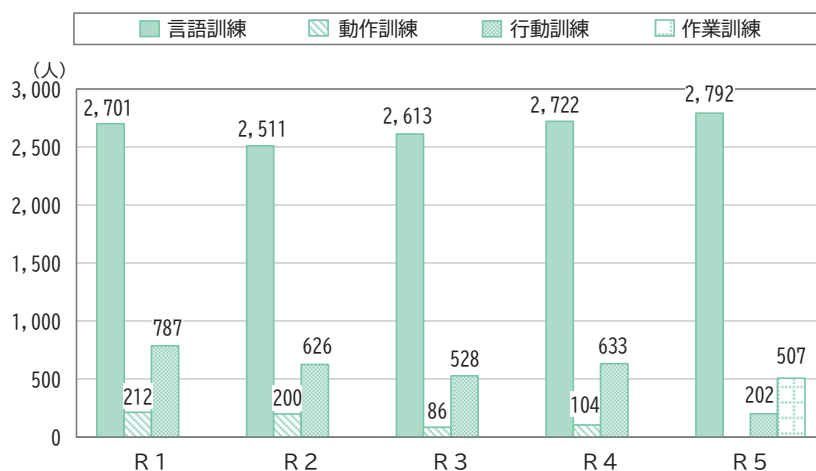
【相談件数推移】



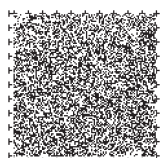
【延べ療育学級参加者数】



【延べ訓練別参加者数】



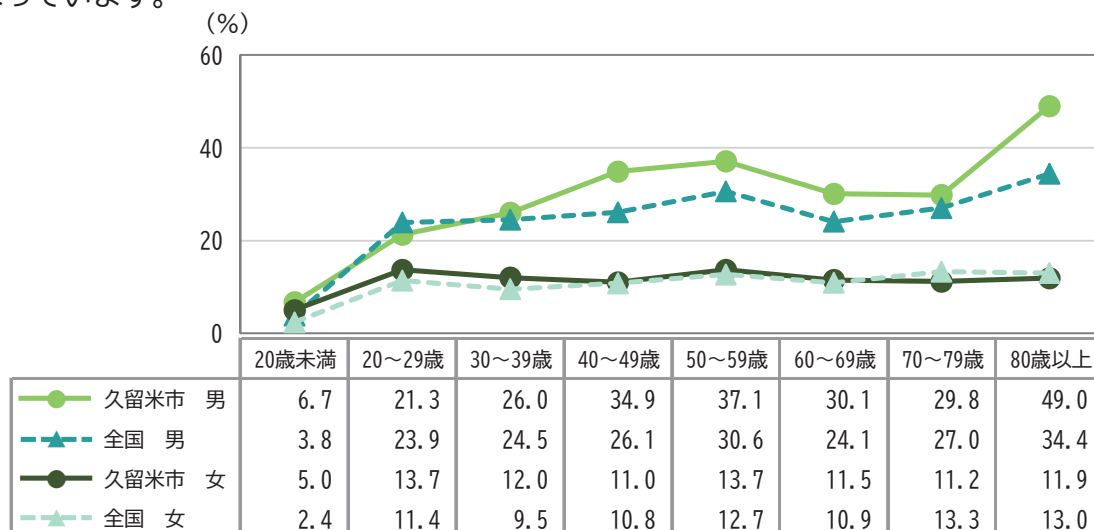
※令和4年度までは動作訓練、令和5年度からは作業訓練を実施。



■子ども・若者の自殺の現状

①久留米市の性・年代別自殺死亡率の推移（平成29年～令和3年合計）

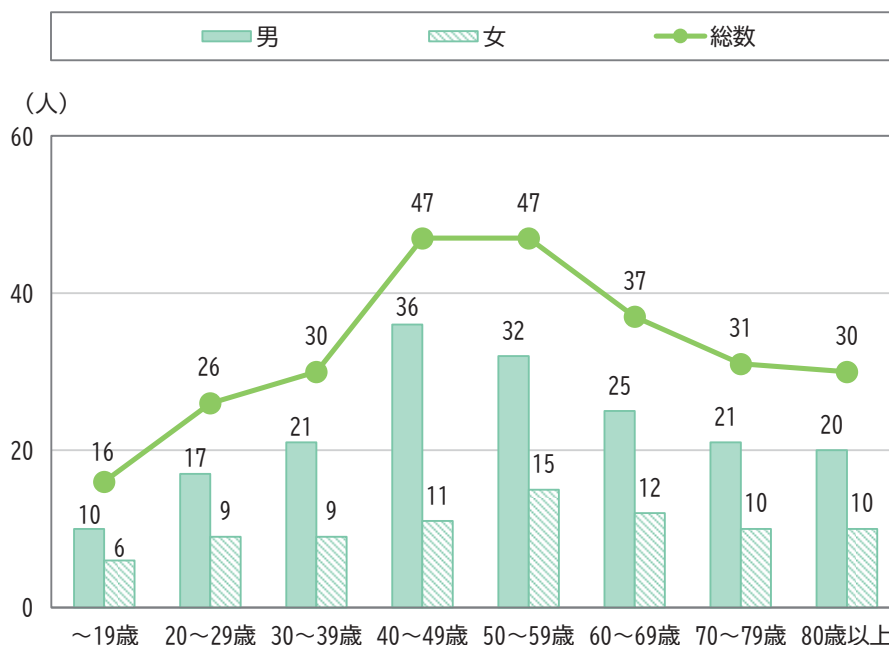
男性は、20歳代を除く全世代で全国男性の自殺死亡率を上回っています。女性は、60歳代までの全ての年代で全国を上回っており、特に20歳未満の世代では全国の自殺死亡率の2倍となっています。



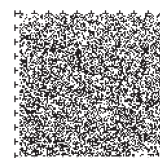
資料：地域における自殺の基礎資料

②久留米市の性・年代別自殺者数（平成29年～令和3年合計）

性・年代別にみると40歳代男性が36人で最も多く、次いで、50歳代男性、60歳代男性となっています。男女比は7：3となっています。



資料：人口動態統計



③久留米市の年齢階級別における死因別順位・自殺の割合(平成29年～令和3年累計)

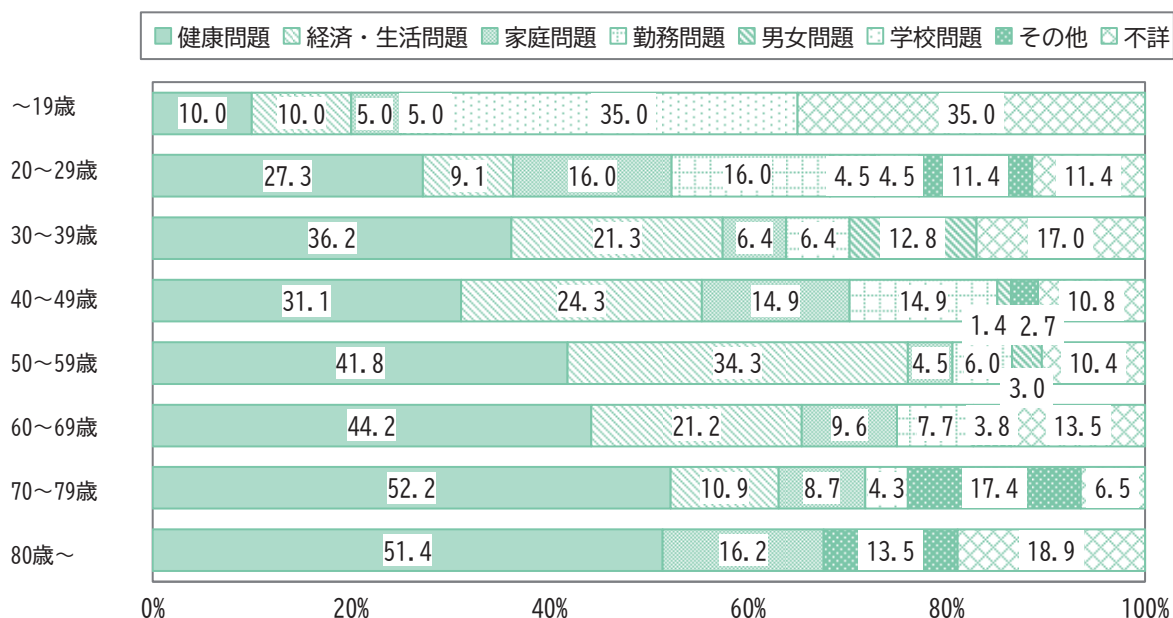
年代別の死因順位をみると、10歳～29歳、35歳～39歳の各年代の死因の第1位は自殺となっています。若い世代は、全体の死亡における自殺の割合も高く、特に15歳～24歳の年代は、5割を超えています。

年齢階級	第1位	第2位	第3位	自殺の割合(%)
10～14歳	自殺	悪性新生物・神経系疾患		37.5
15～19歳	自殺	不慮の事故	悪性新生物・他に分類されないもの	72.2
20～24歳	自殺	神経系疾患	不慮の事故	56.7
25～29歳	自殺	悪性新生物	不慮の事故	30.0
30～34歳	悪性新生物	自殺	不慮の事故	27.5
35～39歳	自殺	悪性新生物	循環器系疾患	32.2

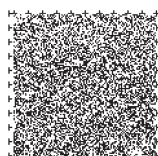
資料：人口動態統計

④久留米市の性・年代別の原因・動機別構成割合(平成29年～令和3年合計)

自殺の原因・動機を年代別にみると、20歳未満では「学校問題」と「不詳」が同じ割合で最も多くなっています。20歳代・30歳代は「健康問題」が最も多く、次いで20歳代では「家庭問題」と「勤務問題」が多く、30歳代では「経済・生活問題」が多くなっています。



資料：警察庁自殺統計原票データを厚生労働省自殺対策推進室において特別集計した資料を基に作成
注）自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きている。



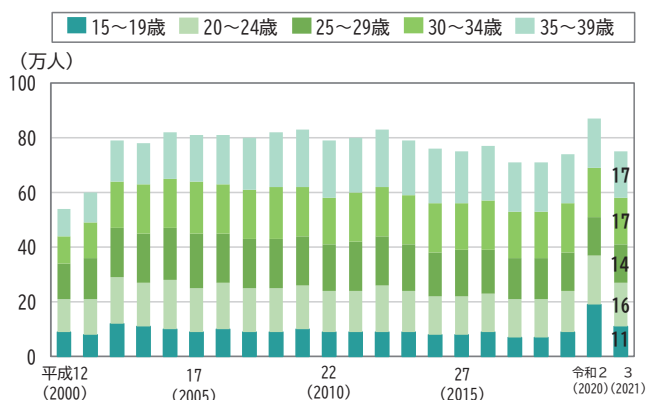
■悩みや不安を抱えるこども・若者の現状と支援状況

(1) 全国の困難を有するこども・若者の現状等【令和4年版 子供・若者白書抜粋】

①若年無業者数

15～39歳の若年無業者の数は、令和3年で75万人となっており、15～39歳人口に占める割合は2.3%となっています。

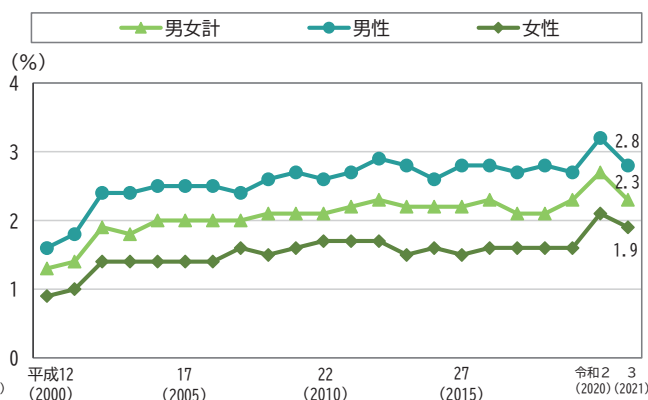
【推移（男女計）】



(出典) 総務省「労働力調査」

(注) 平成23年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。

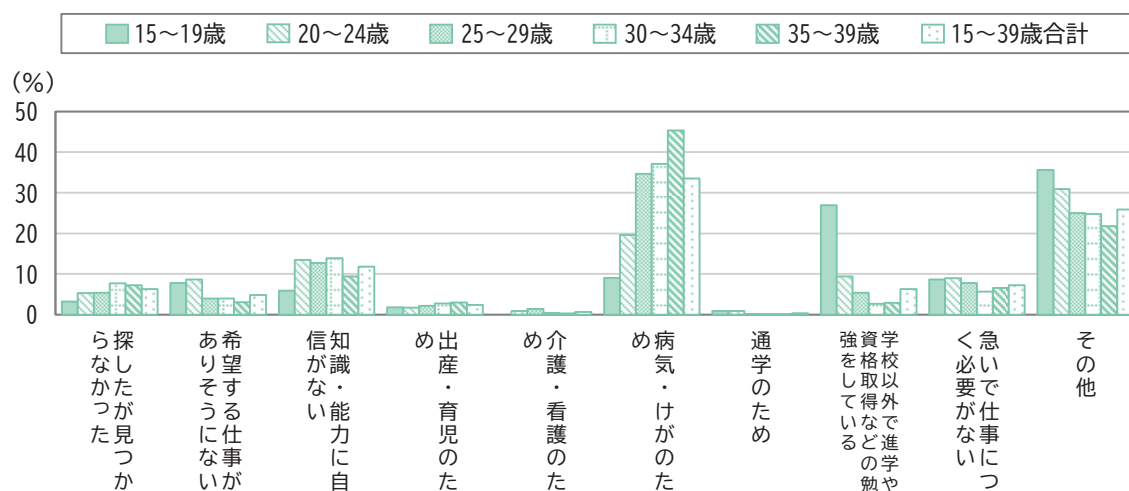
【15～39歳人口に占める若年無業者の割合】



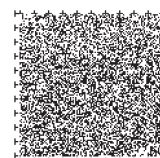
②全国の就業希望の若年無業者が求職活動をしない理由（平成29年度）

総務省が平成29年10月に実施した調査では、就業希望の若年無業者が求職活動をしていない理由として、病気・けがや勉強中の者を除くと、「知識・能力に自信がない」、「探したがみつからなかった」、「希望する仕事がありそうにない」といった回答がみられました。

【就業希望の若年無業者が求職活動をしない理由】



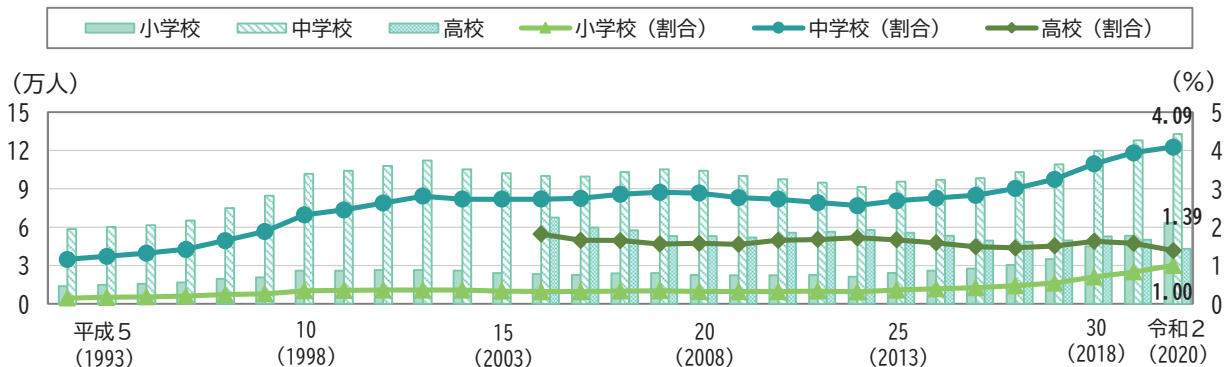
(出典) 総務省「就業構造基本調査」



③全国の不登校の状況

小学生・中学生の不登校児童生徒数は、平成25年度から令和2年度にかけて、8年続けて前年を上回っています。

【推移】



（出典）文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

（注）1. ここでいう不登校児童生徒とは、長期欠席者のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、子供が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、病気や経済的理由、新型コロナウイルスの感染回避によるものを除く。）をいう。なお、長期欠席者は、令和元年度調査までは年度間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒、令和2年度調査においては、「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄及び「出席停止・忌引き等の日数」欄の合計の日数により、年度間に30日以上登校しなかった児童生徒について調査。

2. 調査対象は、国公立の小学校・中学校・高等学校（小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含む）。高等学校は平成16年度から調査。

④全国の不登校の要因

不登校の要因を見ると、小学生・中学生では、「無気力・不安」の傾向があること、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」を抱えていること、「家庭に係る状況」等が多くみられます。

【国公立小学校・中学校 不登校の要因（令和2年度）】

区分	生不登校児童	学校に係る状況								家庭に係る状況			本人に係る状況		左記に該当なし
		いじめ	ぐ友いる人し問関係を除く	題係教を職めぐるの問関	学業の不振	安進路に係る不	不部ク適活動等活への	題等学を校のめぐるま問り	不学入適進・級転編の入	化境家の急激な生活変環	方親子の関わり	家庭内の不和	び乱生・非行あすの	無気力・不安	
主たるもの	196,127	399	20,830	2,413	10,675	1,581	783	1,514	6,533	5,667	17,395	3,483	23,439	91,886	9,529
		0.2%	10.6%	1.2%	5.4%	0.8%	0.4%	0.8%	3.3%	2.9%	8.9%	1.8%	12.0%	46.9%	4.9%
主たるもの以外にも当てはまるもの		204	9,145	2,206	16,307	2,412	1,085	1,667	3,277	3,706	18,811	4,037	15,932	20,087	
		0.1%	4.7%	1.1%	8.3%	1.2%	0.6%	0.8%	1.7%	1.9%	9.6%	2.1%	8.1%	10.2%	

【国公立高等学校 不登校の要因（令和2年度）】

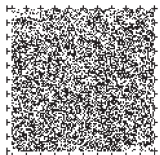
区分	不登校生徒数	学校に係る状況								家庭に係る状況			本人に係る状況		左記に該当なし
		いじめ	ぐ友いる人し問関係を除く	題係教を職めぐるの問関	学業の不振	安進路に係る不	不部ク適活動等活への	題等学を校のめぐるま問り	不学入適進・級転編の入	化境家の急激な生活変環	方親子の関わり	家庭内の不和	び乱生・非行あすの	無気力・不安	
主たるもの	43,051	86	3,806	211	2,638	2,117	371	351	3,960	833	1,491	748	6,633	16,213	3,593
		0.2%	8.8%	0.5%	6.1%	4.9%	0.9%	0.8%	9.2%	1.9%	3.5%	1.7%	15.4%	37.7%	8.3%
主たるもの以外にも当てはまるもの		21	1,031	152	1,750	1,077	233	219	923	342	1,400	591	1,873	2,888	
		0.0%	2.4%	0.4%	4.1%	2.5%	0.5%	0.5%	2.1%	0.8%	3.3%	1.4%	4.4%	6.7%	

（出典）文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

（注）1. 「主たるもの」については「長期欠席者の状況」で「不登校」と回答した児童生徒全員につき、主たる要因を一つ選択。

2. 「主たるもの以外にも当てはまるもの」については、主たるもの以外で当てはまるものがある場合は、一人につき2つまで選択可。

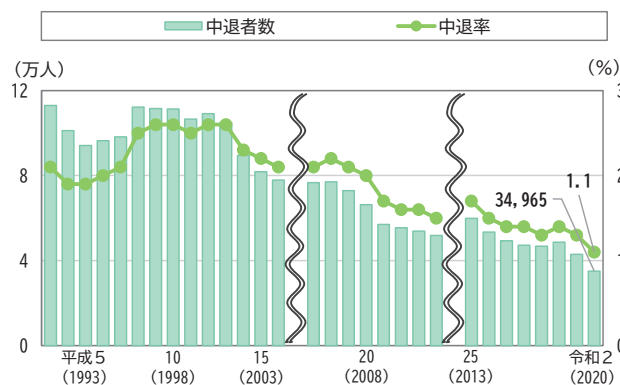
3. 下段は、不登校児童生徒数に対する割合。



⑤全国の高等学校における中途退学者

高等学校中途退学者は、令和2年度は約3万5,000人、中退率は1.1%となっています。中退事由としては、学校生活・学業不適応、進路変更が多くみられます。

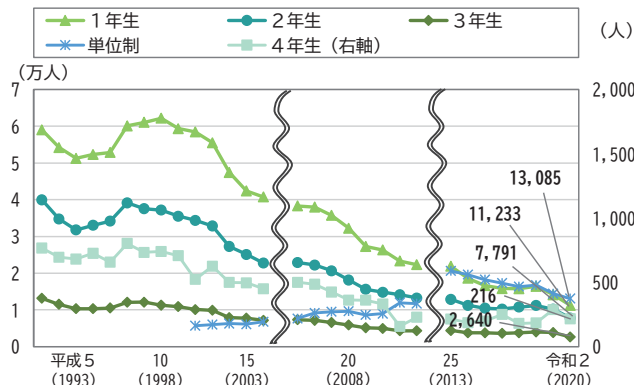
【中退者数と中退率】



(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

(注) 1. 平成16年度までは公私立高等学校を調査。平成17年度からは国立高等学校、平成25年度からは高等学校通信制課程も調査。
2. 高等学校には中等教育学校後期課程を含む。

【学年別中退者数】



(2) 福岡県青少年の意識・ニーズに関する調査報告書(令和6年3月)【抜粋】

①調査方法及び対象者

調査の種類	対象	調査方法
小・中・高校生調査	県内小学校(6年生)、中学校(2年生)、高等学校(2年生)、各4,800名	学校を介して調査票及びWEB回答画面にアクセスするQRコードを記載した調査依頼状を配布。小学6年生はWEB、調査票のいずれかで回答、中学2年生、高校2年生、保護者はWEBで回答
小・中・高校生保護者調査	県内に在住する小学校(6年生)、中学校(2年生)、高等学校(2年生)の保護者、各4,800名	

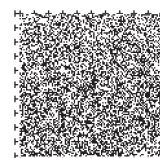
*前回調査は、令和2年に実施

②調査結果

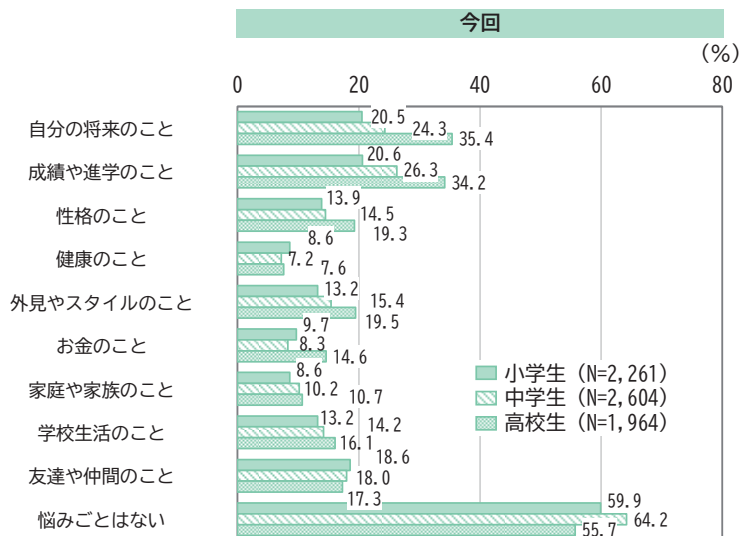
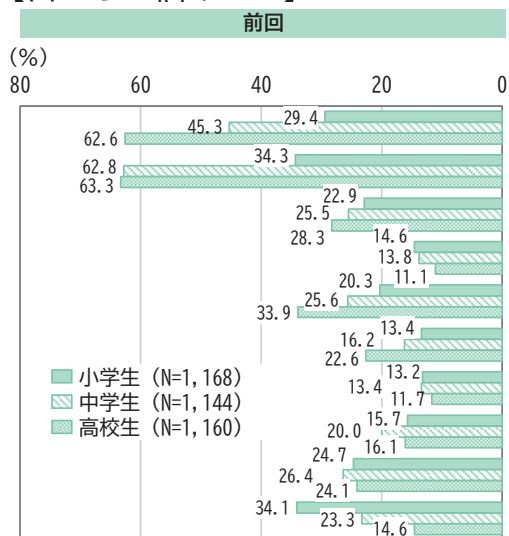
1) 日ごろ考えていることについて

日ごろの悩みごとについては、小・中・高校生全てで「日ごろの悩みごとはない」が最も多くなっています。前回調査と比べると、小・中・高校生いずれも「自分の将来のこと」、「成績や進学のこと」、「外見やスタイルのこと」は大幅に減少し、「悩みごとはない」が大幅に増加しています。

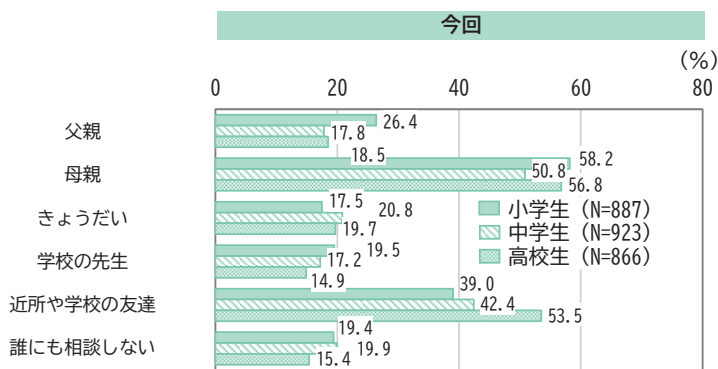
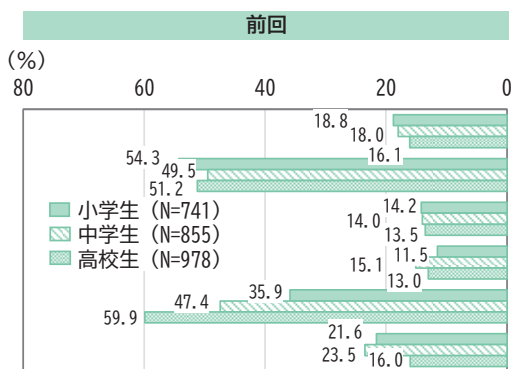
悩みごとの相談相手は、小・中・高校生ともに「母親」が最も多く、年齢が上がるにつれて「近所や学校の友達」が多くなる傾向がみられます。前回調査と比べると、小学生で「父親」が7.6ポイント増加、「近所や学校の友達」は中学生で5.0ポイント減少、高校生で6.4ポイント減少しています。



【日ごろの悩みごと】



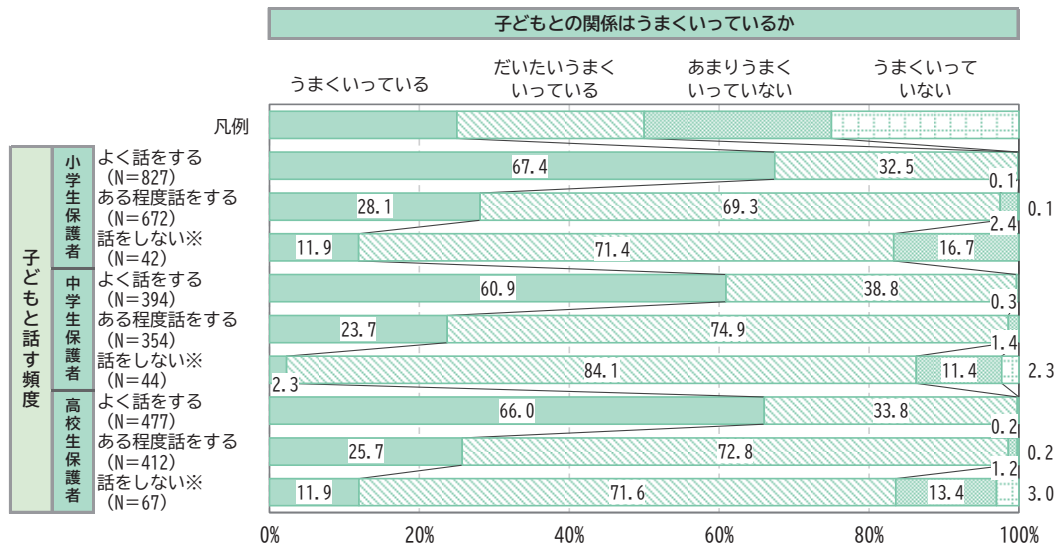
【悩みごとの相談相手】



2) 子どもと話す頻度と他項目との関係（保護者調査限定）

小・中・高校生いずれの保護者でも、子どもとよく話をする保護者ほど、子どもとの関係がうまくいっていると思う傾向がみられ、強い相関関係がみられます。

【子どもと話す頻度と子どもとの関係】

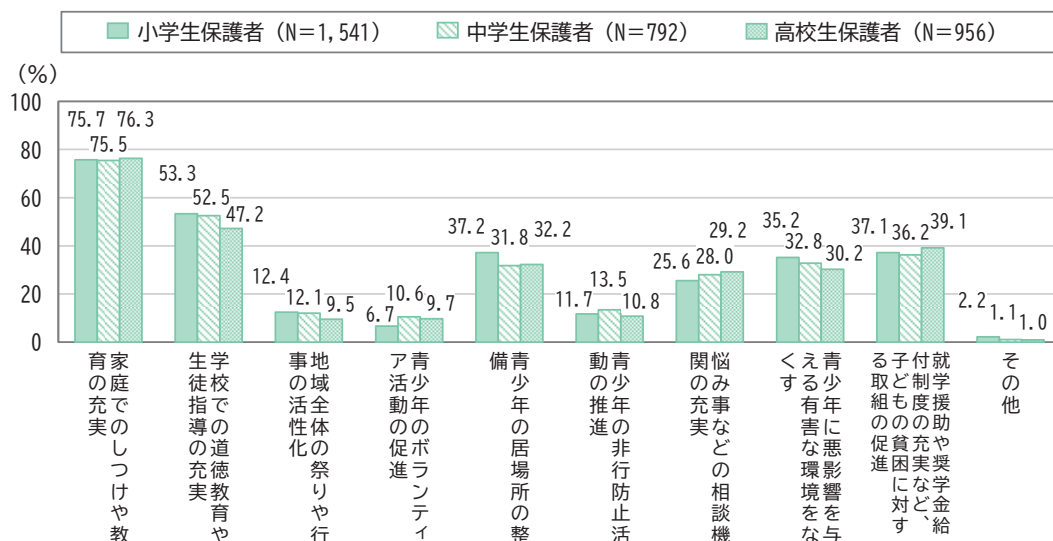


※『話をしない』は「あまり話をしない」「まったく話をしない」を合わせたもの。

3) 青少年の健全育成のために必要なこと（保護者調査限定）

青少年の健全育成のために必要なことについては、いずれの保護者も、「家庭でのしつけや教育の充実」が最も多くなっています。次いで「学校での道德教育や生徒指導の充実」、「就学援助や奨学金給付制度の充実など、子どもの貧困に対する取組の促進」となっています。

【青少年の健全育成のために必要なこと】

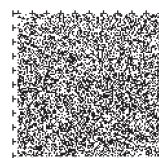
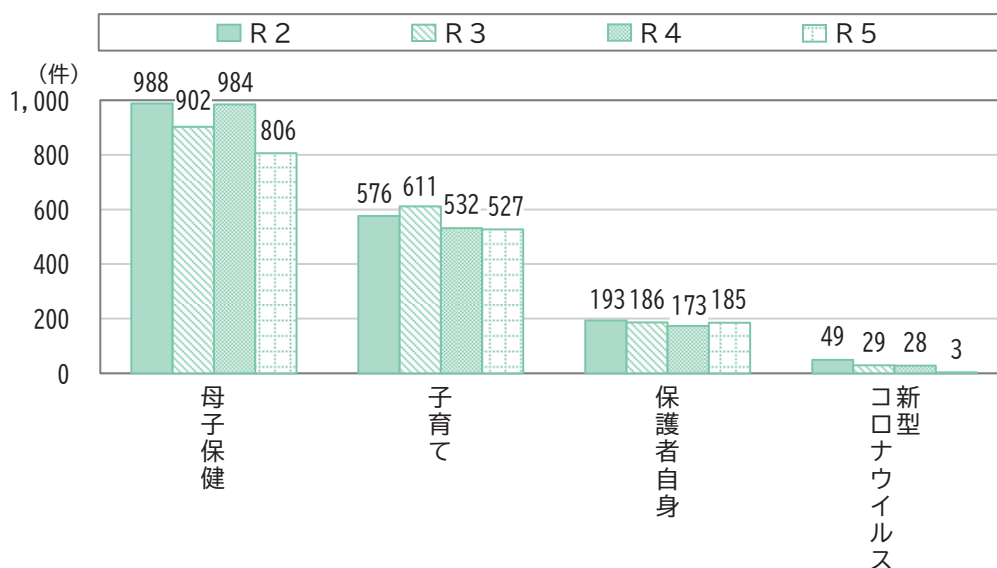


(3) 子ども総合相談窓口（こども子育てサポートセンター）への相談状況

子ども総合相談窓口では、妊産婦、乳幼児、学齢期以降の18歳までの児童やその養育者を対象に、母子保健や子育てに関する相談に応じています。その後、家庭訪問やそれぞれのニーズに応じた情報提供、関係機関の繋ぎといった継続的支援に取り組んでいます。

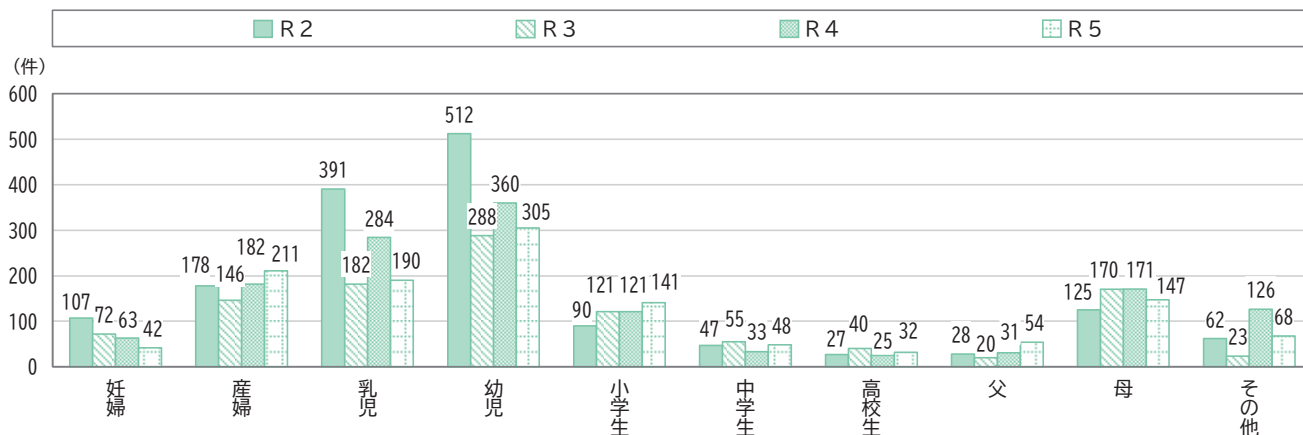
①相談内容種別件数

【久留米市の子ども総合相談窓口の相談内容種別件数】



②相談内容の対象者別件数

【久留米市の子ども総合相談窓口の相談内容の対象者別件数】

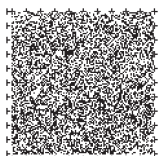


(4) 若者相談窓口「みらくる」(青少年育成課)へ寄せられる相談状況

令和4年4月1日より、久留米市青少年育成センター内に、概ね中学校卒業後～39歳までの若者を対象とする相談窓口を設置し、関係機関・団体等と連携協力しながら、適切な支援機関等の紹介、情報提供、マッチング等、一人一人に寄り添った支援を行っています。

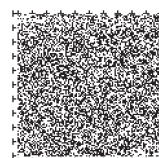
①若者相談窓口「みらくる」での相談件数

項 目	令和4年度		令和5年度		合 計	
①新規件数	74 件		97 件		171 件	
新規の内訳	終結	58 件	終結	82 件	終結	140 件
	継続	16 件	継続	15 件	継続	31 件
②継続支援(延べ)	238 件		342 件		580 件	
合計(①+②)	312 件		439 件		751 件	



②新規相談者（171人）の属性・相談内容等

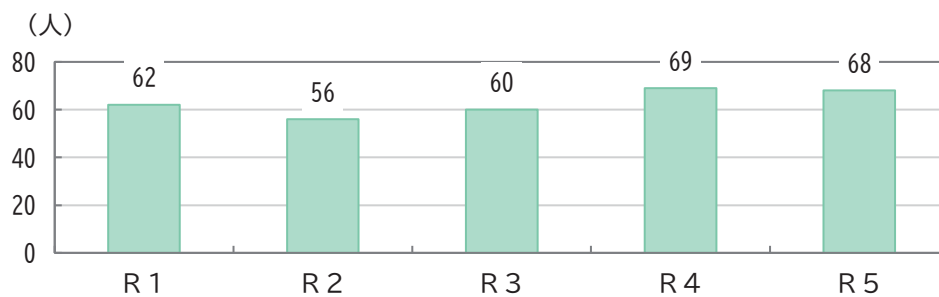
No.	項目	令和4年度	令和5年度	合計
相談者	若者本人	14人（19%）	24人（25%）	38人（22%）
	母親	21人（28%）	18人（19%）	39人（23%）
	家族	9人（12%）	12人（12%）	21人（12%）
	関係機関	28人（38%）	39人（40%）	67人（39%）
	その他	2人（3%）	4人（4%）	6人（4%）
年齢	18歳未満	19人（26%）	40人（41%）	59人（35%）
	18～19歳	11人（15%）	17人（17%）	28人（16%）
	20～29歳	27人（36%）	25人（27%）	52人（30%）
	30～39歳	12人（16%）	6人（6%）	18人（11%）
	40歳以上	1人（1%）	6人（6%）	7人（4%）
	不明	4人（6%）	3人（3%）	7人（4%）
相談内容・重複あり	学業・進級・進学	14人（7%）	22人（7%）	36人（7%）
	不登校	11人（6%）	28人（9%）	39人（7%）
	ひきこもり	12人（6%）	18人（5%）	30人（6%）
	将来の不安	21人（11%）	40人（13%）	61人（12%）
	就労・就職	15人（8%）	14人（4%）	29人（5%）
	対人関係	7人（4%）	14人（4%）	21人（4%）
	生活困窮	7人（4%）	10人（3%）	17人（3%）
	身体的不安	3人	5人	8人
	情報入手	30人（16%）	39人（12%）	69人（13%）
	暴力・非行	3人	2人	5人
	ゲーム等依存	3人	2人	5人
	昼夜逆転	1人	3人	4人
	ニート	3人	1人	4人
	自殺（自傷）	1人	1人	2人
	発達障害	4人	2人	6人
	精神疾患	12人（6%）	17人（5%）	29人（5%）
	知的障害	0人	6人	6人
	親子不和	6人（3%）	15人（4%）	21人（4%）
	虐待（疑い）	0人	2人	2人
	家庭内暴力（DV）	1人	4人	5人
	育児・子育て	1人	3人	4人
	その他（問合せ）	35人（18%）	57人（18%）	92人（19%）



(5) 久留米市の少年非行等の現状

①少年非行

1) 久留米市の刑法犯少年検挙補導人員



2) 令和5年における久留米市の刑法犯少年検挙補導人員 68 人の学職別内訳

単位 (人)

小学生	中学生	高校生	大学生等	有職	無職
6	17	27	5	11	2

②薬物乱用

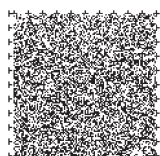
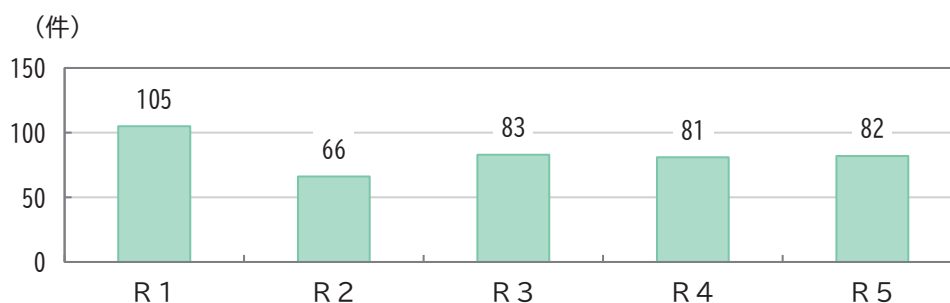
【久留米市の薬物乱用検挙補導状況】

単位 (人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
シンナー	0	0	0	0	0
覚醒剤	0	0	0	2	0
大麻	2	3	4	1	11

③こどもの被害

【久留米市内における不審者、変質者発生の情報数】



■結婚及び少子化の現状

(1) 出生数の状況

①合計特殊出生率の推移

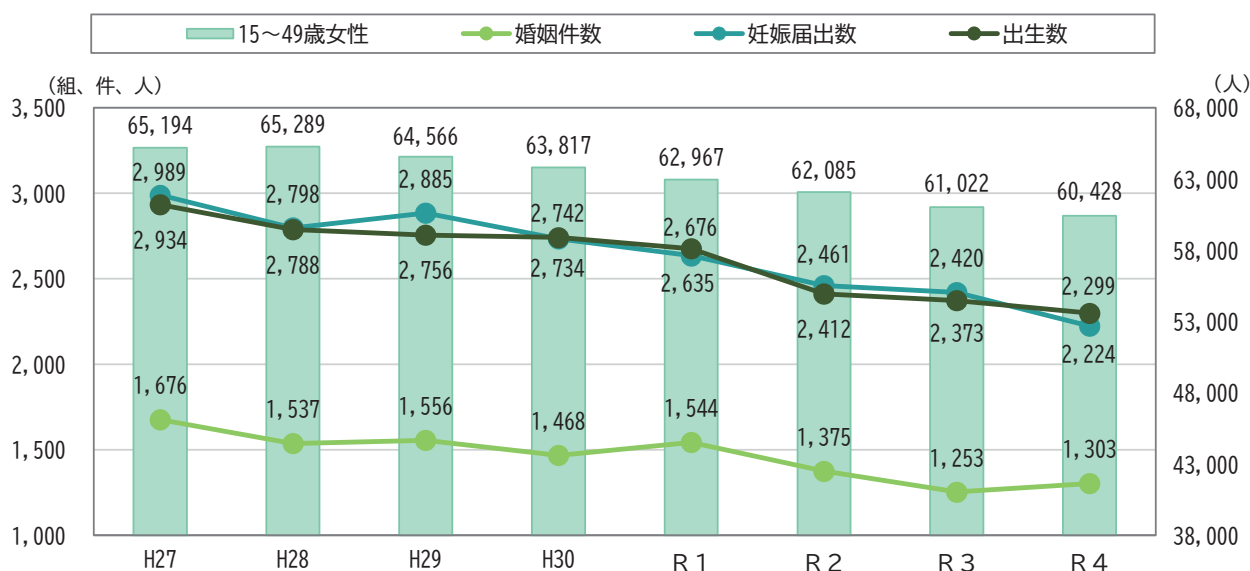
久留米市の合計特殊出生率は、全国や福岡県の数値を常に上回っていますが、近年では平成27年をピークに減少傾向にあります。なお、一般的に人口を維持できる水準は2.07と言われています。



②女性人口・婚姻件数・妊娠届出数・出生数の推移

15～49歳の女性の人口は、近年は平成28年をピークに減少傾向にあり、平成30年から令和4年までの間に約5%減少しています。出生数及び妊娠届出数は、減少傾向にあり、平成29年から令和3年までの間に約16%減少しています。

【久留米市の女性人口・婚姻件数・妊娠届出数・出生数】



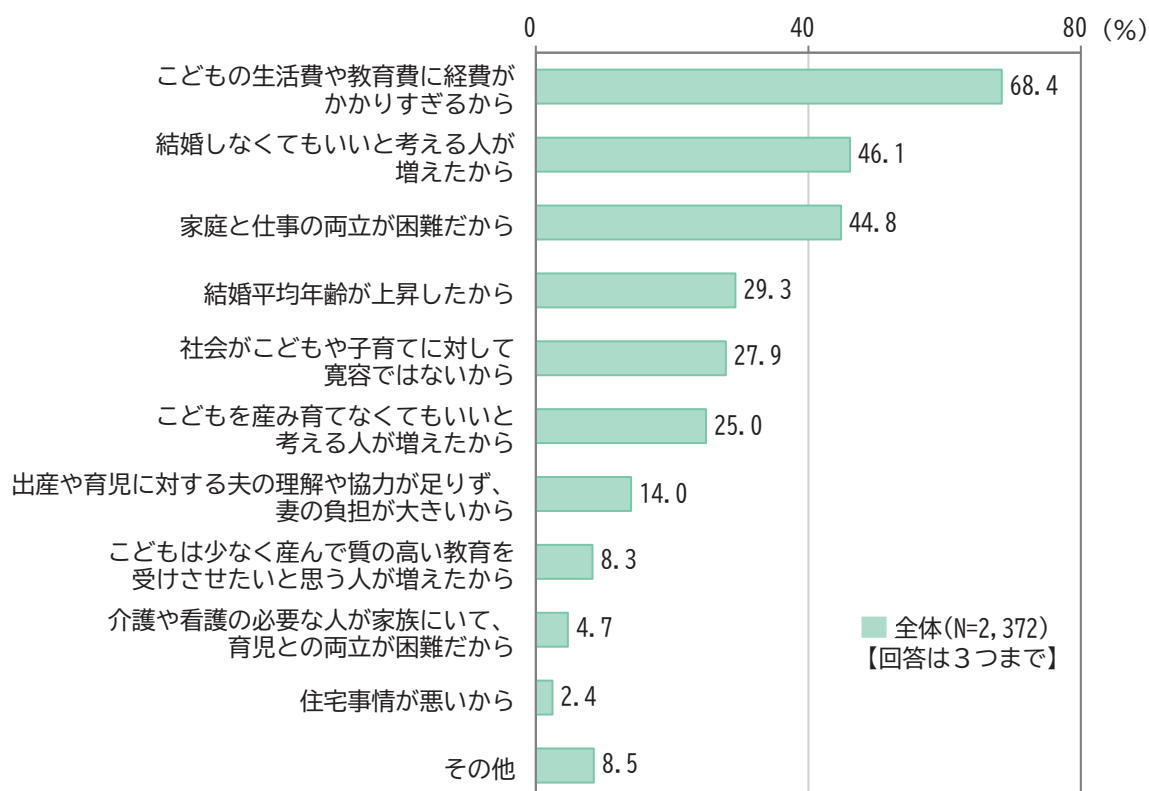
(2) 結婚や出生数に関する意識（子育て等に関する県民意識・ニーズ調査より）

①出生数に関して

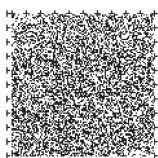
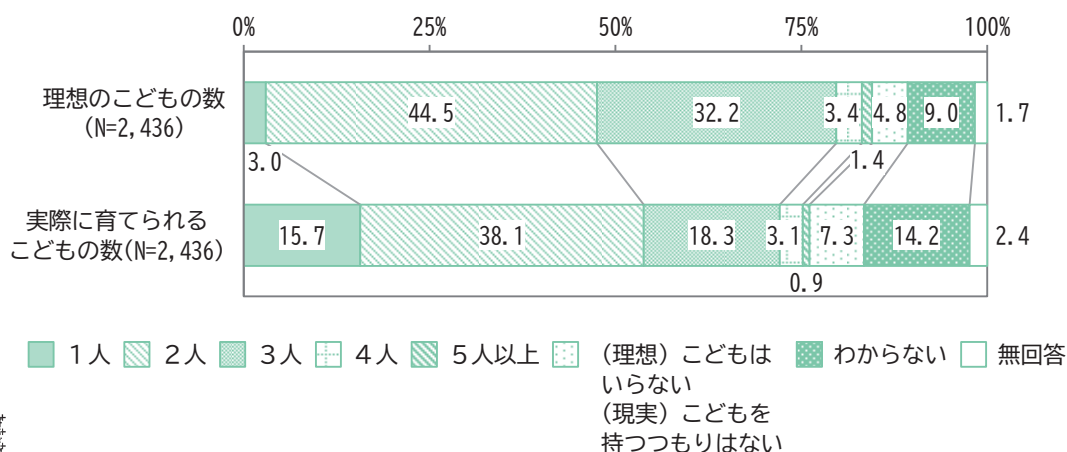
18歳から49歳までの男女が答えた出生率低下の原因の主なものには、「こどもの生活費や教育費に経費がかかりすぎる」、「結婚しなくてもいいと考える人が増えた」、「家庭と仕事の両立が困難」があります。

また、理想と現実には育てられるこどもの数は、理想では2人が最も多く、次いで3人が多いですが、現実では、いずれも割合が減っています。

【出生率低下の原因】



【理想と現実には育てられるこどもの数】



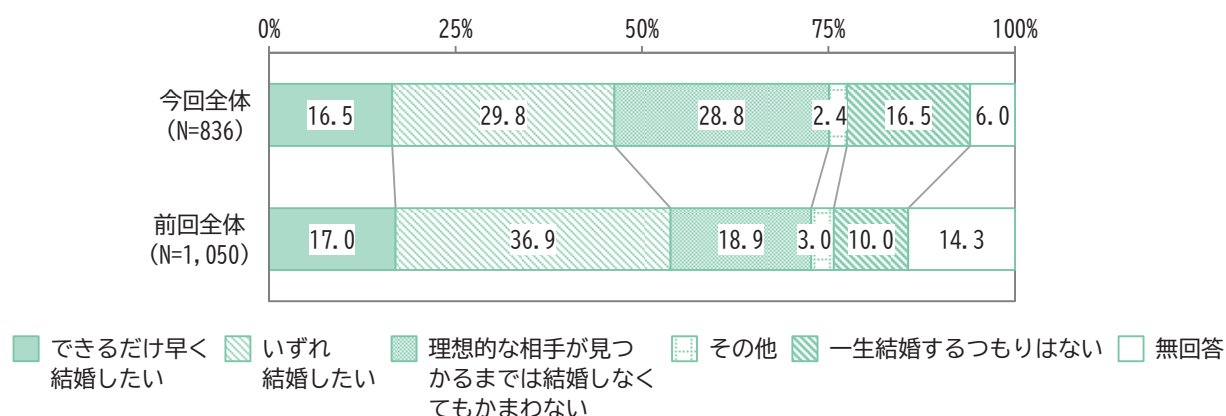
②結婚に関して

18歳から49歳までの男女が答えた結婚の意向を持つ人は、46.3%と前回よりも約7%減少しています。

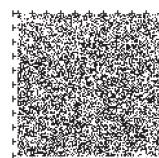
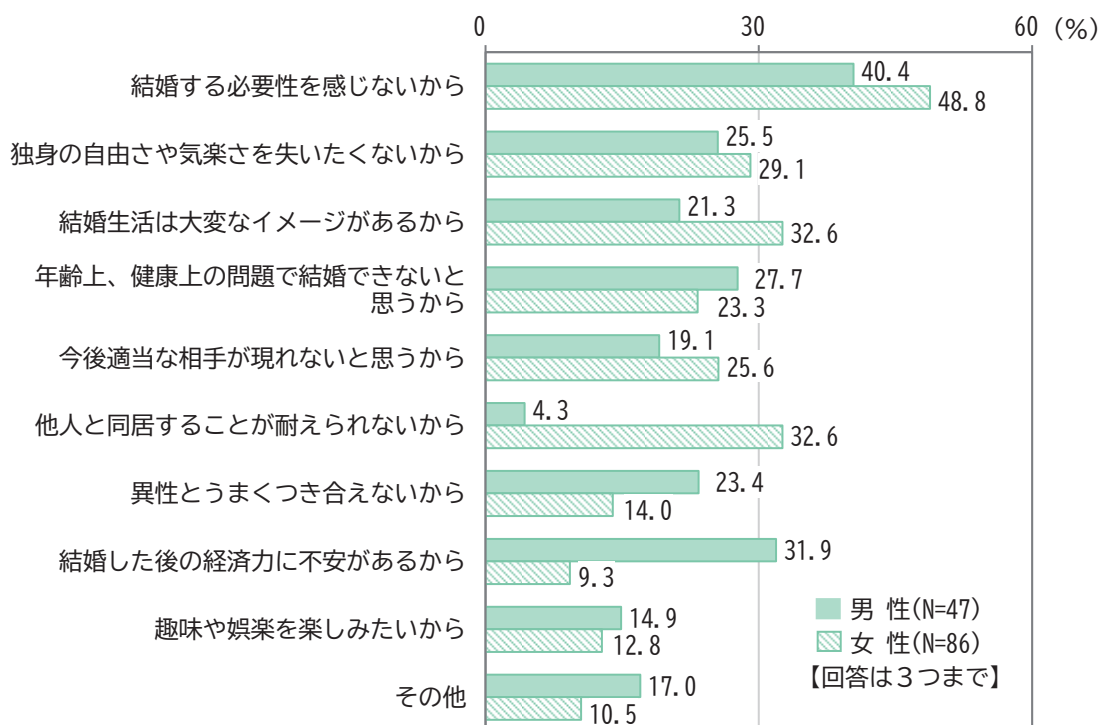
結婚するつもりはない人の理由は、男女ともに「結婚する必要性を感じないから」が最も高くなっています。次いで、男性は「結婚した後の経済力に不安があるから」となっていますが、女性は「結婚生活は大変なイメージがあるから」、「他人と同居することが耐えられないから」となっています。

結婚したいと思う人が結婚するために必要なことは、「子育てと仕事の両立ができる環境があること」、「若者が就業して安定した収入を得られること」が多くなっています。

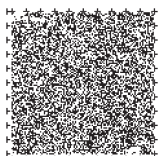
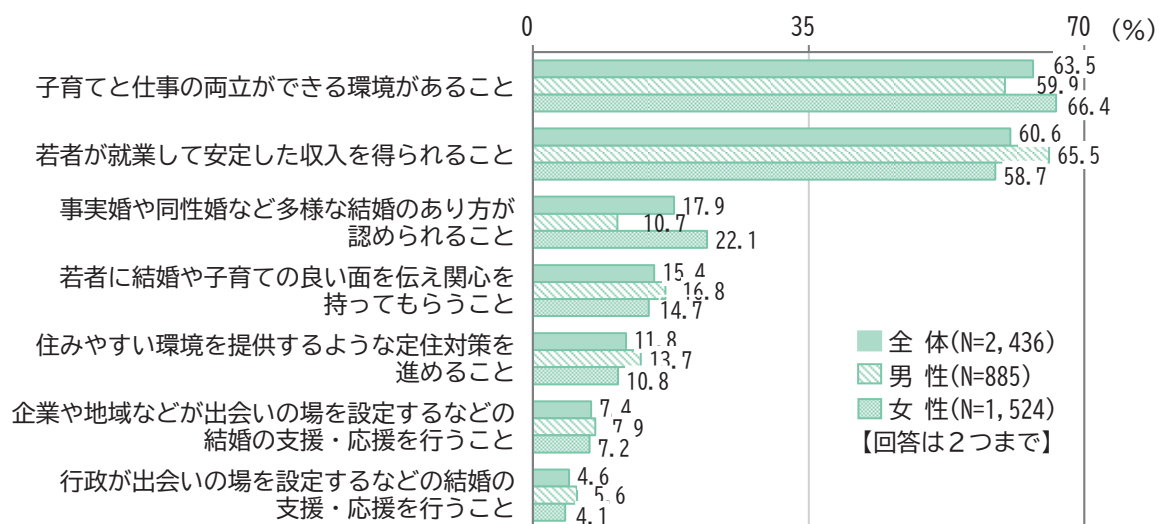
【結婚の意向】



【結婚するつもりはない理由】

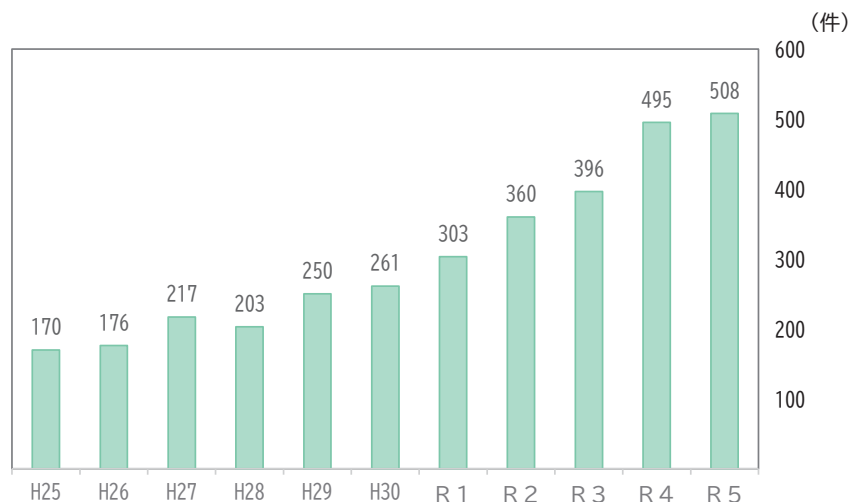


【結婚したいと思う人が結婚するために必要な要素・支援策（性別）上位7位】



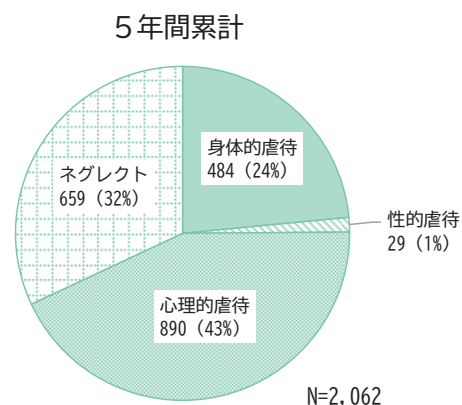
■児童虐待の現状

①久留米市の児童虐待対応件数



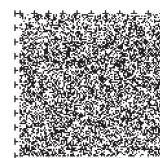
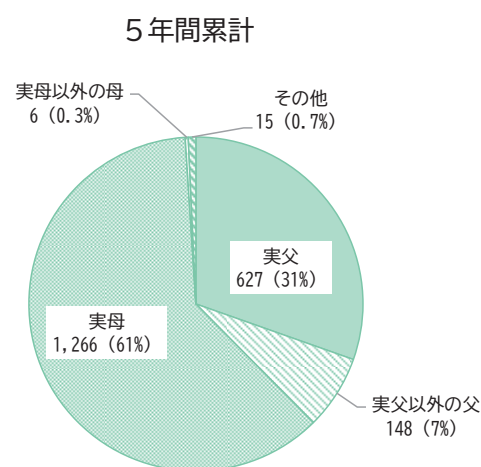
②久留米市の虐待の種類別対応件数

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
身体的虐待	69 22.8%	87 24.2%	100 25.3%	114 23.0%	114 22.4%
性的虐待	3 1.0%	3 0.8%	5 1.3%	9 1.8%	9 1.8%
心理的虐待	142 46.9%	172 47.8%	174 43.9%	191 38.6%	211 41.5%
ネグレクト	89 29.4%	98 27.2%	117 29.5%	181 36.6%	174 34.3%
総数	303	360	396	495	508



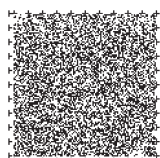
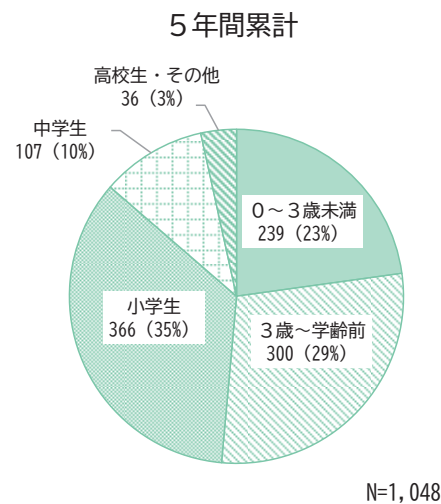
③久留米市の虐待者別対応件数

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
実父	82 27.1%	123 34.2%	127 32.1%	137 27.7%	158 31.1%
実父以外の父	32 10.6%	36 10.0%	29 7.3%	21 4.2%	30 5.9%
実母	187 61.7%	199 55.2%	236 59.5%	332 67.1%	312 61.4%
実母以外の母	1 0.3%	1 0.3%	1 0.3%	1 0.2%	2 0.4%
その他	1 0.3%	1 0.3%	3 0.8%	4 0.8%	6 1.2%
総数	303	360	396	495	508



④久留米市の年齢別対応件数（新規受付分のみ）

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
0～3歳未満	37 26.4%	52 30.4%	39 20.4%	60 20.6%	51 20.1%
3歳～学齢前	35 25.0%	41 24.0%	63 33.0%	90 30.8%	71 28.0%
小学生	51 36.4%	59 34.5%	65 34.0%	93 31.9%	98 38.6%
中学生	11 7.9%	15 8.8%	16 8.4%	41 14.0%	24 9.4%
高校生・その他	6 4.3%	4 2.3%	8 4.2%	8 2.7%	10 3.9%
総数	140	171	191	292	254



2 各種調査結果の概要

■久留米市子育てに関するアンケート調査（令和5年度）の結果

（1）調査の概要

本計画の策定にあたり、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込み算出の基礎資料とするため、就学前児童の保護者を対象にアンケート調査を実施しました。

調査対象	就学前児童を養育する保護者
対象抽出方法	住民基本台帳による無作為抽出
調査方法	郵送配布・インターネット回答
標本数	3,000 世帯
有効回収数（回収率）	1,437 世帯（47.9%）
調査期間	令和6年2月21日から令和6年3月16日まで

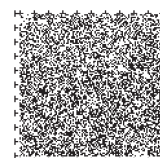
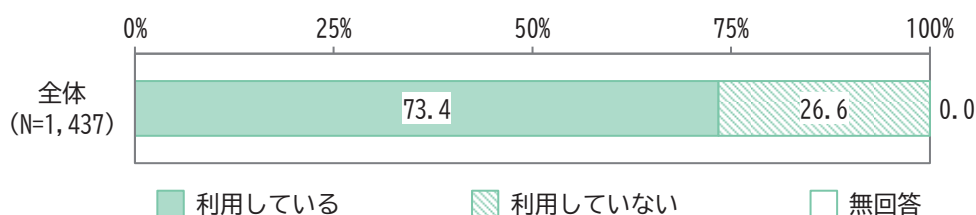
（2）調査結果の概要

①平日の定期的な教育・保育について

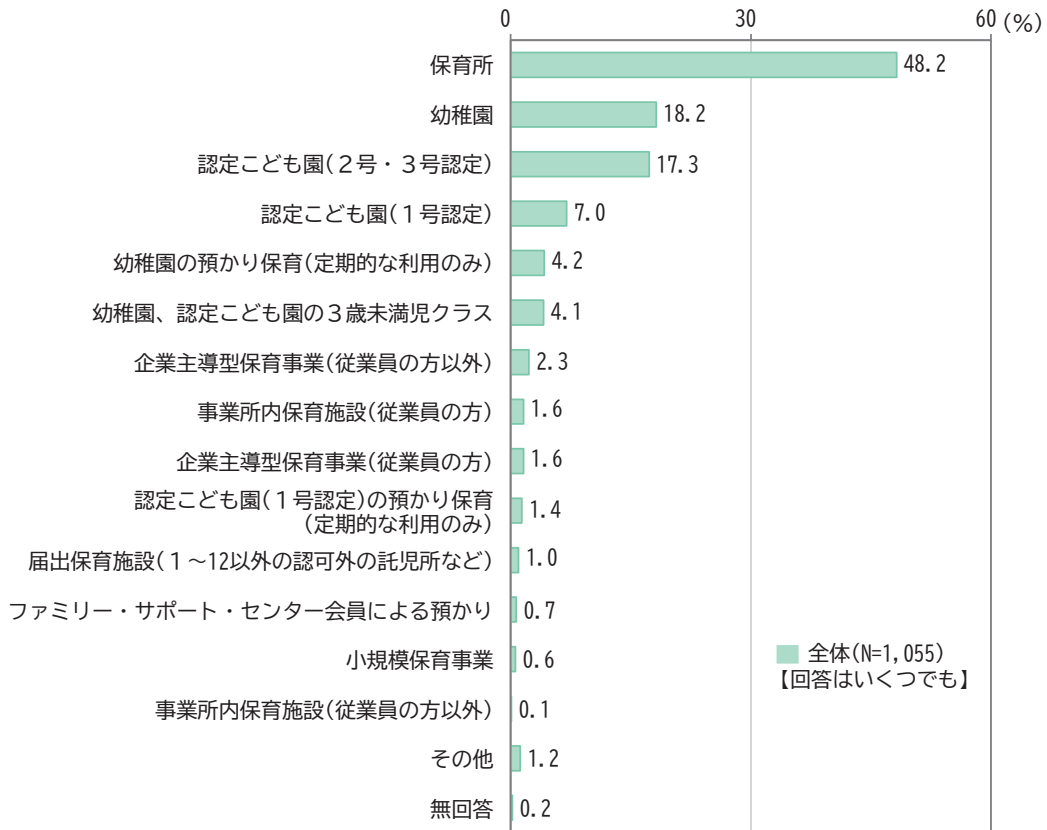
平日の定期的な教育・保育を 73.4%の人が利用しています。

利用している人のうち、利用している教育・保育の種類は、「保育所」が 48.2%と最も多く、次いで「幼稚園」（18.2%）、「認定こども園（2号・3号認定）」（17.3%）となっています。

【定期的な教育・保育の利用状況】

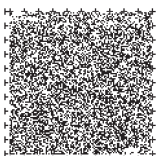
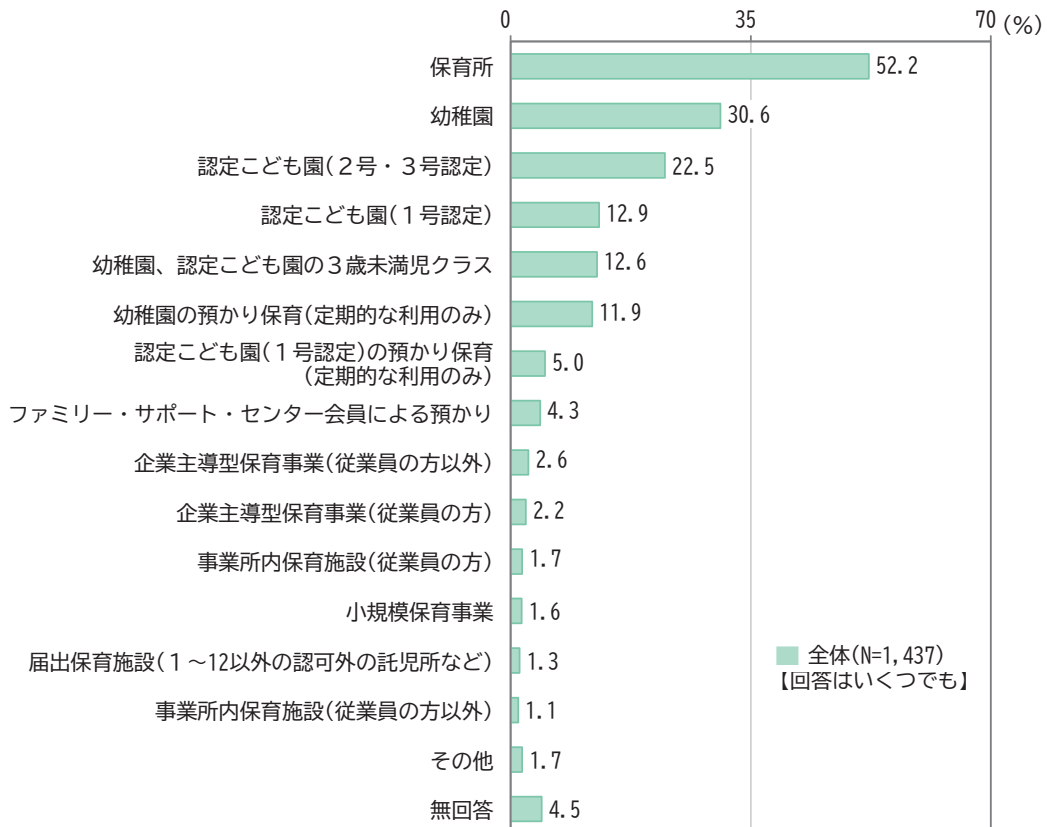


【利用している教育・保育の種類】



今後利用したい教育・保育の種類は、「保育所」が 52.2%と最も多く、次いで「幼稚園」(30.6%)、「認定こども園(2号・3号認定)」(22.5%)となっています。

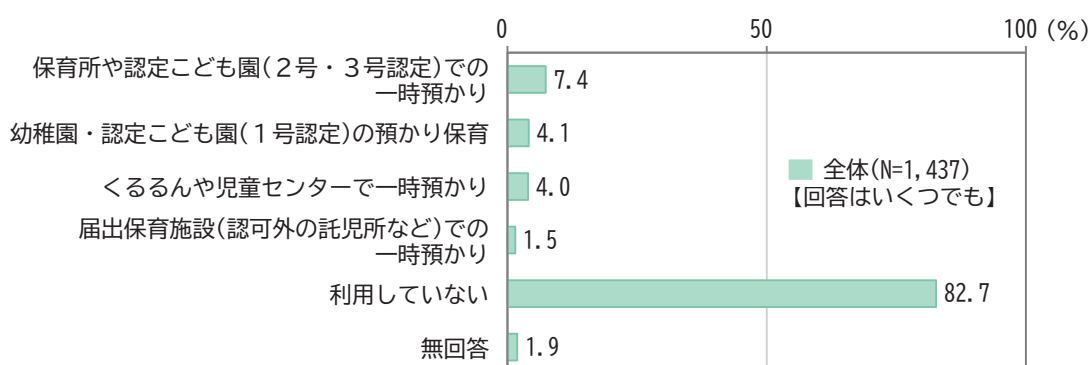
【今後利用したい教育・保育の種類】



②一時預かり等の利用について

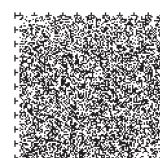
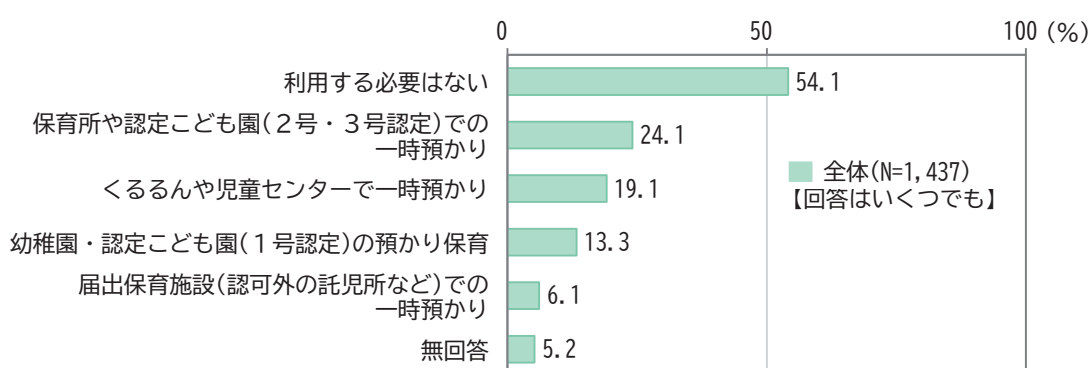
過去1年間に利用したことがある施設等では、「利用していない」が82.7%と多くを占めています。利用したことがある人では、「保育所や認定こども園（2号・3号認定）での一時預かり」（7.4%）、「幼稚園・認定こども園（1号認定）の預かり保育」（4.1%）、の順に続きます。

【一時預かり等の利用状況】



今後、保護者の私用、リフレッシュ、冠婚葬祭、学校行事、不定期の仕事等の目的による一時預かり等の利用意向は、「利用する必要はない」が54.1%と最も多くなっています。利用意向がある人では、「保育所や認定こども園（2号・3号認定）での一時預かり」（24.1%）、「くるんや児童センターで一時預かり」（19.1%）、の順に続きます。

【一時預かり等の利用意向】



■久留米市子どもの生活実態調査（令和6年度）の結果

（１）調査の概要

子どもやその保護者の生活実態を把握するため、市内在住の小中学生及びその保護者を対象としたアンケートを実施しました。

調査対象	久留米市在住の小学5年生・中学2年生とその保護者
調査方法	郵送配布・郵送回答
有効回収数（回収率）	小中学生 2,110人（35.2%）、保護者 2,134人（35.6%）
調査期間	令和6年10月28日から令和6年11月17日まで

（２）調査結果の概要

①生活困難度

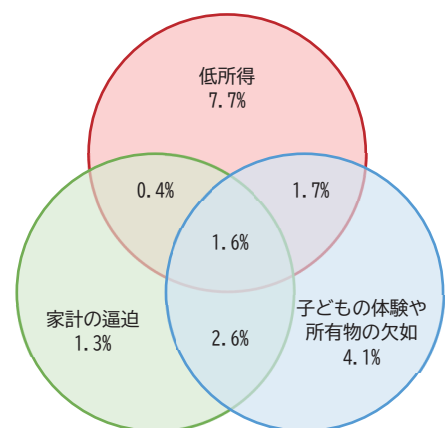
全体としては、前回調査と比べ、「低所得」や「家計の逼迫」の割合は減っており、生活困難層の割合も減っている。

生活困難度を測る3つの要素の割合

単位：％

	平成29年度	令和6年度
①低所得	14.2	11.4
②家計の逼迫	7.7	5.9
③子どもの体験や所有物の欠如	9.5	10.0

令和6年度 生活困難度の割合
（イメージ図）



生活困難度の割合

単位：％

	平成29年度	令和6年度
生活困難層	22.1	19.4
困窮層（①～③の2つ以上該当）	7.5	6.3
周辺層（①～③の1つ以上該当）	14.6	13.1
一般層	77.9	80.6

生活困難度を測る3つの要素の定義

①低所得

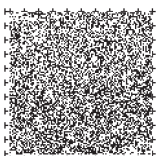
世帯の可処分所得を世帯人員数の平方根で割り出した値（＝等価可処分所得）が、厚生労働省「令和5年国民生活基礎調査」の結果から算出された貧困線「136万円」を下回る世帯。

②家計の逼迫

過去1年間に経済的な理由で経験した「公共料金や家賃の滞納」、「食費や衣類の費用の切り詰め」など全17項目のうち6項目以上該当する世帯。

③子どもの体験や所有物の欠如

過去1年間に経済的な理由で子どもに関して経験した「子どもの進路の変更した」、「子どもの服や靴が買えなかった」など全11項目のうち、3項目以上該当する世帯。



しかしながら、ひとり親世帯や養育者世帯では、依然として生活困難層の割合が多い。

生活困難度別 世帯類型の割合

単位：％

	令和6年度					
	全体	ふたり親の世帯	ひとり親の世帯			養育者世帯
			母子	父子	合計	
生活困難層	19.4	14.9	52.1	35.5	48.7	100.0
困窮層	6.3	4.0	23.2	16.7	21.8	66.7
周辺層	13.1	10.9	28.9	18.8	26.9	33.3
一般層	80.6	85.2	47.9	64.6	51.3	-

※養育者世帯＝父母がおらず、祖父母等が養育している世帯

②保護者の相談相手

「いざというときのお金の援助」に関しては、他の項目と比べて「頼れる人がいない」「人に頼らない」の割合が多くなっている。また、前回調査と比べて、相談相手がいない、または、相談しなかった保護者の割合は、全体的に、やや増えている。

相談項目別 相談相手の有無等

単位：％

設問項目	頼れる人がいる	頼れる人がいない	そのことでは人に頼らない	無回答
子育てに関する相談	93.9	2.9	2.1	1.2
重要な事柄の相談	91.6	3.7	3.0	1.7
いざという時のお金の援助	68.5	9.7	19.3	2.5
その他	54.2	5.1	4.8	35.8

困っていることについての相談相手がいない、または相談しなかった保護者の割合

単位：％

		平成29年度	令和6年度
全体		18.2	19.4
生活困難層	困窮層	38.2	45.9
	周辺層	28.3	27.5
一般層		14.4	16.2

③世帯の手取り収入

全体では、約5割が「400～450万円未満」から「700～800万円未満」に分布しているのに対して、生活困難層では、約6割が「50万円未満」から「200～250万円未満」に分布している。

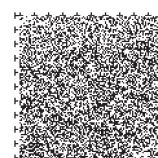
生活困難度別 世帯の手取り収入

単位：％

区分	50万円未満	50～100万円未満	100～150万円未満	150～200万円未満	200～250万円未満	250～300万円未満	300～350万円未満	350～400万円未満	400～450万円未満
全体	0.9	1.8	2.6	3.0	3.9	3.8	4.9	7.4	7.8
生活困難層	困窮層	3.0	9.0	12.0	17.3	17.3	7.5	3.0	6.8
	周辺層	5.8	9.4	13.8	12.7	15.9	6.2	5.1	2.9
一般層	-	-	0.1	0.4	1.0	3.2	5.1	7.0	8.8

単位：％

区分	450～500万円未満	500～600万円未満	600～700万円未満	700～800万円未満	800～900万円未満	900～1000万円未満	1000万円以上	無回答
全体	8.1	13.1	10.7	7.4	4.2	3.0	7.5	9.7
生活困難層	困窮層	3.0	3.8	3.8	1.5	0.8	-	2.3
	周辺層	5.1	4.0	2.9	0.4	0.4	0.7	4.7
一般層	9.1	15.5	12.7	9.1	5.2	3.7	9.3	9.9



④経済的な理由で経験したこと

生活困難度が高まるにつれ、支出を抑制する世帯の割合が増えており、特に困窮層では「趣味やレジャー」、「新しい服や靴を買う」、「食費」の支出が抑制されている。前回調査と比べると、生活困難度に関わらず、支出を抑制する世帯の割合が増えている。

生活困難度別 経済的な理由で経験したこと（回答割合上位の抜粋） 単位：％

回答項目	一般層	周辺層	困窮層
趣味やレジャーの出費を減らした	33.7 (28.9)	56.5 (52.7)	89.5 (76.5)
新しい衣服や靴を買うのを減らした	33.1 (30.1)	60.5 (54.5)	97.0 (91.8)
食費を切りつめた	26.5 (21.0)	55.4 (50.9)	91.7 (90.0)
新聞や雑誌を買うのを減らした	9.3 (2.3)	26.8 (15.4)	54.9 (56.5)

※（ ）内は前回調査

⑤経済的な理由で子どもにしてあげられなかったこと

生活困難度が高まるにつれ、支出を抑制する世帯の割合が増えており、特に困窮層では「旅行やレジャー」、「おこづかい」の支出が抑制されている。前回調査と比べると、生活困難層（困窮層と周辺層）での支出抑制する世帯の割合が増えており、子どもの機会・体験が減っている世帯が増えている。

生活困難度別 経済的な理由で子どもにしてあげられなかったこと（回答割合上位の抜粋） 単位：％

回答項目	一般層	周辺層	困窮層
子どもを旅行やレジャーに連れていくことができなかった	14.5 (14.4)	47.1 (44.6)	90.2 (75.9)
子どもを学習塾やスポーツなどの習い事に通わせられなかった	5.1 (6.4)	34.1 (26.2)	65.4 (67.6)
子どもへおこづかいを渡すことができなかった、渡す額を減らした	4.1 (2.6)	30.1 (24.1)	80.5 (67.1)

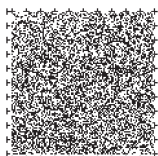
※（ ）内は前回調査

⑥子どもの進学希望の理由

進学先を選択する理由として、「希望する学校や職業があるから」では、生活困難度が高くなるにつれて割合が少なくなっている。一方で、「家にお金がないと思うから」では、生活困難度が高くなるにつれて割合が多くなっている。

生活困難度別 進学希望の理由 単位：％

区分	希望する学校や職業があるから	自分の成績から考えて	親がそう言っているから	兄・姉がそうしているから	まわりの先輩や友達がそうしているから	家にお金がないと思うから	早く働く必要があるから	その他	とくに理由はない	無回答
全体	50.9	15.2	13.9	5.0	3.7	3.3	3.9	9.7	21.9	0.7
生活困難層	40.7	19.8	11.6	4.7	3.5	10.5	5.8	8.1	27.9	1.2
困窮層	46.6	15.5	13.8	5.7	2.9	5.7	5.7	10.9	20.1	1.1
一般層	52.1	14.6	14.0	5.0	3.7	2.4	3.6	9.8	21.8	0.6



⑦子どもの夏休みや冬休みなどの期間の昼食

夏休みや冬休みなどの期間の昼食については、生活困難度が高くなるにつれて「毎日食べる」と回答した割合が減っている。しかしながら、前回調査と単純比較はできないが、今回調査では、「毎日食べる」もしくは「週5～6日」と回答した割合が、一般層 96.3%、周辺層 91.8%、困窮層 92.2%と、やや改善している。

生活困難度別 夏休みや冬休みなどの期間の昼食の状況 単位：％

区分		毎日食べる (週7日)	週5 ～ 6日	週3 ～ 4日	ほとんど食 べない 週1～2日	無回答
全体		88.7	6.7	2.3	0.8	1.4
生活 困難層	困窮層	79.8	12.4	3.9	2.3	1.6
	周辺層	81.5	10.3	4.4	1.5	2.2
一般層		90.5	5.8	1.9	0.6	1.3

生活困難度別 夏休みや冬休みなどの期間の昼食の状況【前回調査】 単位：％

区分		ほぼ毎日・毎日	4週に5日	2週に3回	1週に1回程度	食べない	無回答
全体		88.6	9.2	1.5	0.2	0.3	0.2
生活 困難層	困窮層	79.6	13.2	6.0	-	1.2	-
	周辺層	86.1	10.9	1.8	0.6	0.3	0.3
一般層		90.0	9.4	1.0	0.2	0.2	0.2

⑧子どもの心身の不調

生活困難度に関わらず、一定数の子どもたちが心身の不調を抱えているが、生活困難度が高くなるにつれて、その割合が増える傾向にある。

生活困難度別 子どもの心身の不調 単位：％

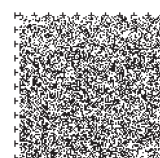
区分		ねむれない	よく頭がい たくなる	歯がいたい	ものを 見づ らい	音が聞 こえ にくい	がよくお なか いたくな	よくかぜ を ひく	よく体が か くなる
全体		8.8	11.0	1.8	6.0	3.3	15.1	2.7	11.5
生活 困難層	困窮層	8.5	17.8	0.8	7.8	6.2	22.5	3.1	15.5
	周辺層	12.5	12.5	2.6	6.6	5.5	17.7	4.1	12.9
一般層		7.9	9.9	1.7	5.8	2.8	14.2	2.4	11.0

単位：％

区分		不安になる 気持になる	まわりが 気になる	やる気が 起かない	いろいろ する	その他	とにかく なること はない	無回答
全体		18.7	18.7	23.0	18.5	5.5	43.5	1.5
生活 困難層	困窮層	26.4	24.0	26.4	21.7	4.7	34.1	4.7
	周辺層	22.5	24.0	29.2	24.0	5.5	33.6	1.5
一般層		17.6	17.5	21.7	17.0	5.7	46.3	1.1



【調査結果 HP】



■久留米市ひとり親家庭実態調査（令和3年度）の結果

（１）目的

久留米市内における「母子家庭」「父子家庭」の日常生活の状況や要望を把握し、福祉施策の充実と効果的な推進を図るための基礎資料を得る。（５年毎の全国調査（前回：H28））

（２）調査概要

- ▷ 期間：R 3. 10. 27～11. 15
- ▷ 方法：郵送による配布・回収
- ▷ 対象：20 歳未満の子どもがいるひとり親家庭（無作為抽出）
母子家庭：550 世帯（有効回収率：37.1%）、父子家庭：450 世帯（有効回収率：37.3%）
- ▷ 項目：世帯・職業・生計・子ども等の状況、行政への要望等

（３）調査結果の概要

①世帯数と出現率

世帯数は母子家庭が 2,859 世帯（前回比：397 世帯減）、父子家庭が 458 世帯（前回比：43 世帯減）となっています。出現率（総世帯数に占める割合）も前回調査から減少しています。（母子家庭：△0.40、父子家庭：△0.05）

	母子家庭		父子家庭	
	R 3	H28	R 3	H28
世帯数（世帯）	2,859	3,256	458	501
出現率（%）	2.07	2.47	0.33	0.38

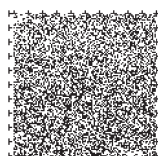
②就労形態

就労形態は正社員・正職員の割合が母子家庭では増加、父子家庭では減少しています。

母子家庭の約４割が非正規雇用（「パート・アルバイト」「派遣・契約社員」）による就業となっており、父子家庭でも非正規雇用の割合が増加しています。

順位	母子家庭		父子家庭	
	R 3	H28	R 3	H28
1	「正社員・正職員」 (51.3%)	「正社員・正職員」 (49.7%)	「正社員・正職員」 (72.9%)	「正社員・正職員」 (74.7%)
2	「パート・アルバイト」 (29.9%)	「パートタイマー」 (27.7%)	「自営業」 (16.8%)	「自営業」 (22.8%)
3	「派遣・契約社員」 (9.1%)	「派遣・契約社員」 (11.5%)	「派遣・契約社員」 (5.2%)	「パートタイマー」 (1.3%)

【参考】父子家庭のR 3年調査の「パート・アルバイト」は 3.9%



③世帯の収入の状況

母子家庭の母の仕事による月収は増加(+2.6万円)し、世帯単位の収入も増加(+47.3万円)しています。

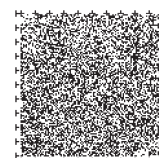
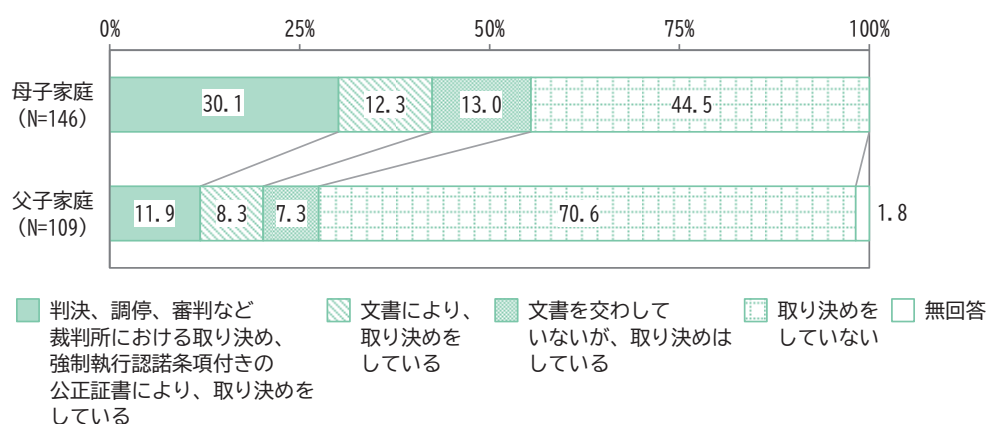
父子家庭の父の仕事による月収は減少(△1.7万円)し、世帯単位の収入は増加(+1.9万円)しています。

	母子家庭		父子家庭	
	R3	H28	R3	H28
仕事による月収(万円)	17.3	14.7	25.3	27.0
世帯の年間税込み収入(万円)	294.0	246.7	448.0	446.1

④養育費の取り決め状況

養育費の取り決め状況については、文書による取り決めをしている割合が増加しており、母子家庭では42.4%(前回33.3%)、父子家庭では20.2%(前回16.1%)となっています。そのうち、債務名義(強制力のある公文書)を有しているのが、母子家庭では30.1%、父子家庭では11.9%となっています。また、父子家庭では養育費の取り決めをしていない家庭が約7割となっています。

月平均額は母子家庭 27,925 円、父子家庭 15,423 円で、母子家庭が 12,502 円高くなっています。



⑤生活上の不安や悩み

生活上の不安や悩みについては、母子家庭・父子家庭ともに「生活費」が最も高く、次いで「病気や事故」、「子ども」となっています。

母子家庭・父子家庭ともに「病気や事故」、「子ども」、「借金や負債の返済」の割合が増加しています。

順位	母子家庭		父子家庭	
	R 3	H28	R 3	H28
1	生活費(63.2%)	生活費(67.1%)	生活費(51.2%)	生活費(41.9%)
2	病気や事故(36.8%)	病気や事故(32.9%)	病気や事故(44.0%)	病気や事故(31.4%)
3	子ども(35.8%)	子ども(32.4%)	子ども(35.1%)	子ども(30.2%)
4	仕事(28.4%)	仕事(31.0%)	仕事(26.8%)	家事や身の回り (24.4%)
5	借金や負債の返済 (18.1%)	借金や負債の返済 (12.7%)	借金や負債の返済 (25.6%)	仕事 (22.1%)

【参考】父子家庭の前回調査における「借金や負債の返済」は17.4%

⑥子どもについての悩み

子どもについての悩みは、母子家庭・父子家庭ともに「進学」が最も高く、次いで「教育」となっています。

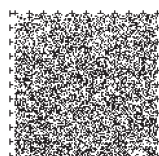
母子家庭・父子家庭ともに順位に大きな変化はありませんが、新たに追加された項目では「食事・栄養」の割合が高くなっています。

順位	母子家庭		父子家庭	
	R 3	H28	R 3	H28
1	進学(57.4%)	進学(44.1%)	進学(35.7%)	進学(46.5%)
2	教育(35.8%)	教育(31.5%)	教育(34.5%)	教育(41.9%)
3	就職(22.5%)	就職(28.6%)	病気(25.0%)	しつけ(29.1%)
4	しつけ(16.7%)	しつけ(16.9%)	食事・栄養(23.8%)※	就職(25.6%)
5	友人関係(15.2%)	友人関係(12.7%)	就職(21.4%)	病気(8.1%)

※「食事・栄養」はR 3に追加された項目で、母子家庭では6番目(14.2%)

⑦行政機関に対する要望

母子家庭・父子家庭ともに「年金・手当などを充実する」(母子家庭：58.8%、父子家庭：54.2%)が最も高く、次いで「医療保障を充実する」(母子家庭：29.9%、父子家庭：29.8%)、「ひとり親家庭に対する偏見のない世の中をつくる」(母子家庭：16.2%、父子家庭：16.7%)となっています。



【調査結果 HP】



■久留米市ヤングケアラー支援のための子どもの生活実態調査（令和5年度）の結果

（1）調査の概要

対 象 者：市内の学校に通う小学6年生、中学2年生、高校2年生の全員

実施時期：令和5年11月

（2）主な調査結果

①世話をしている家族がいると回答した割合（全国との比較）

	久留米市	全国
小6（n=841）	7.8%	6.5%
中2（n=524）	6.3%	5.7%
高2（n=333）	4.2%	4.1%

※全国の高校生は全日制のみであるが、久留米市の高校生には、定時制、通信制を含んでいる（以下、同様）。

②誰の世話をしているか

	小6（n=66）	中2（n=33）	高2（n=14）
最も多かった回答	きょうだい	母親	母親

③どんな世話をしているか

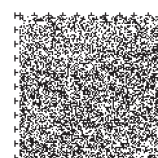
	小6（n=66）	中2（n=33）	高2（n=14）
最も多かった回答	見守り	家事	家事

④世話の頻度

	小6（n=66）	中2（n=33）	高2（n=14）
最も多かった回答	ほぼ毎日	ほぼ毎日	ほぼ毎日

⑤世話について相談した経験

	小6（n=66）	中2（n=33）	高2（n=14）
あると回答した割合	13.6%	15.2%	35.7%



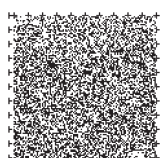
⑥家族の世話をしているために、やりたいけれどできないことがあると回答した児童生徒の割合（全国との比較）

	久留米市	全国
小6（n=841）	1.2%	1.8%
中2（n=524）	0.8%	1.8%
高2（n=333）	1.2%	1.3%

⑦学校や大人にしてもらいたいこと

家族の世話をしていると回答した人に、学校や大人にしてもらいたいことについて聞いたところ、小中高生ともに「特にない」が最も多かったものの、それ以外では「自分の今の状況について話を聞いてほしい」や「学校の勉強や受験勉強など学習をサポートしてほしい」が多くなっています。また、中高生では「進路や就職など将来の相談にのってほしい」の割合が高くなっています。

【調査結果 HP】



■こども・若者ワークショップ（令和6年度）の結果

（1）実施概要

目的	こども基本法においては、「こども施策を策定・実施・評価するにあたり、施策の対象となるこどもや子育て当事者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずる」と定められている。「久留米市こども計画」に、こども・若者の意見を反映させるため、ワークショップを実施。
開催日時	令和6年9月8日（日）10:00～12:00
開催場所	久留米シティプラザ 2階 展示室
参加者	市内に住むまたは通勤・通学している小学4年生～39歳 ①小学生 7名（4年生：4名、6年生：3名） ②中学生 4名（1年生：1名、2年生：2名、3年生：1名） ③若者・子育て当事者 5名 計16名

（2）主な意見

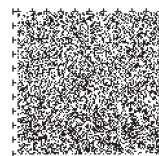
テーマ① 「住みたいまち」ってどんなまち？（小学生）

遊ぶ場所
こどもが楽しく遊べる 学校でも家でも外でも遊べない 公園がいっぱい 楽しく遊べるところ 遊ぶ手段をふやしてほしい
産業
地産地消 農業がさかん にぎやかな商店街 ショッピング、フードコートがある
交通
路面電車 移動が楽 電車・バスがすぐ乗れる
経済的支援
国のお金で好きなものが買える 年金を色々な世代（こども）に 全部半額 消費税5%
その他
きれいなまち 平和なまち みんなが笑顔 暑すぎたり寒すぎたりしない 屋根付きの長いベンチがある

テーマ② ホットする「居場所」って どんなところ？

（小学生、中学生、若者・子育て当事者）

施設・場所
静かな場所 にぎやかなところ すずしいところ あったかいところ 久留米にはない こどもを預かってくれる 駐車場がある 家事をしなくていい
ルール・使い方
自分の気持ちをはっきり言える みんなが笑っている クラス以外のつながりを大切に 人付き合いがない 「何かをしないとイケない」ということがない



要望
勉強できる施設を学校や地域に（自由に日常的に使える） 年齢別の児童館（スタッフとも話したい） 話す機会を持てる場所

テーマ③ 人口が減ったり、こどもが減っていることをどう思う？（小学生）

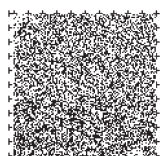
支援・対策
お金を出す（こども一人あたり、育休中の給付額の増額） 子育ての仕方を学ぶ本の配布

テーマ④ まわりの大人は自分の意見やきもちを聞いてくれますか？（小学生）

現状
親は聞いてくれる 友人の方が日ごろを知ってくれている 学校の先生には話にくい 質問で攻めたと答えるのが難しい（怒っているように感じる）
取組や意見
一緒に遊ぶと話しやすい 発表をいっぱいする子だけでなく、しない子の意見を聞いてほしい きめつけなくてほしい こどもを入れた会議をしたら？

テーマ⑤ もし市長になったら何をしたい？（小学生）

教育
大人も小・中学校など学び直せるようにする 学校を豪華に・きれいにしてほしい 学食選べる 公立中にも自販機を 職場体験を小学生も
交通
自転車用・歩く人用の道を分ける 車道にガードレールをつける 無料バス（通学や移動）
福祉
相談できる場所（小学生：学校の中、大人：職場） 意見を言える場所を作ってたくさん聞く
休暇
有給休暇を増やしてほしい（こどもと色々できる） 大人も休める（好きなことできる）
経済的支援
国のお金で自分の好きなものを買える 土地を安くする 子育て支援で一人40万円 赤ちゃん用品安く
その他
決まったことを毎日市民に放送 イベントをたくさんして参加しやすく



テーマ⑥ 「学校を作ってください」どんな学校にしますか？（小学生、中学生）

授業・学校行事
修学旅行を全学年に 体育の項目（ボール競技）を増やす
校則・ルール
ダメ・禁止が多い 外でのびのび遊びたい 荷物を学校に置けるように 私服を認めて 自主性を大切に 校則・ルールを自分で決める
学校施設
小動物（うさぎ、リス）を飼いたい 個室がほしい 体育館・理科室・トイレに冷房を 図書館を大きく 相談室を増やす 1クラス10人に
その他
一人一台相談できるロボット 意見を言ったり話し合う機会がほしい 意見を聞いておきながら、全く反映されない 給食の無償化

テーマ⑦ 「私にはよいところがある」そう思えるには？（小学生、若者・子育て当事者）

思えない理由・原因
寛容でない社会では「いいところがある」と思えない 人のために時間を使えない
思うための取組
自分達でできることを増やしてほしい 友達のよいところを言い合う 褒められると素直に受け止める（自己肯定感）

テーマ⑧ 家の中でおこる問題や心配ごと だれに話したらいいんだろう？（小学生）

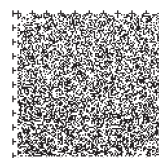
現状
友達に話す 学校の中の個別相談（全員対象）を利用 相談する手段・行先がない 相談してもいいと言われても相談できない
要望
親以外の相談相手がほしい

テーマ⑨ お金の心配はどのようなとき？いま？未来？心配な時どうしている？
（若者・子育て当事者）

心配なとき、原因
どれくらいあれば安心なのか 常に不安 医療費がかかる 市税が高い 育休と仕事のバランスで心配 市HPが見にくい 育休の情報がない
対応・取組
市からの情報発信（SNSの利用）

テーマ⑩ こうしたらいいかもね～次回に向けて～（小学生）

日時
午後開催 いつ来てもよい
場所
オンライン参加が可能 駐車場が無料の会場
その他
学校から親にアナウンス



■グループインタビュー（令和6年度）の結果

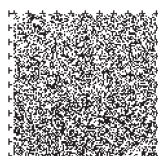
（1）実施概要

目的	こども計画策定のための基礎調査として、本市のこども・若者・子育ての実態や課題等を把握し、施策等を検討することを目的とする
日時	令和7年2月26日（水） 13:00～14:50
場所	久留米市役所本庁舎 15階会議室
実施方法	本市のこども・若者・子育て支援に関わる関係団体を対象としたグループインタビュー（意見交換）
参加団体（8団体）	ホームステイ・ホームビジット実施団体、こどもの居場所実施団体、こども食堂実施団体、フードドライブ実施団体、フリースクール実施団体、障害児支援団体、子育て当事者の居場所実施団体

（2）主な意見

関係団体が発言された主な内容を掲載しています。

居場所
・子育てサロンの補助金について、参加するこどもの人数に応じた金額へと見直してほしい ・保護者が学校に言いにくいような、誰に相談したらよいか分からない相談をできる場所があるとよいと思う
貧困・経済的支援
・フードバンクから食料品をもらっているが、既に登録している障害者関係施設や社協、その他市民ボランティア団体等で分けており、新たな団体が登録する余裕はない ・3年前と比べて、配布を希望する世帯が多く、新規での受付は停止、フードバンクからもらえる量も減っているため、本当に困窮している世帯に絞って対応している ・こども家庭庁事業に採択され、1ヶ月150人分を5回実施する予定だったが、希望者が想定より多く、160人となり、困窮世帯の多さを実感した ・世帯による経済状況の格差が激しく、自費負担のイベントに不参加の家庭もある

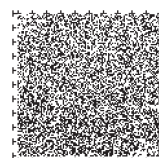


不登校

- ・ フリースクールに通う経緯として、保護者のこどもに対する関心が高い家庭、こども自身が希望する家庭、保護者がこどもに関わることを避ける家庭等がある
- ・ フリースクールに通うには金銭的なハードルがあるため、お金のない家庭は家に引きこもることになると思われる
- ・ オンラインゲームが原因で生活リズムが乱れて、学校に通えていないこどもが多い
- ・ 学校の先生には対応する余裕がなく、人手不足を感じる
- ・ 不登校のリスクが広がっている中で、フリースクールに行くお金のない世帯では引きこもることになってしまうため、中学校での校内教育支援教室のようなものが小学校でも推進されるべきだと考える
- ・ 通っているこどもたちが不登校となった理由は把握できないが、いじめが多い
- ・ こども自身に合ったところを選択できるように、傾向の違うフリースクールが多くあることが望ましいと感じる
- ・ 不登校のこどものほとんどは勉強に苦手意識があるが、そのこどもが勇気を振り絞って登校しても、勉強の遅れを取り戻すための体制が学校にはなく、教師の裁量による
- ・ 学校でできるサポートにも限界があり、家庭でも学力の底上げが困難な中で、どのようにして授業についていってもらえるようにするかが課題

障害児支援

- ・ 発達が気になるこどもが増えたことで、対応できる先生が足りていないことが気になる
- ・ 幼児研究所につながっても、対応してもらえるのが半年以上先となることもあり、こどもにとっては長すぎる
- ・ 幼稚園等の先生が保護者に発達が気になると伝えても、無視する保護者が助言を聞かないままこどもが小学校に入ることで、学級崩壊等の問題に発展することがある
- ・ 久留米市は5歳児健診がないため、発達のスクリーニングとしても導入する意義がある
- ・ 特別支援学校でも先生不足が課題と感じる
- ・ 不登校で学校に行けていないこどもについて、保護者が日中働いている場合は、朝から放課後等デイサービスを利用することもあり、そのようなケースが増えている
- ・ 聴覚過敏によって不登校に陥るこどももいる
- ・ 長期休暇明けに学校に行けなくなるこどもも多い
- ・ 学校の先生の計らいで、保護者と一緒に登校し、先生からシールをもらったら帰ってもよいという方法で登校に慣れていけるようにしたことがある



親子関係・虐待

- ・ネグレクトや暴力で家に帰りたくないというこどもがいても、児童相談所の保護所のキャパシティが足りていない。行政にショートステイを実施してもらいたい
- ・国際交流のホストファミリーの経験から、寝食をともにすることで関係性を築くことが大事だと考えている。家庭人としてのいろはを教えることで、規則正しい生活を送り、学校にも通うようになる
- ・家庭で宿題ができていないと思われるこどもに対する学習支援を実施する中で、対象のこどもは学習面に大きな問題はなく、大人に隣に座りながら見てほしい、話を聞いてほしいという傾向が強く、家庭での保護者との関わりが少ないことが要因だと感じる

地域づくり

- ・こどもに様々な人生や人との関わり方があることを見せたいと考える上で、地域の交流が閉ざされていることが課題となる
- ・個人や個別の団体として活動している人が多いと感じている。地域全体がネットワークとして機能し、協力し合える地域づくりが重要と考える
- ・地域で支援活動をしている人の高齢化が進んでいる

関係機関の連携

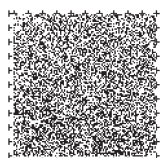
- ・福祉と教育は両輪で進めるべき
- ・小学校における支援員不足や、福祉の目線では課題のある子どもでも学校側がそこを重要視しない等、意見の違いもあるため、福祉と教育の連携が重要

情報提供

- ・市が作成している子育て支援に関する団体のリストの冊子を学校経由で保護者に配布したらよいと思う
- ・フリースクール等の支援を学校の先生が保護者に個別に伝えている等、支援に関する情報が十分に開かれていないため、必要な人に届くようにすべき
- ・放課後等デイサービス等の障害支援を知らない人も多く、小学校高学年から支援につながるこどももいる。早期発見し支援につなぐためにも、就学時に保護者にお知らせが入る等の定期的に情報が発信される仕組みづくりが重要

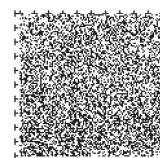
スマホ・タブレット依存

- ・こどもにスマートフォンを持たせており、こどもがインターネットで出会った人とやり取りをしている
- ・インターネットの利用の低年齢化により、不登校のリスクが高まったり、犯罪等に巻き込まれないか心配になる
- ・こどものゲーム依存についてしっかり対策するべき
- ・コロナ禍で児童にタブレットを配布しているが、その取扱いは先生に丸投げされており、家庭で保護者が不適切な使い方をしていないか見守る余裕もない

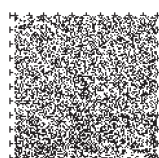


3 こども基本法及びこども大綱

こども基本法の概要	
目的 (第1条)	日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する
「こども」の定義 (第2条)	18歳や20歳といった年齢で必要なサポートがとぎれないよう、「心身の発達の過程にある者」を「こども」と定義
「こども施策」の定義 (第2条)	「こども施策」とは、こどもや若者に関する以下のような取組のこと ●大人になるまで切れ目なく行われるこどもの健やかな成長のためのサポート (例：居場所づくり、いじめ対策等) ●子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現のためのサポート (例：働きながら子育てしやすい環境づくり、相談窓口の設置 など) ●これらと一体的に行われる施策 (例：教育施策、医療政策、雇用施策〔若者の社会参画支援含む〕 など)
こども施策の基本理念 (第3条)	①全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること ②全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること ③全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること ④全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること ⑤こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保 ⑥家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備
地方公共団体 関連事項	【地方公共団体の責務】(第5条) 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する 【都道府県・市町村こども計画の策定(努力義務)】(第10条) 都道府県は国のこども大綱を勘案し、また、市町村は国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案し、それぞれ、こども計画を定めるよう努める(こども計画の策定・変更時は遅滞なく公表) 各計画は、既存の各法令(※)に基づく都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することが可能 ※子ども・若者育成支援推進法第9条、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条等 【こども等の意見の反映】(第11条) 地方公共団体は、こども施策の策定・実施・評価するに当たり、こどもや子育て当事者等の意見を聴取して反映させるために必要な措置を講じる 聴取した意見が施策に反映されたかどうかについて、こどもにフィードバックすることや広く社会に発信していくことが望ましい 【関係機関・団体等の有機的な連携の確保(努力義務)】(第13・14条) 地方公共団体は、こども施策の適正かつ円滑な実施のため、こどもに関する支援を行う関係機関・団体等の有機的な連携の確保に努め、また、連携の確保に資するための情報通信技術の活用などを講ずるよう努める



こども大綱の概要	
概要	こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」及び「子供の貧困対策の推進に関する大綱」を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるもの
こどもまんなか社会	こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」 ： <u>全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会</u>
こども施策に関する基本的な方針	①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する
こども施策に関する重要事項	【ライフステージを通じた重要事項】 ○こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等 ○多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり ○こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供 ○こどもの貧困対策 ○障害児支援・医療的ケア児等への支援 ○児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援 ○こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組 【ライフステージ別の重要事項】 ○こどもの誕生前から幼児期まで（妊娠前～幼児期までの切れ目ない保健・医療確保 等） ○学童期・思春期（質の高い公教育の再生、居場所づくり、高校中退予防・中退後支援 等） ○青年期（高等教育の就学支援、就労支援、悩み・不安を抱える若者等の相談体制の充実 等） 【子育て当事者への支援に関する重要事項】 ○子育てや教育に関する経済的負担の軽減 ○地域子育て支援、家庭教育支援 ○共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大 ○ひとり親家庭への支援



4 子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）

「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」は、こどもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。

こども（18歳未満）を、権利をもつ主体と位置づけ、大人と同様ひとりの人間としての人権を認めています。さらに、大人へと成長する途中にあり、弱い立場にあるこどもたちには保護や配慮が必要な面もあるため、こどもならではの権利も定めています。

前文と本文 54 条からなり、こどもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定しています。平成元年（1989 年）の第 44 回国連総会において採択され、平成 2 年（1990 年）に発効しました。日本は平成 6 年（1994 年）に批准しました。

●「子どもの権利条約」には、次の 4 つの原則があります。

○ 命を守られ成長できること

○ こどもにとって最もよいこと

こどもに関することが行われるときは、「そのこどもにとって最もよいこと」を第一に考えます。

○ 意見を表明し参加できること

こどもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見をこどもの発達に応じて十分に考慮します。

○ 差別のないこと

すべてのこどもは、こども自身や親の人種、性別、意見、障害、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

●「子どもの権利条約」に定められている権利は、大きく分けて次の 4 つです。

生きる権利

すべてのこどもの命が守られること

育つ権利

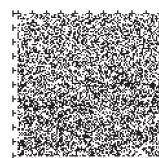
医療、教育や生活支援を受けたり、友達と遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できること

守られる権利

暴力や搾取、有害な労働などから守られること

参加する権利

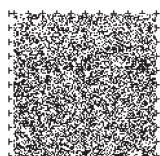
自由に意見を表したり、団体を作ったりできること



5 計画策定の経緯等

(1) 会議経過

期日	取組内容
令和6年 1月9日	久留米市子ども・子育て会議（第3回） 【議事】①第3期子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査の実施について
2月21日～ 3月16日	久留米市子育てに関するアンケート調査
6月3日	久留米市子ども・子育て会議（第1回） 【諮問】市町村こども計画等の策定について 【議事】①こども・若者ワークショップの実施について ②子どもの生活実態調査の実施について
7月25日～ 30日	久留米市子ども・子育て会議 乳幼児期・子育て／学童・思春期／青年期／育ちはぐくみ支援部会（第1回） 【議事】①久留米市子ども・子育ての状況と取組について
9月8日	こども・若者ワークショップの実施
10月18日～ 30日	久留米市子ども・子育て会議 乳幼児期・子育て／学童・思春期／青年期／育ちはぐくみ支援部会（第2回） 【議事】①（仮称）久留米市こども計画（骨子案）について
10月28日～ 11月17日	久留米市子どもの生活実態調査
12月13日～ 23日	久留米市子ども・子育て会議 乳幼児期・子育て／学童・思春期／青年期／育ちはぐくみ支援部会（第3回） 【議事】①（仮称）久留米市こども計画における主な取組について ②子ども・子育て支援事業計画について
令和7年 2月12日	久留米市子ども・子育て会議（第2回） 【議事】①（仮称）久留米市こども計画の骨子について
2月26日	グループインタビューの実施
3月14日～ 21日	久留米市子ども・子育て会議 乳幼児期・子育て／学童・思春期／青年期／育ちはぐくみ支援部会（第4回） 【議事】①（仮称）久留米市こども計画の素案について
5月14日	久留米市子ども・子育て会議（第1回） 【議事】①（仮称）久留米市こども計画（素案）について
5月26日～ 6月24日	久留米市こども計画（素案）に対する意見募集（パブリック・コメント）の実施
7月22日	久留米市子ども・子育て会議（第2回） 【議事】①久留米市こども計画（案）について



(2) 久留米市子ども・子育て会議条例

平成25年9月26日
久留米市条例第30号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項及びこども基本法（令和4年法律第77号。以下「基本法」という。）第13条第3項の規定に基づき、久留米市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 法第72条第1項各号の事項を処理すること。
- (2) 子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）に関する重要事項及び実施状況を調査審議し、必要があると認めるときは、市長に意見を述べること。
- (3) 基本法第10条第2項の市町村こども計画に関する事項を調査審議し、市長に意見を述べること。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 子ども又は若者を養育する者
- (2) 事業主又は労働者を代表する者
- (3) 子ども、若者又は子育ての支援に関わる者
- (4) 教育関係者
- (5) 子ども、若者又は子育ての支援に関する学識経験者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(臨時委員)

第6条 子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が任命する。

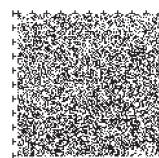
3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(特別委員)

第7条 次条に規定する部会に、その調査審議する事項について必要に応じ、第3条

第1項の委員のほか、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、第3条第2項各号に掲げる者のうちから、市長が任命する。



3 特別委員の任期は、2年を上限とする。ただし、その者の任命に係る事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第8条 市長は、その定めるところにより、子育て会議に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長1名を置き、部会に属する委員、臨時委員及び特別委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 子育て会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって会議の議決とすることができる。

7 前6項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

(会議)

第9条 子育て会議の会議は、会長が招集しその議長となる。ただし、会長及びその職務を代理する者が選出されていないときは、市長が招集する。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前3項の規定は、部会の議事について準用する。

(関係者の出席等)

第10条 会長は、委員又は部会の申出により、必要があると認めるときは、職員その他の関係者を会議に出席させ、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第11条 子育て会議の庶務は、子ども未来部において処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、子育て会議に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

附 則 (令和5年6月30日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

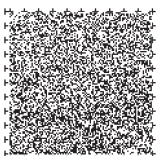
附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(改正前の久留米市子ども・子育て会議条例に基づく子育て会議の委員の任期)

2 この条例による改正前の久留米市子ども・子育て会議条例(平成25年条例第30号)第1条の子育て会議の委員である者の任期は、第4条の規定に関わらず、令和6年3月31日までとする。



(3) 久留米市子ども・子育て会議等委員名簿

①久留米市子ども・子育て会議委員名簿

※令和7年9月1日現在、五十音順、敬称略

委員氏名	所属団体等
麻生 睦美	特定非営利活動法人 子育て支援ボランティアくるるんるん
池田 耕平 ※1	久留米市小・中学校PTA連合協議会（小学校）
今村 美恵子	久留米男女平等推進ネットワーク（えがりて久留米）
上村 友紀	特定非営利活動法人 久留米市手をつなぐ育成会
○ 大西 良	筑紫女学園大学 人間科学部
栴島 摩耶	未就学児の養育者（公募）
國武 卓史	日本労働組合総連合会 福岡県連合会 北筑後地域協議会
幸若 麻紀	16歳以上の子どもの養育者等（公募）
小松 宏吉	福岡県弁護士会 筑後部会
佐藤 佐和香 ※2	久留米市小・中学校PTA連合協議会（中学校）
重永 侑紀 ※3	特定非営利活動法人 にじいろCAP
関 俊英	一般社団法人 久留米市保育協会
田中 のぞみ	特定非営利活動法人 わたしと僕の夢
谷口 哲也	久留米市立中学校校長会
津村 直幹	一般社団法人 久留米医師会
中井 久	久留米市校区青少年育成協議会連絡会議
中島 俊則	社会福祉法人聖嬰会 児童養護施設 久留米天使園
中村 真弓	聖マリア学院大学 看護学部
中村 路子	一般社団法人 uma u.
◎ 中山 由里	久留米大学 人間健康学部
西野 恵子	久留米商工会議所
早川 成	久留米市認定こども園連絡協議会
原田 敏男	久留米市立久留米特別支援学校
日野 勝文	久留米市立小学校校長会
山下 経男	久留米市立高等学校校長会
山下 裕史	久留米市民生委員児童委員協議会

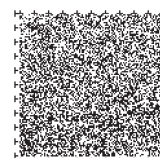
◎：会長、○：副会長

変更があった委員氏名（任期）

※1 左村 継美 （令和6年6月1日～令和7年3月31日）

※2 西村 理恵 （令和6年6月1日～令和7年3月31日）

※3 高松 哲人 （令和6年6月1日～令和6年11月10日）



②久留米市子ども・子育て会議特別委員名簿

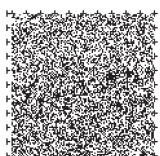
※令和7年9月1日現在、五十音順、敬称略

委員氏名	所属団体等
足立 賢士郎	パパラフ
内山 忍	ダンデライオン 不登校ひきこもりを考える親の会
江崎 香保里	お母さん大学 福岡（ちっこ）支局
荻野 玉恵	久留米市私立幼稚園協会
金子 みゆき	佐賀・筑後発達障害児者親の会「夢気球」
菊池 良明	一般社団法人 久留米市保育協会
佐藤 昌子	社会福祉法人 グリーンコープ （久留米市生活自立支援センター 西部エリア）
高田 洋一 ※1	一般社団法人 学童保育くるめ
藤田 君子	久留米市母子寡婦福祉会
村井 麻木	ツインズクラブ
森山 智子 ※2	西日本エリートスタッフ株式会社 （久留米市生活自立支援センター 東部エリア）
吉岡 マサヨ	特定非営利活動法人 ル・バトー
渡邊 晃清	久留米保護区保護司会

変更があった委員氏名（任期）

※1 内田 裕市（令和6年6月1日～令和7年3月31日）

※2 早淵 三和子（令和6年6月1日～令和7年2月7日）



③久留米市子ども・子育て会議 部会名簿

※令和7年9月1日現在、五十音順、敬称略

乳幼児期・子育て部会

委員氏名	所属団体等	委員区分
麻生 睦美	特定非営利活動法人 子育て支援ボランティアくるるん	委
足立 賢士郎	パパラフ	特
今村 美恵子	久留米男女平等推進ネットワーク (えがりて久留米)	委
江崎 香保里	お母さん大学 福岡(ちっこ)支局	特
栞島 摩耶	未就学児の養育者(公募)	委
関 俊英	一般社団法人 久留米市保育協会	委
◎ 津村 直幹	一般社団法人 久留米医師会	委
○ 西野 恵子	久留米商工会議所	委
早川 成	久留米市認定こども園連絡協議会	委
村井 麻木	ツインズクラブ	特

学童・思春期部会

委員氏名	所属団体等	委員区分
池田 耕平	久留米市小・中学校PTA連合協議会 (小学校)	委
佐藤 昌子	社会福祉法人 グリーンコープ (久留米市生活自立支援センター 西部エリア)	特
高田 洋一	一般社団法人 学童保育くるめ	特
谷口 哲也	久留米市立中学校校長会	委
中井 久	久留米市校区青少年育成協議会連絡会議	委
◎ 中村 真弓	聖マリア学院大学 看護学部	委
○ 日野 勝文	久留米市立小学校校長会	委
山下 裕史	久留米市民生委員児童委員協議会	委
吉岡 マサヨ	特定非営利活動法人 ル・パトール	特

委員区分：委＝子ども・子育て会議委員

特＝子ども・子育て会議特別委員

◎：部会長、○：副部会長

青年期部会

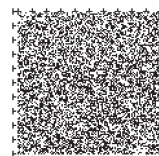
委員氏名	所属団体等	委員区分
内山 忍	ダンデライオン 不登校ひきこもりを考える親の会	特
◎ 大西 良	筑紫女学園大学 人間科学部	委
國武 卓史	日本労働組合総連合会 福岡県連合会 北筑後地域協議会	委
幸若 麻紀	16歳以上の養育者等(公募)	委
森山 智子	西日本エリートスタッフ株式会社 (久留米市生活自立支援センター 東部エリア)	特
○ 山下 経男	久留米市立高等学校校長会	委
渡邊 晃清	久留米保護区保護司会	特

育ちばぐみ支援部会

委員氏名	所属団体等	委員区分
上村 友紀	特定非営利活動法人 久留米市手をつなぐ育成会	委
◎ 大西 良	筑紫女学園大学 人間科学部	委
金子 みゆき	佐賀・筑後発達障害児者親の会「夢気球」	特
小松 宏吉	福岡県弁護士会 筑後部会	委
佐藤 佐和香	久留米市小・中学校PTA連合協議会 (中学校)	委
重永 侑紀	特定非営利活動法人 にじいろCAP	委
田中 のぞみ	特定非営利活動法人 わたしと僕の夢	委
中島 俊則	社会福祉法人聖嬰会児童養護施設 久留米天使園	委
中村 路子	一般社団法人 umau.	委
○ 原田 敏男	久留米市立久留米特別支援学校	委
藤田 君子	久留米市母子寡婦福祉会	特

幼児教育・保育部会

委員氏名	所属団体等	委員区分
荻野 玉恵	久留米市私立幼稚園協会	特
菊池 良明	一般社団法人 久留米市保育協会	特
関 俊英	一般社団法人 久留米市保育協会	委
◎ 中山 由里	久留米大学 人間健康学部	委
○ 早川 成	久留米市認定こども園連絡協議会	委



(4) 久留米市子ども・子育て会議 答申

令和7年8月26日

久留米市長 原口 新五 様

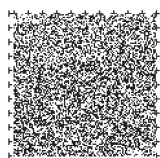
久留米市子ども・子育て会議
会長 中山 由里

久留米市子ども・子育て会議における審議について（答申）

このことについて、本会議は、こども基本法に基づく「市町村こども計画」及び子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定するため、先に諮問を受けた「市町村こども計画等の策定について」に対し、こども大綱における「こどもまんなか社会」の実現に向けて、基本的な考え方や具体的な施策等について、4回の会議及び延べ16回の部会を開催し、議論を積み重ねてきました。

議論の結果、当会議において「久留米市こども計画案」を取りまとめましたので、答申します。

久留米市におかれましては、本答申を踏まえて、計画の目指す姿である「こどもの笑顔があふれるまちづくり」の実現に向けて、より一層、積極的に取り組まれますよう期待しております。



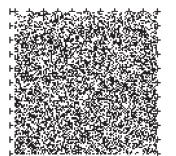
久留米市こども計画
令和7年9月

久留米市 子ども未来部 子ども政策課
〒830-8520

福岡県久留米市城南町 15 番地 3

TEL 0942-30-9227

FAX 0942-30-9718





久留米市

